令和6年度 国の施策に対する

重点提案•要望

令和5年6月

千 葉 県

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危	工機管理体制の構築		
(1)	新興感染症等及び将来の医療需要に対応できる	る医療提供体制の確保	
			1
(2)	災害から県民を守る「防災県」の確立		3
(2)	① 風害対策及び大規模停電対策の充実強化		J
	② 電力需給ひっ迫への対応に対する支援		
	③ 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の	見直し・支給対象の	
	拡大及び事務の電子化推進		
	④ 地震・津波対策に係る防災環境の整備		
	⑤ 市町村の消防広域化の推進期限の再延長及	び財政支援の強化	
	⑥ 地域防災力の中核となる消防団の活性化	0 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 /	
	⑦ 国民保護対策の推進		
2 以	5災基盤の整備		
(1)	災害に強い社会資本の整備		16
` '	① 道路ネットワークの機能強化		
	② 河川・海岸等における津波・高潮・耐震・	水害対策の推進	
	③ 千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策	の推進	
	④ 水門操作に係る安全性の確保の推進		
	⑤ 土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査	費の地方負担の軽減	
	⑥ 医療機関等の防災力の強化と耐震化の促進		
	⑦ 災害に強い水道施設の整備を加速するため	の支援の拡充	
	> > = d= A = d= > = = t/13		
3 <	らしの安全・安心の確保		
(1)	治安基盤の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		29
(2)	交通安全県ちばの確立		30
	① 通学路の安全確保及び地域の活力向上のた	めの道路整備や適正な	
	維持管理等		
	② 通学における児童・生徒の安全確保に向け	た取組とスクールバスの	カ
, ,	運行に対する支援の強化		
(3)	放射性物質に対する県民の安全・安心の確保		34
	① 福島第一原子力発電所事故に伴う除染によ		
	処分に関する早急な対処及び国による万全	の財政措置	
	② 事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理	I DO hirm to a bit /	
	③ 東京電力福島第一原子力発電所における A	LPS処埋水の処分	
	に関する対応		

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 Å	経済の活性化		
(1)	京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災	力等の強化に関する	
(-)	支援等の拡充		39
(2)		支援策の充実	41
(3)		<u> </u>	44
(4)		長• 発展	46
(5)			52
(6)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		55
(0)	① 観光立県の実現に向けた国内観光需要の)同復に対する支援	00
	② 観光立県の実現に向けた外国人旅行者認		
		AND THE STATE	
2	農林水産業の振興		
(1)	力強い産地づくりのための支援		59
(1)	① 飼料用米等への支援継続と産地交付金の) 拡充	00
	② 農業経営基盤強化促進法等の一部改正に	· · ·	
	対応した支援	2.6. 多朋及及人们	
	③ 農業の担い手及び担い手組織に対する支	7接予算の拡充と事業の改	·盖
	④ 水産業の基盤となる漁場環境の改善に向		. 🎞
	⑤ 有害鳥獣等の対策強化	71) (24)(111,4) (34)	
(2)			68
(2)	① 改正漁業法に基づく新たな資源管理に向	コけた支援等の強化	00
	② サンマ・サバなどの国際水産資源の管理		D
	安全確保		
(3)			72
(4)			73
(- /	3, 12, 18, 18, 18, 18, 18, 18, 18, 18, 18, 18		
3 1	社会資本の充実とまちづくり		
(1)	首都圏中央連絡自動車道の建設推進		74
(2)			76
(3)			77
(4)	******		78
(5)			79
(0)	・東京外かく環状道路の建設推進		
	・富津館山道路の4車線化		
	・京葉道路の渋滞対策の推進		
	・東京湾岸道路の整備推進		
	・国道 5 1 号等の直轄国道の整備推進		
	・幹線道路網の整備促進		
	・重要物流道路に係る地方公共団体への	支援等	
(6)			84
(7)		との相互直通運転の	
	実現及びJR京葉線の輸送力増強		86
(8)	東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向	けた支援の充実	88
(9)	ホームドアの整備による転落防止対策の促	進	90

(10)千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進	•••••	92
(11) 洋上風力発電事業における名洗港の活用に向ける	た整備の推進	94
(12) 連続立体交差事業の推進		96
(13) 利根川及び江戸川の治水対策の推進		97
(14) 社会資本の適正な維持管理		99
① 社会資本の整備や老朽化対策等の推進		
② 河川管理施設の維持管理・更新の推進		
		102
(16) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の		104
(17) 工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の		105
	<i>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</i>	100
Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実		
1 医療提供体制の充実		
(1) 医師・看護職員の養成・確保対策の推進		107
		110
(3) 訪日外国人等への医療提供にかかる支援		112
(4) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた	財政基盤の確立 …	113
2 高齢者福祉の充実		
(1)介護人材の確保・定着対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		115
IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立		
1 子育て施策の充実		
<u> </u>	48/11 to 1 to 1 to 1 to 1	110
(1)保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及で	の保育士の催保 …	
(2) 子どもの医療費助成制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••	122
(3)児童虐待防止体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		123
(4) 子どもの貧困対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		125
2 教育施策の充実		
		=
(1) 学校における教育の充実・働き方改革のための	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(2) 「GIGAスクール構想」実現に向けた取組へ σ		132
(3) 学校施設及び社会教育施設の整備に必要な財源の	の確保と	
学校機能の強化		134
	•••••	136
(5) 私立学校の運営等に対する支援策の充実		137
(6) 部活動の地域移行に係る地域スポーツ・文化芸行	術活動の	
環境整備支援		140

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現

1 共生社会の実現	
(1) 我が国の活力向上に向けた外国。 (2) 多文化共生社会の実現に向けた。	支援の拡充
(3)障害者差別解消法の円滑な運用の	
VI 独自の自然を生かした魅力ある千	薬の創造
1 環境の保全と豊かな自然の活用	
(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の	の推進147
(2) 再生可能エネルギーの適切な導力	入等に向けた制度設計と運用 150
(3) PCB廃棄物の適正処理の推進	152
(4) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保金	全対策の推進 155
Co. 11. Ma Illinois 11. 3. ma 1ml	
◎ 施策横断的な取組	
1 物価高騰対策の実施	
(1) 物価高騰対策の実施	158
2 デジタル社会の推進	
(1) デジタル施策の推進	160
(2) 自治体DXの推進	162
(3)治安基盤の強化	164
(4) 京葉臨海コンビナートの国際競争	
支援等の拡充	
	規模事業者支援策の充実 164
(6) 有害鳥獣等の対策強化	
(7)「GIGAスクール構想」実現に	:向けた取組への支援 ····· 165
3 カーボンニュートラルに向けた取締	狙の推進
(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の	の推進 166
(2) 再生可能エネルギーの適切な導力	入等に向けた制度設計と運用 167
(3) 京葉臨海コンビナートの国際競争	争力・防災力等の強化に関する
支援等の拡充	167
(4) 水産業の基盤となる漁場環境の	
(5) 成田国際空港のポテンシャルを	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(6) 洋上風力発電事業における名洗剤	港の活用に向けた整備の推進 ····· 168
4 行財政基盤の強化	
 (1) 地方税財政の充実・強化	169
(2)地方分権の推進	172

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 1 危機管理体制の構築
- (1) 新興感染症等及び将来の医療需要に対応できる医療提供体制の確保

提案・要望先 厚生労働省 千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

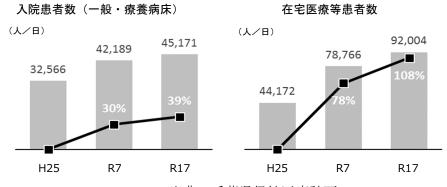
新興感染症等及び将来の医療需要に対応できる医療提供体制の確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 新興感染症等の感染拡大時においても、感染症への対応と一般医療や 救急医療などの地域医療との両立を図る医療提供体制を確保できるよう、 医療機関等への財政支援など総合的な取組を推進すること。
- 2 また、毎年度、地域医療構想策定時に行った医療需要の推計方法と同様の方法で現状を分析し、当該データを都道府県へ提供する等して、 都道府県や地域の関係者が地域医療構想の実現に向けた進捗状況の 検証を客観的・定量的に行うことができるよう支援すること。

- 新興感染症等の感染拡大時において、速やかに、一定の病床の提供、人材 の確保ができるような医療提供体制とするには、医療機関の自主的な役割 分担と連携への取組だけでなく、国による支援が必要である。
- 感染症法の改正(令和6年4月1日施行)により、各都道府県は、新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定(病床/発熱外来/自宅療養者等に対する医療の提供/後方支援/人材の派遣)を締結することとなっており、感染症発生・まん延時に確実に稼働する医療提供体制を構築するため、協定締結医療機関に対する財政支援とともに、一般医療を担う医療機関等における感染対策に対する財政支援が必要である。
- また、今後の人口構造の変化に対応した医療提供体制の確保に当たっては、地域医療構想の実現に向けた取組みを推進することが重要である。現行の地域医療構想の策定に当たっては、国から提供された平成25年度のNDB (National Database)等の各種データ (医療需要や患者流出入)に基づき入院や在宅医療に対する需要が推計されているが、その後の変化を把握するための同様のデータ提供はなく、毎年公開される病床機能報告制度だけでは進捗状況の検証が十分に行えない状況にある。

【参考1:医療需要の将来推計(千葉県)】



出典:千葉県保健医療計画

【参考2: 令和7年における必要病床数と令和3年度病床機能報告の結果との 比較(千葉県)】

病床機能	必要病床数(R7)	病床機能報告(R3)	差
高度急性期	5,650 床	6,948 床	1,298 床
急性期	17,851	23,444	5,593
回復期	15,260	6,396	▲8,864
慢性期	11,243	10,842	▲ 401
計 (休棟等含む)	50,004	49,544	▲ 460

【参考3:平成25年と令和7年における機能別医療需要の比較(千葉県)】

病床機能	平成25年	令和7年	増減
高度急性期	3,636 人/日	4,364 人/日	728 人/日
急性期	10,598	14,014	3,416
回復期	9,758	13,790	4,032
慢性期	8,564	10,018	1,454
入院需要 計	32,556	42,186	9,630
在宅医療等の需要	44,172	78,766	34,594
【再掲】訪問診療	26,366	49,853	23,487

[※] 平成25年は医療機関所在地ベース、令和7年は患者住所地ベースの集計

[※] 令和7年の訪問診療の需要は、病床再編に伴う新たな需要2, 372人/日を含む

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 1 危機管理体制の構築
- (2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案·要望先 内閣府、国土交通省 千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】 (1) 風害対策及び大規模停電対策の充実強化

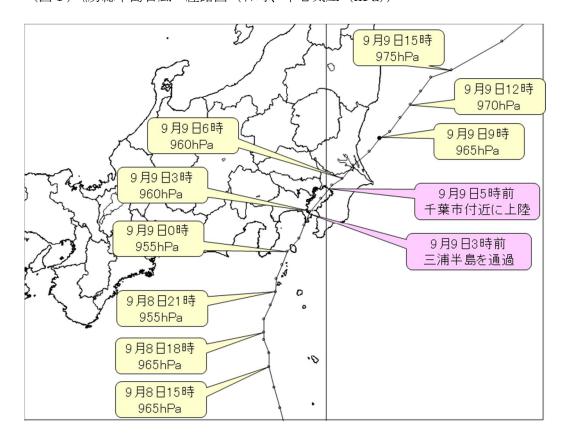
【具体的な提案・要望内容】

- 1 電力供給網の予防保全を図るため、危険木の事前伐採を迅速に 進められるよう、国において自治体や電力事業者等の関係者間の役割 及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援を行うこと。
- 2 猛烈な台風等による風害等の被害が甚大化する中、風害対策に 必要となる科学的知見に基づいた被害想定を行うため、調査研究の 充実・強化を図ること。

- 令和元年房総半島台風では、記録的な暴風により、住民生活に甚大な被害が生じた。今後も、気候変動の影響等に伴い、台風などの災害の激甚化の傾向が続くことが危惧され、大規模停電などの被害への対応が喫緊の課題となっている。
- 大規模停電を予防するためには、樹木の事前伐採(予防伐採)の推進等が効果的であり、本県でも、電力事業者と協定を締結した上で、予防伐採について検討を進めているところであるが、役割及び費用負担の在り方が定まっておらず、電力事業者等の関係者間での調整に苦慮している。
- 風害対策の必要性は、令和元年房総半島台風等災害対応検証会議に おいても、委員(外部有識者)から指摘されているところであるが、 科学的知見を踏まえた対策を講じるため、風害の被害想定に関する基礎的な 調査研究が必要である。

【参考】

(図1)《房総半島台風 経路図(日時、中心気圧(hPa))



(図2)《房総半島台風 最大瞬間風速 (9月8日10時~9月9日24時)》

市町村名	風向	風速	時分
1,5-3111 [4]	(16 方位)	(m/s)	(9月9日)
千葉市中央区	南東	57.5 💥	04 時 28 分
木更津市	東南東	49.0 💥	02 時 48 分
館山市	南南西	48.8	02 時 31 分
成田市	南南東	45.8 💥	05 時 36 分
勝浦市	南南西	40.8	04 時 29 分
銚子市	南	40. 4	07 時 01 分
横芝光町	南	37.5 💥	05 時 23 分
香取市	南東	37.0 💥	06 時 19 分
鴨川市	南南西	35.6 💥	03 時 32 分
茂原市	南	34.3 ×	04 時 43 分
市原市	南南西	33.9 💥	04 時 23 分
佐倉市	東南東	33.9 💥	05 時 01 分
君津市	南	33.6 💥	03 時 17 分

※観測史上1位の値を更新

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 1 危機管理体制の構築
- (2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案•要望先 経済産業省

<u>千葉県担当部局</u>商工労働部、環境生活部、防災危機管理部



【提案・要望事項名】 ② 電力需給ひっ迫への対応に対する支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 電力の安定供給は国民生活や経済活動にとって重要であることから、 電力需給ひっ迫の事態が生じないよう、国が責任をもって、常に安定的な 電力供給を確保できるよう対策を講じること。
- 2 電力需給ひっ迫のおそれが生じたときは、国として電力事業者と緊密に 連携し、国民や企業等があらかじめ対応策を講じることが可能となるよう 早期の段階で適切な情報提供を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 国から、令和4年3月に「電力需給ひっ迫警報」、同年6月には「電力需給ひっ追注意報」が発令される事態になったほか、その後も、夏季や冬季における節電の要請が出されるなど、電力の安定供給に課題が生じている。令和5年度においても、夏季を中心に依然として電力需給は厳しい見通しであると国から示されており、国民生活や経済活動に重大な支障が生じないように、国は責任をもって、十分な発電設備を確保することや、発電設備の休止予定等を従来以上に管理することなど、対策を講じる必要がある。
- 本県では、国から節電の協力を求める電力需給ひっ迫注意報が発令された場合には、国の情報を基に、市町村をはじめ関係団体に節電の協力依頼を周知するとともに、県民や事業者に対してホームページやツイッターを通じて広報を実施してきた。

しかしながら、国からの情報提供では、発電所の稼働・停止状況や天気 予報等を踏まえた電力需給の見通し、ひっ迫を回避するため具体的にどの 程度の節電をすればよいのか、などについて、十分な説明がなされておらず、 県民や事業者が、ひっ迫状況を正確に把握し、的確な対応策を講じることは 難しい状況にある。

県民や事業者が電力需給のひっ迫が見込まれる場合の準備を円滑にできるよう、国が中心となって、迅速かつ的確でわかりやすい情報提供を行うこと。

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 1 危機管理体制の構築
- (2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案・要望先 内閣府

千葉県担当部局 防災危機管理部

【提案・要望事項名】

③ 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し・支給対象の拡大及び 事務の電子化推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一市町村でも適用対象となる場合には、法に基づく支援が被災者に平等に行われるよう、全ての被災市町村が支援の対象となるよう見直すこと。
- 2 被災者生活再建支援制度については、損害割合30%以上の半壊が支給 対象となっているが、損害割合20%台の半壊を含め、半壊全てを支給 対象とするとともに、支給対象の拡大に伴う財政支援措置を講ずること。
- 3 国及び関係機関において、申請・審査・支給に至る一連の事務の電子化を 推進すること。

【直面している課題・背景】

- 現行の被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)では、その適用 範囲は、市町村又は都道府県単位で一定数以上の被害があった場合と されている。
- そのため、平成25年9月の竜巻被害においては、同一の竜巻による一連の被害でありながら、全壊世帯が10世帯以上であった埼玉県越谷市では支援法が適用され、一方、全壊世帯が1世帯であった野田市では支援法が適用されないという不均衡が生じた。
- さらに、令和元年房総半島台風からの一連の災害では、市町村における被害世帯数が適用要件を満たした市町村から順次支援法を適用し、最終的に県内で100世帯以上の全壊被害があったため、県内全域に支援法を適用した。

しかしながら、県内全域に制度が適用できなかった場合、全壊被害が 1世帯程度であった市川市や流山市などは対象外となり、同じ災害で同じ ような住宅被害を受けながら、居住する市町村によって支援が受けられない という不均衡が生じるところであった。

- 近年は、毎年のように豪雨や台風による浸水や土砂災害などの様々な被害が発生しており、今後、広範囲にわたる災害によって離れた地域に全壊被害が発生する可能性が高まっている。一部地域が適用対象となった場合は、全ての被害区域が支援の対象となるよう適用要件を見直す必要がある。
- 令和2年12月4日に支援法が改正され、半壊(損害割合20%以上40%未満)のうち、30%台の中規模半壊まで支給対象が拡大されたが、半壊は住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものであり、損害割合20%台も含め、全ての半壊世帯を支援する必要がある。

また、令和元年房総半島台風等の一連の災害では、全県で6,963棟と 多数の半壊被害が発生し、県では、災害救助法による応急修理と県独自の 補修制度により支援を実施しているところであり、損害割合20%台の 半壊を含め、半壊全てを支給対象とする必要がある。

○ 被災者生活再建支援金については、被災者が申請書類を市町村窓口に 提出、県を経由し、(公財) 都道府県センターが審査し被災者への支給を 行うが、紙書面の郵送により事務を処理していることから、被災者が事務の 進捗状況を容易に把握できない、支給までに時間を要するなどの問題が 生じている。

そこで、マイナポータル及び地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が推進するクラウド型被災者支援システムなどを活用し、被災者、市町村、県、都道府県センター間の事務の電子化を図り、被災者の利便性向上と手続きの迅速化を進める必要がある。

【参考:令和元年房総半島台風等における支援法の適用状況】

- ・令和元年 9月27日 館山市、南房総市及び安房郡鋸南町に適用
- ・令和元年10月 2日 鴨川市、君津市、富津市及び匝瑳市に適用
- ・令和元年10月 8日 市原市及び富里市に適用
- ・令和元年10月15日 県内全域に適用

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 1 危機管理体制の構築
- (2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案·要望先 内閣府、国土交通省、文部科学省 千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】 ④ 地震・津波対策に係る防災環境の整備

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国が責任をもってS-netの観測データを活用した市町村ごとの 津波高、津波到達時間、津波浸水域等の詳細な津波予測情報を配信すること。
- 2 「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域内の津波避難施設 や避難路の整備など緊急に実施しなければならない事業について、 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法と同等に 国の補助率の嵩上げなど具体的な財政上の措置を講じること。

【直面している課題・背景】

○ 東日本大震災による大規模な津波災害を受けて、国は海溝域で発生する 地震や津波をリアルタイムかつ直接検知し、精度の高い情報を早期に提供 する目的で日本海溝海底地震津波観測網(S-net)を整備した。

本県では、S-netの観測データを基に詳細な津波情報を予測する「千葉県津波浸水予測システム」を整備運用している。

しかし、日本海溝、相模トラフで巨大地震がひとたび発生すれば、津波による被害は、本県にとどまるものではなく、地域で統一的な基準による予測情報を共有し、連携して対策にあたることが必要であるため、国において浸水予測システムを開発し、予測情報の配信を行うことを要望する。

○ 国は、国難級の災害として「首都直下地震」「南海トラフ地震」「日本海溝・千島海溝地震」を想定し、それぞれ特別措置法を制定し対策を促進するとともに、関係都道府県に対しては、地震防災対策の迅速な推進を求めている。うち、「日本海溝・千島海溝地震」については、令和4年度、特別措置法の改正により、特別強化地域の指定が行われ、避難施設や避難路の整備に対し、南海トラフ地震と同レベルの財政支援措置が行われることとなったが、本県においては、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震の双方とも、特別強化地域に該当する地域は少ない。

一方、本県では、相模トラフ沿いの地震により大きな被害があると 見込まれ、本県全域が、「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策 区域に指定されているが、同区域に対しては国の財政支援はないところで あり、今後の地震、津波対策を進めるため、財政措置の強化を要望する。

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 1 危機管理体制の構築
- (2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案・要望先 総務省

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】

⑤ 市町村の消防広域化の推進期限の再延長及び財政支援の強化

【具体的な提案・要望内容】

1 消防体制の強化を図るため、消防広域化に取り組む市町村に対し、 必要な財政支援を行うこと。

また、普通交付税不交付団体へも、インセンティブとなる効果的な財政支援を行うこと。

2 消防広域化推進期限及び財政措置の期限を延長すること。

- 人口減少が進む社会の中で、大規模化する災害や高齢化に伴う救急需要の 増大などに対応しうる消防力を確保するためには、消防の広域化が非常に 有効な手段である。
- しかし、小規模な消防本部では、広域化による消防力の維持強化が喫緊の 課題である一方で、比較的規模が大きい消防本部においては差し迫った議題 とされておらず、消防本部の規模や財政力の差による温度差が著しい。 広域化の実現には、小規模消防本部以外の消防本部に訴えるインセンティブ が必要である。
- 現在消防庁では、広域化を行う団体に対し消防署所の増改築費や消防車両整備に財政支援を行っているが、いずれも広域化に伴って行うものに限られており、支援対象は限定的である。また、本県には8団体の地方交付税不交付団体(※)があり、現行の財政支援はほとんど交付税措置であることから、本県の広域化の進展のためには、交付税以外の財政支援が必要である。
- 国が「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」で定めた広域化推進期限は令和6年4月1日である。本県では現在、印旛地域で消防広域化の検討を進めているが、具体的な協議に至っておらず、令和5年度中に広域化を実現することは難しく、期限の延長を求めたい。
 - (※) 市川市、成田市、市原市、君津市、浦安市、袖ケ浦市、印西市、芝山町 (R4) (枠付きは広域化対象市町村、下線は広域化対象市町村に隣接する市町村)

【参考】

1 国の指針に基づく広域化対象市町村の考え方

原則指定	特定小規模消防本部	消防吏員数50人以下	栄町
	 準特定小規模消防本部	 消防吏員数100人以下	富津市、
可能な限り 指定	平付足小风候相例平前	相例失貝数100八四十	富里市
	小規模消防本部	 管轄人口10万人未満	銚子市ほか
	小观怪相例本部	官賠八口10刀八不何	10市町※

※旭市、君津市、四街道市、袖ケ浦市、<u>匝瑳市、横芝光町、勝浦市</u>、 いすみ市、大多喜町、御宿町(下線は一部事務組合)

2 本県における消防広域化の検討状況

印旛地域において令和3年11月に消防広域化に係る印旛地域関係部課長・ 消防長会議を設置し、検討中。

参加団体(計9市町6消防本部、下線は小規模消防本部) 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、 栄町、成田市消防本部、<u>四街道市消防本部、富里市消防本部、</u><u>栄町消防本部</u>、 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部、印西地区消防組合消防本部

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 1 危機管理体制の構築
- (2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

提案・要望先 総務省

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】⑥ 地域防災力の中核となる消防団の活性化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地域防災の要である消防団活動の活性化へ向けて、若年層における消防団活動への理解促進とイメージアップが喫緊の課題であることから、若年層向けの情報発信を効果的に行うこと。
- 2 消防団が保有する車両総重量3.5トン以上の消防自動車を、普通免許で 運転可能な3.5トン未満の消防自動車に更新するための経費を補助対象 に加えること。

- 消防団員の減少に歯止めがかからず、特に若年層の加入者は著しく減少 しており、若年層の参加促進が急務である。
- 団員減は全国的に深刻であり、国では「消防団員の処遇等に関する検討会」 の令和3年度の最終報告で、団活性化のため、操法訓練などの過度な負担の 改善と、消防団の活動の重要性ややりがいを広く伝え、イメージアップを 図ることが重要であると指摘した。
- 本県では操法訓練の基準を見直し訓練の負担軽減を図りつつ、地域の若者向けSNS広告や各種イベント開催を通じて団加入促進を図っているが、消防団活動が身体的・精神的・拘束時間的に極めてハードであるというネガティブなイメージは根強く、国においてメディアを活用して、消防団の良いイメージを広く訴えるPRを求めたい。
- 消防自動車については、準中型自動車免許の創設と改正道路交通法の施行に伴い、平成29年3月12日以降に普通自動車免許を取得した者は車両総重量3.5トン以上の車両は運転できなくなった。
- 国ではその措置として消防団員が準中型自動車免許の取得経費に対し 特別交付税措置を実施したが、団活動のために準中型免許が求められること が団員に与える負担は大きく、保有する消防車両が3.5トン以上である 団にとっては、団加入の阻害要因となりうる現状がある。

【参考】

- 1 消防団設備整備費補助金について
 - (1) 令和元年度交付実績 4団体(補助総額: 2,627千円)
 - (2) 令和2年度交付実績 20団体(補助総額:31,597千円)
 - (3) 令和3年度交付実績 5団体(補助総額: 1,590千円)
 - (4) 令和4年度交付決定額 6団体(補助総額:19,131千円)
- 2 準中型自動車免許について(令和4年4月1日現在)
 - (1) 自動車免許保有団員数
 - ・各種自動車免許を保有している団員数:16,459人
 - ・うち、普通免許(平成29年3月12日の改正道路交通法施行以降に 取得)を保有している団員数:715人 ※改正後普通免許保有率:約4.34%
 - (2) 準中型自動車免許取得に係る助成制度
 - ・ 1 1 市町で実施 東金市、勝浦市 (R4.4)、八街市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町
- 3 消防団車両について(令和4年4月1日現在)
 - ·消防団車両総数:1,693台
 - ・うち、3. 5トン以上の車両数:643台
 - ※3. 5トン以上車両割合:約38%

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 1 危機管理体制の構築
- (2) 災害から県民を守る「防災県」の確立

<u>提案・要望先 総務省</u> 千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】 (7) 国民保護対策の推進【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国際情勢が緊迫する中、国民保護対策に係る事業を円滑に推進するため、 訓練の重要性や状況に応じた避難行動について国民や事業者の理解が 深まるよう、国として普及啓発及び広報の充実・強化を図ること。
- 2 武力攻撃に対する対応能力向上を図るため、全国瞬時警報システム (J-ALERT)の改修などにより情報伝達の更なる迅速化を 図るとともに、武力攻撃等の類型ごとの基本的な被害想定の提示など、 実効的な訓練の実施に向けた支援を行うこと。
- 3 緊急一時避難施設を含めた避難施設について、施設管理者の同意を得やすいよう、国として施設利用時における損害補償の制度化や 関係機関への働きかけを強化すること。

- ウクライナ紛争の長期化や北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの 発射など国際情勢は緊迫化しており、様々な事態を想定した訓練の実施や 避難施設の指定など国民保護の体制の強化が喫緊の課題となっている。
- 国民保護対策を円滑に推進するためには、国民や事業者の自発的な協力が重要であることから、国と地方公共団体が連携し、平時より訓練の重要性や状況に応じた避難行動について、国民や事業者の理解が深まるよう積極的に普及啓発を行い、国民保護に対する意識醸成を図る必要がある。
- 国は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達時間を 一層早めるため、ミサイル発射情報の送信の迅速化等を内容とした システム改修を進めているが、本システムは国民の避難行動時間を 確保するうえで非常に重要なシステムであることから、迅速かつ適切な 情報伝達が行えるようシステムの改修等を継続的に検討していくことが 必要である。

- 本県では、爆破テロや化学物質散布などの想定のもと、訓練を実施しているところであるが、武力攻撃を想定した訓練の実施にあたり、基本的な被害想定がないためその企画に苦慮している。県独自で類型ごとに応じた武力攻撃の被害想定を作成することは困難であるため、国による支援が必要である。
- 武力攻撃事態等において、住民の避難及び避難住民等の救援を的確かつ迅速に実施するため国民保護法第148条に基づき、県では、令和5年2月7日現在、避難施設として2,508箇所、このうちミサイル攻撃の爆風等からの直接被害を軽減するための緊急一時避難施設については、地下施設61箇所を含む1,743箇所を指定しているところ。避難施設の人口カバー率は、緊急一時避難施設全体で76.9パーセント、地下施設については1.37パーセントに留まっており、更に指定を推進していく必要がある。

【参考】 ○避難施設のうち緊急一時避難施設の指定状況(令和5年2月7日現在)

	全体	
		うち地下施設
施設数	1,743	6 1
指定面積(千㎡)	3, 986	7 1
収容人数(千人)	4,830	8 6
人口カバー率(%)	76.9	1. 37

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 2 防災基盤の整備
- (1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ① 道路ネットワークの機能強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 首都圏中央連絡自動車道や北千葉道路などの幹線道路においては、 ミッシングリンクの解消や、暫定2車線区間の4車線化を図ること。また、 高規格道路の代替機能を発揮するダブルネットワークの強化を推進する こと。
- 2 緊急輸送道路網など地域防災力の強化に必要な道路ネットワークの整備 や橋梁の耐震補強、無電柱化、道路法面の防災対策等の推進を図ること。
- 3 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源を 例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること。また、対策期間 完了後も、国土強靭化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して 継続的に取り組むこと。

- 東日本大震災や令和元年房総半島台風では、高規格道路は救援・救護活動の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識されたところであり、近年の激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、被災後速やかに機能する強靭で信頼性の高い道路ネットワークが必要である。しかし、圏央道や北千葉道路などの高規格道路については、未開通区間があるとともに、開通済み区間も一部で暫定2車線での供用となっている。また、高規格道路の代替機能を発揮する国道127号などの直轄国道についても、防災上の課題の解消に取り組む必要がある。
- 地方道においても、これまで以上に、緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震 補強、無電柱化、道路法面の防災対策等に取り組んでいく必要がある。
- 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を活用し、強靭化対策に取り組んでいるところであるが、中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に国土強靭化を推進するため、必要な予算を通常予算とは別枠で安定的に確保する必要がある。

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 2 防災基盤の整備
- (1) 災害に強い社会資本の整備

提案·要望先 国土交通省、農林水産省 千葉県担当部局 県土整備部、農林水産部



【提案・要望事項名】

② 河川・海岸等における津波・高潮・耐震・水害対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 津波・高潮・耐震対策については、港湾、海岸、河川、漁港等の多くの 施設の早急な整備が必要であり、多大な事業費を要することから、必要な 予算を確保すること。
- 2 近年、激甚化する水災害に対応するため、河川、海岸における治水対策、 内水氾濫対策の強化など、水害対策をより一層推進させるために必要な予算 を継続的に確保すること。

- 東日本大震災により河川・海岸等に大きな被害を受けた本県は、九十九里 沿岸をはじめとする各地域の津波対策について見直しを行い、その結果を 踏まえて順次整備を進めているところである。また、これに併せて各種施設 の耐震対策にも取り組んでいる。
- 港湾・海岸・河川・漁港等では、復興事業終了後においても堤防の被覆化 や防潮堤の整備、水門・陸閘の自動化や遠隔化、九十九里沿岸以外の津波 対策など、多くの事業がある。
- 防護水準が津波より高潮高波が上回る東京湾内湾の県管理河川のうち、 既設護岸高さが計画高潮位に対応した堤防高さを下回る4河川においては、 近年の気候変動や、既往最大潮位を更新した平成30年の大阪湾の高潮 被害等を踏まえると、施設整備を早急に実施する必要がある。
- 近年、甚大な被害を引き起こす台風や集中豪雨などが頻繁に発生しており、本県でも、令和元年10月25日の大雨により、多くの河川が越水したことで、各地で浸水被害が発生したが、本県の河川整備率は約59%(令和3年度末時点)であることから、早急に河川整備を実施する必要がある。

- 特に、一宮川水系では、激特事業や浸水重点事業等の河川整備への財政的 支援をいただいているところであるが、流域治水を一層推進するため、流域 市町村などが行う流域対策に対しても財政的支援が必要である。
- 低平地を多く抱える本県では、流域全体の治水安全度向上を図ることが 重要であることから、内水氾濫対策を強化するための財政的支援が必要で ある。

【参考:千葉県における津波・高潮対策(位置図)】



- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 2 防災基盤の整備
- (1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

③ 千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

千葉港海岸船橋地区の水門、排水機場及び護岸は建設から50年以上が 経過し、老朽化が著しく、耐震性の確保も必要であるため、大規模で高度な 技術を要する水門・排水機場及び護岸の改修について、国において整備を 推進すること。

また、県が実施する水門、排水機場及び護岸の整備に必要な予算を十分確保すること。

- 千葉港海岸船橋地区では、背後地の都市化が進展し企業の立地及び人口 の集積化が顕著かつ公的重要施設の立地も図られているところだが、ゼロ メートル地帯を抱えているため、高潮から人命や財産を防護する海岸保全 施設の重要性が非常に高い地区となっている。
- しかしながら、多くの海岸保全施設が昭和40年代に築造され老朽化や 地盤沈下が著しいことから、地元では、地域住民による促進協議会が立ち 上げられ、シンポジウムの開催や国への要望活動が活発に行われており、 早期の耐震性の確保や施設改修を求めていた。
- そのような中、令和4年度から大規模で高度な技術が必要となる水門、 排水機場及び護岸の改修が国により事業化され、3月に着工したところで あり、地元からは早期整備が求められている。
- 高潮対策事業に当たっては、県施工区間の整備も直轄事業区間と同時に 進めていくため、その予算の確保が必要である。

【参考】千葉港海岸船橋地区 直轄事業化箇所図



※ 赤文字 直轄事業化区間

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 2 防災基盤の整備
- (1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先国土交通省千葉県担当部局県土整備部



【提案・要望事項名】 ④ 水門操作に係る安全性の確保の推進

【具体的な提案・要望内容】

津波被害を最小限に抑えるため、津波発生時に迅速、かつ、確実に水門を 閉鎖し背後地の浸水被害を防止するとともに、水門操作員の安全を確保する ため、既設の水門の自動閉鎖や遠隔操作等の改良を速やかに行う必要がある ことから、国として海岸保全施設と同様に河川の既設水門の改良について、 財政支援を講じること。

【直面している課題・背景】

○ 東日本大震災において、水門の閉鎖作業に携わった消防団員等が相次 いで津波に巻き込まれ尊い命を落とした。

また、国は、「津波対策の推進に関する法律(平成23年法律第77号)」 を平成23年6月24日に施行し、「海岸及び津波の遡上が予想される河川 の水門等について、津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による 閉鎖などの改良」を規定したところである。

県では、復興事業を活用し、東日本大震災の被災地域にある河川、海岸に設置されている水門等の自動化や遠隔監視等の改良を実施した。

しかし、復興事業区間外の水門等の改良を推進するための国の財政支援は、海岸保全施設に限られており、河川の既設水門等の改良を進めるには 多大な費用を要することから、財政支援が必要である。

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 2 防災基盤の整備
- (1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先総務省、国土交通省千葉県担当部局県土整備部



【提案・要望事項名】

⑤ 土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査費の地方負担の軽減

【具体的な提案・要望内容】

土砂災害防止対策基本指針に基づき、新たに抽出した危険箇所について、 区域指定を計画どおり令和7年度末までに完了させるため、都道府県が実施 する基礎調査に係る国費率を引き上げるとともに起債の充当を認めること。

【直面している課題・背景】

- 土砂災害防止法に基づき、県が地形や土地の利用状況などを調査する「基礎調査」を実施し、土砂災害の発生するおそれがある土地の区域を土砂災害警戒区域等として指定している。
- 国が令和2年8月に改訂した基本指針に基づき、最新の高精度な地形情報や 市町からの情報提供により、新たに10,744箇所の危険箇所を「基礎調査 予定箇所」として選定し、令和3年5月末に県ホームページで公表した。

これらの箇所について、令和3年度から令和7年度までの5年間で区域 指定を完了させるためには、基礎調査費に係る地方負担の軽減が必要であり、 現行では、県の負担が3分の2と大きく、起債も充てられないことから、 国費率の引き上げと起債の充当による財政支援が必要である。

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 2 防災基盤の整備
- (1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 厚生労働省 千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 ⑥ 医療機関等の防災力の強化と耐震化の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 発災前に土嚢を設置するなど、被害軽減策を講じる必要性が生じた場合、 設置した土嚢の撤去等の原状復帰を含め、その際に活用できる補助制度を 創設すること。また、医療施設等災害復旧費補助の対象について、分娩を 取り扱う有床診療所などにも拡充すること。
- 2 災害時における連絡手段確保に向け、医療機関に対し衛星電話の設置を 促進するため、「医療施設非常用通信設備整備事業」の対象医療機関を拡充 すること。
- 3 災害に対する備えとして医療施設の耐震化を進めるため、現在の「医療 提供体制施設整備交付金」における「医療施設等耐震整備事業」の補助制度 について、補助基準額、対象面積及び基準単価を引き上げるとともに、 Is値O. 6未満の病院を広く対象とするなどの拡充を図ること。

【直面している課題・背景】

○ 本県の医療機関は令和元年度に生じた台風15号等により、甚大な被害を被った。一方、発災前に土嚢の設置などにより、被害が軽減できた医療機関があった。

医療施設災害復旧費の補助対象については、たとえば周産期医療分野では 周産期母子医療センターのみに限定されているなど、甚大な被害を受けた 医療機関であっても補助を受けることが出来ない状況にある。

○ 災害時においては複数の通信手段を確保しておくことが求められるが、 医療機関における衛星電話保有状況は一般病院で57病院と低い状況で あり、設置を促進するため、現在救命救急センター、周産期母子医療 センター、地域医療支援病院、特定機能病院に限られている対象医療機関の 拡充が求められる。

- 本県の病院の耐震化については、これまで「医療施設耐震化臨時特例 交付金」を活用して進めてきたところであるが、当該交付金は平成27年度で終了し、令和4年9月時点で県内病院の耐震化率Is値0.6以上は、約80%にとどまっている。
- 現在の「医療施設等耐震整備事業」では、補助対象が I s 値 0. 4 未満 の二次救急医療施設、 I s 値 0. 3 未満の病院などに限られていること から、耐震性が不十分とされる I s 値 0. 6 未満であるにもかかわらず、 整備事業の対象とならない医療機関があり、耐震化が進んでいない。

なお、過去事業である「医療施設耐震化臨時特例交付金」では、Is値 0.6未満の二次救急病院も対象としており、二次救急病院の耐震化が 進んでいた。

○ 令和4年度に基準額が増額されたものの、事業者からは耐震化に係る 費用と基準額が見合っていないとの意見もあり、これも整備が進まない 要因の1つとなっている。

【参考1:医療提供体制施設整備交付金及び医療施設耐震化臨時特例交付金について】

	E :	医皮肤部(1) 医吐根 医大儿 A
	医療提供体制施設整備交付金	医療施設耐震化臨時特例交付金
	(医療施設等耐震整備事業)	(平成27年度に終了)
補助実績	H26:1 (②) 、H27:1 (③) 、H28:1 (②)	H25:5、H26:6、H27:2 (すべて②)
(件)	H29: O 、H30: O 、R1: O 、R2: 2 (①、③)	※公立も対象
(1+)	※公立は対象外	
	①補強が必要と認められる建物を有する	耐震性が不十分であると証明され
	救命救急センター等	た建物又は <u>Is値0.6未満</u> の建物
対象	② <u>Is値0.4未満</u> の二次救急医療施設	①災害拠点病院・救命救急センタ
	③ <u>Is値0.3未満</u> の病院	<u> </u>
		②二次救急病院
	①2, $300 \mathrm{m}^2 \times 44$, $100 \mathrm{P/m}^2$ (※)	①8, $635 \mathrm{m}^2 \times 276$, $000 \mathrm{H/m}^2$
	(※)補強が必要と認められるもの	補助率0.7
基準面積	②、③2,300㎡×209,400円/㎡	②8,635 $\text{m}^2 \times 165,000$ 円/ m^2
及び単価	補助率はいずれも1/2	補助率0.33~0.6
・補助率	※既存病床数が医療計画上の基準病床数に	※病床削減等の補助要件あり
	占める割合が105%以上の場合、調整率	
	0.95を乗じる	

【医療施設耐震化臨時特例交付金別表補助基準等】

区分	基準額	補助対象経費	補助率
A 耐震化整備指定医療機関 のうち、災害拠点病院また は救命救急センター	1病院あたり 8,635㎡×276千円 (基準面積)(基準単価)	未耐震の災害拠点病院、救命救急 センターが行う耐震化を目的とし た、新築、増改築、耐震補強に要 する工事費又は工事請負費	0. 7
B 耐震化整備指定医療機関 のうち、知事が特に必要と 認める二次救急医療機関	1病院あたり 8,635㎡×165千円 (基準面積)(基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う 耐震化を目的とした、新築、増改 築、耐震補強に要する工事費又は 工事請負費	0.6
C 耐震化整備指定医療機関 のうち、知事が必要と認め る二次救急医療機関	1病院あたり 8,635㎡×165千円 (基準面積)(基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う 耐震化を目的とした、新築、増改 築、耐震補強に要する工事費又は 工事請負費	0.33
D 平成24年度以降に耐震 化整備指定医療機関に指定 された二次救急医療機関	1病院あたり 8,635㎡×165千円 (基準面積)(基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う 耐震化を目的とした、新築、増改 築、耐震補強に要する工事費又は 工事請負費	0. 5

【医療施設耐震化臨時特例交付金 交付条件 (病床削減要件)】

(第6条(1)抜粋)

病床過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を 10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

病床非過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、当該医療機関の病床利用率について、過去3ヵ年(平成21年度までに知事が補助事業を実施すると決定した医療機関にあっては、平成18年から平成20年)の病床利用率の平均が80%に満たなければ、整備区域の病棟の病床数を千葉県医療審議会病院部会の意見を聴いたうえで削減割合を決定し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

【参考2: 耐震状況調査(R4.9.1 現在)全290病院のうち耐震性がない病院59の内訳】

	全て耐震性なし	一部耐震性なし	耐震診断未実施
救命救急センター		1 (0.3 未満)	
(1)			
二次救急病院		14(0.4未満5、0.4以上6、	1 6
(30)		Is 値不明3)	
それ以外の病院	1 (0.3 未満1)	6 (0.3 未満0、0.3 以上5、	2 1
(28)		Is 値不明 1)	

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 2 防災基盤の整備
- (1) 災害に強い社会資本の整備

提案・要望先 厚生労働省 千葉県担当部局 総合企画部(企業局)



【提案・要望事項名】

⑦ 災害に強い水道施設の整備を加速するための支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた支援
 - ア 水道施設における停電対策・浸水対策を強化するための国庫補助制度である「水道施設機能維持整備費」事業について、停電対策に係る補助率の引上げを行うこと。
 - イ 同事業について、小規模な施設を対象に加える等の対象施設の拡充、 資本単価の引き下げ等採択要件の緩和を図ること。
- 2 水管橋の耐震化に関する支援の拡充 水管橋の耐震化に係る国庫補助制度である生活基盤施設耐震化等交付金 の「水管橋耐震化等事業」の補助対象として、配水本管も加えること。
- 3 災害に強い水道施設の整備に必要な予算の確保 停電・浸水対策や水管橋の耐震化等を確実に進めるため、必要な予算を 確保すること。

【直面している課題・背景】

- 1 水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた支援
 - 令和元年に発生した房総半島台風等においては、広域的な停電による 大規模な断水被害が発生したところである。

令和4年12月時点において、県内水道事業体の非常用自家発電設備の整備状況は、可搬式の発電機で対応可能な場合や地形的な要因で設置できない場合等を除くと72.6%、浸水対策の整備状況は40%に留まっており、早急な対策強化が必要な状況となっている。

○ 水道施設機能維持整備費における停電対策の補助率は1/4とされているが、非常用発電設備の整備には建屋建設等の付帯工事が必要となり、 多額の費用を要することから、事業体の負担を軽減するためには、補助率を引き上げる必要がある。

また、房総半島台風による被害が集中した本県南部・東部に多数設置されている小規模な浄水場(断水影響戸数2千戸未満)への整備が補助対象外と

されているほか、資本単価が水道事業においては90円/㎡未満、水道用水供給事業においては70円/㎡未満の事業体は、影響戸数が2千戸以上の施設であっても一律に不採択となってしまう。

2 水管橋の耐震化に関する支援の拡充

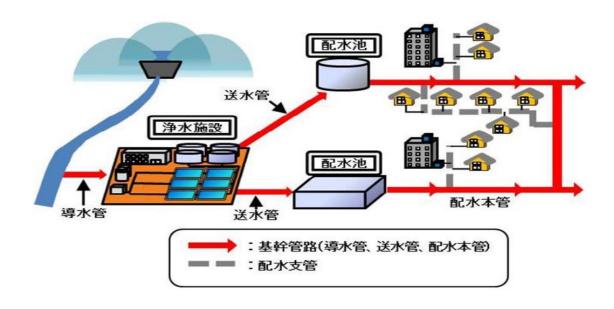
- 令和3年10月3日に和歌山市において、水管橋が落橋する事故が発生 し、大規模な断水が生じた。また、令和3年10月7日に発生した地震に より、県内の水管橋で漏水が生じた。
- 創設された水管橋耐震化等事業は、補助対象が布設後40年以上経過し、他の管路によりバックアップができない補剛形式の導水管、送水管に係る更新事業及び水管橋の補強、改築とされ、配水本管は対象外とされている。配水本管は、地震災害等で破損した場合に断水影響の大きい基幹管路であり、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」で基幹管路の耐震適合率向上を目標としていることも踏まえ、配水本管も本事業の補助対象とする必要がある。
- 本県においては、バックアップができない配水本管の補剛形式の水管橋は13箇所あり、このうち布設後40年以上経過した9箇所について、整備を進める必要がある。

3 災害に強い水道施設の整備に必要な予算の確保

○ 停電・浸水対策や水管橋の耐震化等を確実に実施し、災害時においても 安定的に水を供給できる体制づくりのためには本事業は不可欠であること から、その予算の確保が必要となる。

【参考】

〇 基幹管路と配水支管の定義



○ 自家発電設備の整備状況(令和4年12月県調査)

施設種別	全施設 ^{※1} ①+②	設置済 施設 ^{※2}		設置率		
	(1)+(2)	1	国庫補助 対象	国庫補助 対象外	計	
取水・導水施設	88	57	10	21	31	64.8%
浄水施設	115	107	3	5	8	93.0%
配水場	67	61	5	1	6	91.0%
ポンプ施設	99	43	7	49	56	43.4%
合計	369	268	25	76	101	72.6%

- ※1 自然流下方式、バックアップ可能、可搬式で対応可能、設置スペースが ない施設等を除く
- ※2 非常用自家発電設備を有するが能力不足(1日平均給水量未満)である 施設は含まない
- ※3 非常用自家発電設備を有するが能力不足(1 日平均給水量未満)である 施設を含む

〇 浸水対策の実施状況(令和4年12月県調査)

		浸水対策を	浸水対策の有無				
施設種別	浸水想定区域*1 に位置している	要する施設	あり		なし		整備率
75 1 1 1 1 1 1	施設数	*2 (1)+(2)	1	国庫補助	国庫補助	計	111.011
		0 1 0		対象	対象外	2	
取水・	28	14	5	7	2	9	35. 7%
導水施設							
浄水施設	12	7	2	3	2	5	28.6%
配水池等	6	6	4	2	0	2	66. 7%
ポンプ	4	3	1	2	0	2	33. 3%
施設							
合計	50	30	12	14	4	18	40.0%

- ※1 浸水想定区域:内水(内側の土地にある水)及び外水(河川の水)が氾濫した場合を想定し、各自治体で作成したハザードマップ等において設定された区域
- ※2 他の施設からのバックアップが可能な施設を除く

〇 県内の水管橋箇所数(補剛形式)

			国補助対象		
	箇所数	バックアップ無 40年以上経過		現行	要望後
導水管	8	7	0	0	0
送水管	50	44	4	0	0
配水本管	38	13	9	×	0
配水支管	64	45	20	×	×
合計	160	109	33		-

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 3 くらしの安全・安心の確保
- (1)治安基盤の強化

提案·要望先 警察庁 総務省 千葉県担当部局 県警本部



【提案・要望事項名】 治安基盤の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 SMS機能付きデータ通信専用SIM提供事業者による契約時の本人確認の義務付けを制度化すること
- 2 ランサムウェア等の脅威やネットワーク機器等の適切な保守管理の重要 性について、一層の啓発を行うこと

- SMS (ショートメッセージサービス)機能付きデータ通信専用SI Mは、契約時に本人確認の義務付けがないことから、架空請求詐欺メールやフィッシングに悪用され、金銭を騙し取られるなどの被害が発生している。SMSは、携帯電話に標準装備されている機能であり容易に利用できるほか、安全性に関しても、SMSが電話番号に紐付いていて送信されるものであるため、SMSを確認できる者は携帯電話を現に所持している者に限られ、他者による偽装は困難となる利点があることから、広く普及が進んでいる。そのため、厳格な本人確認がなされていなければ、第三者をかたることは可能であり、SMS認証が信頼性のある本人確認の方法たり得るには、契約する際に公的な身分証を用いた本人確認が徹底されていることが前提となっている。音声通信機能を有さないSMS機能付きデータ通信専用SIMは、本人確認の義務付けの対象外となっていることから、他者による偽装が容易であり 犯行に利用されやすいことから、本人確認の義務付けを制度化することが必要である。
- 社会のデジタル化が急速に進展している中、企業や団体を標的にネットワーク機器の不備を突いた「ランサムウェア」によるサイバー犯罪が多発している。近年、VPN機器をはじめとした企業ネットワーク等のぜい弱性を狙って侵入するなど、企業や各種団体等を標的とした手口に変化している。そのため、サイバー攻撃による被害に遭わないためには、サイバー犯罪の脅威及びネットワーク機器等の適切な保守管理の重要性を広く認識してもらうよう、より一層の啓発が必要である。

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 3 くらしの安全・安心の確保
- (2) 交通安全県ちばの確立

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

① 通学路の安全確保及び地域の活力向上のための道路整備や適正な維持管理等

【具体的な提案・要望内容】

- 1 通学時の児童など誰もが安全に安心して通行できる通学路をはじめとした歩道整備や交差点改良、歩行者・自転車・自動車が適切に分離された自転車走行環境の改善等の交通安全対策について、引き続き必要な予算の確保を図ること。
- 2 交通渋滞の緩和、国際輸送の拠点などへのアクセス向上、救急医療機関への移動時間の短縮等、地域の活力向上、課題解決に必要な道路整備について、 予算の確保を図ること。
- 3 予防保全を含む道路の老朽化対策に必要な予算を確保するとともに、 効果的・効率的な点検を実施するため、点検に関する新技術の開発などを 推進すること。

- 令和3年6月に八街市で発生した児童の交通事故を受け、通学路の安全確保のため、これまでガードレールの設置や路面のカラー舗装など速やかに実施できる対策に着手して進めてきたところであるが、引き続き、用地取得が必要な歩道整備などの対策を進める必要がある。また、対策実施済み箇所についても、教育委員会や警察等と連携して、再点検を実施し、必要に応じて更なる対策を講じていくことが重要である。
- 県民生活の利便性向上を図り、県内経済の活性化や観光振興につなげるため、県では、銚子連絡道路、長生グリーンラインなどの県内各地域にアクセスする道路や、地域に密着した道路の整備を進めているところである。都市部や観光地における交通渋滞の緩和、成田空港や千葉港等へのアクセス性の向上、救急医療機関への移動時間の短縮などが喫緊の課題となっていることから、地方道も含めた必要な道路を整備することなどにより、生産性向上や経済の好循環をもたらすストック効果を早期に発現させることが重要である。

○ 予防保全型の老朽化対策に早期に移行するためには、必要な予算を確保 する必要がある。

また、点検手法については、点検精度を保ちつつ、コスト縮減に資する新技術の研究開発の促進や適用事例の横展開などが必要不可欠である。

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 3 くらしの安全・安心の確保
- (2) 交通安全県ちばの確立

<u>提案・要望先 文部科学省</u> 千葉県担当部局 教育庁



(提案・要望事項名)

② 通学における児童・生徒の安全確保に向けた取組とスクールバスの 運行に対する支援の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 通学路における児童・生徒の安全を見守る人材を確保するため、警備員等を活用する経費を補助対象として加えるとともに、補助率の引き上げを図ること。
- 2 スクールバスへの助成について、児童生徒の通学時における安全確保を 目的とした運行も補助対象とすること。
- 3 また、遠距離通学児童生徒のための助成について、補助率を引き上げること。更に、対象要件である小学校4km、中学校6km通学距離を緩和し、補助開始から5年間と定められている補助対象期間を廃止すること。

- 令和3年6月に八街市において発生した児童の交通事故を受け関係機関が一体となって全県的に通学路の安全確保に取り組むため、県、市町村、警察が連携し対策必要箇所への対応を進めているが、道路の改良、拡幅などの施設整備には時間を要することから、早急に児童生徒の安全を確保するために、通学時における児童生徒の見守り及びスクールバスの運行が必要である。
- 国は、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により、スクールガードリーダーが行う見守り活動に対する謝金、スクールガード(ボランティア)の見守り活動に使用する用具代、保険料を補助して地方自治体の取組を支援している(補助率1/3)。
- 通学時における児童生徒の見守りについては、現状、PTA、地域人材などが対応しているが、地域によっては、高齢化や共働き世帯の増加により、人員の確保や地域の協力を得ることが困難な場合もあるため、警備員等の専門人材を活用せざるを得ない状況にある。

- 通学路における児童生徒の安全を見守る人材の確保に必要な経費に 対する財政支援については、八街市での交通事故直後である令和3年7月 1日に知事名で文部科学大臣へ要望している。
- また、現行のスクールバス運行についての補助制度については、スクールバスの購入費や5年間のバス運行経費等の1/2が補助されているが、へき地等や学校の統合等による遠距離通学児童生徒(統合等により遠距離通学(小学校4km、中学校6km)となった児童生徒が対象)のためのバス購入費・通学費(運行委託等)への支援に限られている。

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 3 くらしの安全・安心の確保
- (3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省 千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】

① 福島第一原子力発電所事故に伴う除染により生じた除去土壌の処分に 関する早急な対処及び国による万全の財政措置

【具体的な提案・要望内容】

- 1 除染等の措置により生じた除去土壌の処分については、国が放射性物質 汚染対処特措法に基づく基準を早急に策定するとともに、同法の基本方針 で示す最終処分場の確保等を責任を持って行うこと。
- 2 また、策定された基準に従い自治体が行う処分に係る費用については、 国が負担すること。

- 「放射性物質汚染対処特措法」では、事故由来放射性物質による環境の 汚染への対処に関し、国が必要な措置を講じ、除染により生じた除去土壌の 処分については、環境省令で定める基準に従うこととされた。しかしながら、 処分の基準が未だ策定されず、各自治体が大量の除去土壌を一時保管せざる を得ない状況となっている。
- また、同法の基本方針で、国が責任を持って行うとされている最終処分場 の確保等は実現していない。
- 処分基準に従い、除去土壌を一時保管している自治体が行う処分に係る 費用については、国が負担する必要がある。

【参考1:国の除去土壌処分基準の検討状況】

平成29年9月から「除去土壌の処分に関する検討チーム」により、埋立の処分方法について検討されている。平成30年夏から茨城県東海村及び栃木県那須町で、令和3年度から宮城県丸森町で埋立処分の実証事業が行われ、それらの結果を踏まえ、処分基準及びガイドラインを作成するとされている。また、国は、東京都新宿区、茨城県つくば市、埼玉県所沢市にて実証事業を新たに実施予定であり、令和4年12月には近隣住民を対象とした説明会を開催した。

【参考2:県内の除去土壌(98,621㎡、1,669箇所)の保管状況】 (R4.3末現在)

	保管量	箇所数		保管量	箇所数
松戸市	5, 997 m ³	293	我孫子市	13, 592 m ³	173
野田市	5, 479 m³	2 5	鎌ケ谷市	5 6 6 m ³	1 3
佐倉市	1, 668 m ³	2 3	印西市	7, 993 m³	2 7 6
柏市	46, 447 m ³	6 1 3	白井市	6 6 3 m³	2 4
流山市	16, 216 m ³	2 2 9			

[※] 各施設内や、市が設置した仮置き場などに、保管されている。

[※] 県保管分(約7,000㎡)は、各施設の所在市の保管量に含まれている。

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 3 くらしの安全・安心の確保
- (3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案•要望先 環境省

千葉県担当部局 環境生活部、農林水産部、県土整備部



【提案・要望事項名】② 事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理

【具体的な提案・要望内容】

- 1 市町村等が保管している指定廃棄物を、国の責任において、安全・安心かつ速やかに処理を行うこと。なお、指定廃棄物の保管費用等は、国が引き続き、責任をもって負担すること。
- 2 放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg以下の廃棄物の処理方法や、その安全性について、国民に広く説明を行うなど、廃棄物の処理が円滑に進むよう対策を講ずること。

【直面している課題・背景】

1 指定廃棄物について

- 指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の責任に おいて、収集・運搬・保管及び処分を行うこととされている。
- 国は、指定廃棄物を県内1か所に集約して処理することとし、平成27年4月に長期管理施設の詳細調査候補地を提示したが、約8年を経過したものの具体的な進展がなく、本県においても排出自治体等による一時保管が継続している。[県内の保管量は、約3,716.6トン(令和4年12月末時点)]
- また、長期管理施設の設置に向けた今後の具体的なスケジュールが 示されず、一時保管の解消への道筋が見通せないことから、一時保管施設の 周辺住民等の強い不安が続いている。

2 放射性物質濃度が8.000Bg/kg 以下の廃棄物について

- 放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物については、一定の処理 基準に則り、既存の最終処分場で処分できることとされている。
- しかし、現状では、放射能に対する処分場周辺住民の不安等により、依然 として処分が困難な状況であり、排出自治体等による保管が継続している。
- また、放射性物質濃度の低減により8,000 Bq/kg 以下となった指定 廃棄物についても、同様に、処分先の確保が困難なことから、指定解除に よる処分が進捗しないことも懸念される。
- そのため、国は、安全性や処理方法について、住民や最終処分場設置者の 理解を得られるように説明や啓発を行うなど、処分に向けた対策を講ずる必要 がある。

- I 危機管理体制の構築と安全の確保
- 3 くらしの安全・安心の確保
- (3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

<u>提案・要望先 経済産業省、農林水産省、国土交通省</u> 千葉県担当部局 防災危機管理部、商工労働部、農林水産部



【提案・要望事項名】

③ 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に関する対応

【具体的な提案・要望内容】

令和5年の春から夏頃と見込まれているALPS処理水の海洋放出に対し、県内の農林水産業者や自治体等から不安や影響を懸念する声が上がっていることから、次の対応をとること。

- 1 地域や業種それぞれの関係者等の懸念の声を直接聞き、その意見を きめ細やかに「行動計画」に反映させるとともに、対策の実施状況を 確認の上、支援漏れを生じさせないよう、随時追加・見直しを行うこと。
- 2 業種別の損害賠償基準の具体化に当たっては、業界団体等と十分協議する とともに、適宜見直しを行い、実態に即した適切な賠償が行われるよう、 東京電力を指導していくこと。
- 3 処理水の安全性を確保するとともに、国内外に対し、科学的根拠に基づいた、透明性が高く分かりやすい情報を積極的に発信すること。
- 4 農林水産物の生産、流通及び消費の各段階における対策について、実態を 踏まえ、着実かつ機動的に実施すること。特に銚子地区の漁業操業や水産物 流通に関しては、隣県と影響度合いの差はないことから同等に扱うこと。
- 5 また、観光面においても、原発事故発生時と同様、処理水の海洋放出により懸念される間接的影響への対策についても隣県と同等に扱うこと。

- 現在、廃炉作業が進められている東京電力福島第一原子力発電所では、 ALPS処理水を敷地内に設置されたタンクに保管しているが、令和5年夏から秋頃に満杯になる見込みである。
- 国は、令和3年4月に、2年後を目途にALPS処理水を海洋に放出することを決定し、令和5年1月、放出時期の見込みを同年春から夏頃と示した。また国は、令和3年12月に、海洋放出による影響を最大限抑制するための処分方法の徹底やモニタリングの強化・拡充等の中長期的な取組を行うために「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を策定した。

○ 今後も、あらゆる機会を通じて地域や業種における懸念の声を直接聞き、「行動計画」に反映させるとともに、実施状況を確認の上、状況に応じ随時、 追加・見直しを行い、支援漏れが生じないことを求める。

また、令和4年12月に東京電力が賠償基準を公表したが、今後、業種別の賠償基準を具体化するに当たっては業界団体等の声を十分反映させるとともに、適宜見直しを行い、実態に即した適切な賠償が行われるよう東京電力を指導していくことを求める。

- ALPS処理水が福島県沖に海洋放出された場合、農林水産物の買い控え や市場価格の下落、諸外国の輸入規制措置の継続・拡大、観光客の減少 といった負の影響の増大が懸念される。
- 水産業について、特に銚子地区は、本県沿岸の最も北側に位置し、常磐沖 以北で操業する漁船も多数水揚げしており、原発事故発生時にも操業自粛等 による大きな負の影響を受けたことから、対策について隣県と差を つけないよう求めるものである。
- また、観光面においては、処理水の海洋放出による間接的影響への対策として、観光庁が令和5年度に予算計上した「ブルーツーリズム推進支援事業」の補助対象者が福島県・宮城県・岩手県及び茨城県とされており、対象に千葉県を含めるよう要望していたが、本県及び青森県は補助対象とならず、原発事故発生時と比べ、隣県との対応に差が生じている。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 1 経済の活性化
- (1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充

提案·要望先 経済産業省、厚生労働省、環境省 千葉県担当部局 商工労働部、防災危機管理部



【提案・要望事項名】

京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 素材・エネルギー産業の集積地である京葉臨海コンビナートの国際競争力の強化とカーボンニュートラルの両立に向け、各社が取り組む研究開発・設備投資や、コンビナートの強みを活かした企業間連携の取組を促すための必要かつ十分な支援策を講じること。
- 2 「次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業」は、製油所中心 の支援にとどまっていることから、石油産業以外の産業における生産施設・ 護岸等の強靭化に向けた取組も対象とするなどの支援の拡充を図ること。
- 3 コンビナートの保安・防災対策には、高度な知識や技術が要求されることから、保安を担う人材を事業者が育成・確保できるよう必要な支援を行うとともに、プラントの保安の高度化に向け、ドローン等を活用した更なるIoT化の推進に努めること。

- 我が国経済を支える日本最大の素材・エネルギー産業の集積地である 京葉臨海コンビナートの立地企業は、激化する国際競争への対応に加え、 2050年のカーボンニュートラルに向けて、様々な研究開発、実証実験に 取り組んでいるが、それらを実行するためには多額の費用が求められる。
- 県では、コンビナートのカーボンニュートラル化を実現するため、官民 挙げての協議会を立ち上げ、コンビナートの強みを活かした企業間連携を 推進するなど、取組を強化しているところ。
- 国においても、GX推進戦略の実現に向け、GX経済移行債等を活用した 先行投資支援が行われようとしているが、今後、支援策を実施するに 当たっては、各社が取り組む研究開発、実証実験や、企業間連携の取組を 促すことができるよう、必要かつ十分な措置を講じていただきたい。

- また、「次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業」における 支援は製油所を中心とした内容となっているが、コンビナートには多様な 業種が立地していることから、鉄鋼、石油化学産業等その他の業種の企業が 取り組む、設備増強や生産施設・護岸等の強靭化に向けた取組に対しても、 支援の充実が必要である。
- さらに、コンビナートの保安については、長年培った経験や知見を有する 団塊世代の退職に伴い技術継承が不十分となっており、高度な知識などが 要求される保安・防災対策を担う人材の育成が喫緊の課題となっている。 コンビナート立地企業が中心となって実施している人材育成プログラムに おける最新の技術に対応したプログラムの開発等への支援に加え、ドローン やタブレットなどの技術を用いた保安の高度化に向けた I o T化の一層の 推進が必要である。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 1 経済の活性化
- (2) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

提案・要望先 経済産業省 千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】

地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

1 デジタル技術の導入、革新的サービス開発等に向けた設備投資など生産性向上のための支援策を継続するとともに、より多くの中小企業等が利用できる仕組みとすること。

また、多岐に渡る課題の解決ができる高度なIT専門家等を育成し活用することで、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を検討する中小企業への支援の充実を図ること。

- 2 中小企業等の受注機会を増大させるため、全府省で連携して、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定められた措置等を着実に推進すること。
- 3 被災した中小企業等の早期の事業再建に向けて、迅速かつ柔軟に支援が 行われるよう支援スキームを確立すること。
- 4 実質無利子・無担保融資の無利子期間終了を控え、無利子・無担保融資の 借換に対応した感染症・物価高等対応伴走支援資金を制度化したものの、 災害、感染症、物価高騰など、厳しい経営環境があまりにも長期間に渡った ことから、この資金を活用できない中小企業等が一定数存在する。こうした 企業の状況を適切に把握した上で、個々の状況に応じた必要な支援を行う こと。
- 5 中小企業等の経営者の高齢化による廃業やそれに伴う雇用の消失は、地域 経済における重要な課題であり、事業承継支援の取組をさらに強化する ため、国の財政的支援や相談体制を拡充・強化すること。

【直面している課題・背景】

○ 千葉県内にある約12万1千社の企業のうち99.8%は中小企業であり、 まさに本県における地域経済の担い手となっている。国際情勢等の影響に よる厳しい状況が続く中で、地域を支える中小企業等への事業の継続など への支援が必要である。 中小企業等のIT導入を支援する「IT導入補助金」や、設備投資を促進する「ものづくり補助金」について、今後も切れ目のない措置を講ずるとともに、補助率の増、補助対象経費の拡大などにより、中小企業等が利用しやすい仕組みとすることが望ましい。

○ 中小企業におけるDXの推進とその実現は、生産性の向上、業務効率化、 経営基盤の強化など様々な効果が期待されるが、未だデジタル化未着手の 中小企業も数多く存在する。本県ではそういったデジタル化の初期段階の 企業を主な対象として、導入事例をわかりやすく伝えるセミナーや専門家 による個別相談など、各企業に対応した支援に取り組んでいる。

しかしながら、中小企業に中長期の伴走支援を行っていくためには、 コンサルティングのできるIT専門家等が必要だが、そうした人材が不足 しているため、人材育成について、国において強力に進めていただきたい。

- 地域経済の発展のためには、中小企業等に対する官公需の果たす役割は 大きいが、国の官公需契約比率は地方公共団体に比べ低いことから、今後も 同比率の引き上げに向けて、全府省で連携して官公需施策を推進していく 必要がある。
- 令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨により、これまでにない被害が発生し、本県経済を支える中小企業等においても大きな被害が発生するなど、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼした。
- 県では、国の地域企業再建支援事業(自治体連携型補助金)を活用して、被災中小企業等に対する事業再建の支援を行ったが、令和元年9月から11月の間に中小企業等が被災してから、令和2年2月3日に被災中小企業等に対する補助事業の公募を開始するまで、時間を要した。

なお、具体的な経緯としては、国は令和元年12月11日に都道府県に対する公募を開始し、令和2年1月30日に成立した国の補正予算で措置された。県では、国の予算措置を受けて、令和2年2月3日に被災中小企業等に対する補助事業の公募を開始した。

- その後の復旧工事にも、被災の状況等によっては相当期間を要し、複数 年度にまたがる事例があった。
- 近年、全国的に自然災害が頻発していることを踏まえても、予備費の活用 や、早期の繰越承認などにより、被災から補助事業開始までを迅速に行い、 また、事業開始当初から複数年度にまたがる復旧工事にも柔軟に対応できる ような支援スキームを確立することが必要である。
- 感染症の影響の下で債務が増大した中小企業者の資金繰り支援として 実施した実質無利子・無担保融資の無利子期間が令和6年中に終了する状況 の中で、本県としても、無利子・無担保融資の借換に対応した感染症・物価 高等対応伴走支援資金を制度化するとともに、金融機関に対して、柔軟な対 応を繰り返し要請しているところである。

しかしながら、本県の場合、「令和元年房総半島台風」による記録的な 暴風被害等を受けて経営状況が厳しくなっていた中小企業等が多く、さらに その後の感染症の影響や物価高騰など、厳しい経営環境があまりにも長期間 に渡ったことから、現状では感染症・物価高等対応伴走支援資金を活用する ための経営改善計画を策定できる段階に至っていない中小企業等が一定 程度存在する。

このため、中小企業等の状況を適切に把握した上で、条件変更後も借入の 負担を軽減する追加保証料の補助や中小企業活性化協議会による経営改善 支援の強化など、個々の状況に応じた適切な支援が必要である。

○ 中小企業等の経営者の高齢化が進む中、未だ県内企業の約5割が後継者 不在となっている。本県では地域一体となった事業承継支援を促進している が、地域経済の活性化や雇用の維持のため、国の施策の更なる充実が必要 である。

また、経営資源の確保が困難な小規模企業が事業の持続的な発展を図るため、「よろず支援拠点」が行う「サテライト相談所」や「事業承継・引継ぎ支援センター」等、今後も地域での相談体制が継続して整備されるとともに、相談員の増員による個別相談の充実等、支援体制の拡充が必要である。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 1 経済の活性化
- (3) 人材の確保・定着・育成の積極的な推進

提案·要望先 厚生労働省、経済産業省、内閣府 千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】 人材の確保・定着・育成の積極的な推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 「新しい資本主義」の実現に向けて企業において取組が求められる、人材 育成やリスキリング、副業・兼業の推進・活用等について、特に中小企業・ 小規模事業者も適切に対応できるよう、必要な支援を行うこと。
- 2 さらに、若者、女性、高齢者、障害者等誰もが意欲と能力を最大限に発揮できるよう、職場環境の整備やテレワークなどの多様な働き方の推進、人材の確保・定着等に係る助成金等の支援の充実を図るとともに、要件緩和や手続きの簡素化を進め、より多くの企業が支援策を活用できるようにすること。
- 3 障害者雇用のさらなる理解促進を図るとともに、精神障害者等が安定して 就労できるよう、障害者の就職後の定着や企業における環境整備の支援等を 一層充実させるため、障害者就業・生活支援センターの支援員増員など就労 支援体制を強化し、企業及び障害者双方への支援を一層充実させること。 また、改正障害者雇用促進法の内容について企業等への周知徹底を図り、 きめ細やかな支援を行うこと。

- コロナ禍で落ち込んだ経済活動が回復傾向にある中、企業の労働力不足の問題が再び顕在化している。企業においては事業の需要が伸びているにもかかわらず、働き手がいないという理由で、経営の回復・成長の機会を失うばかりか、経営難に陥り倒産に至るケースも見受けられる。
- このような状況において、企業が持続的に発展していくためには、人材 育成やリスキリングにより、限られた労働力の生産性を高めることが不可欠 である。また、外部の人材を副業・兼業を含む多様な形態で活用することも 経営課題の解決や新たな企業価値の創出に有効である。
- 国においても、「新しい資本主義」の実現に向けて、『労働力不足時代に

入り、人への投資を通じた付加価値の向上が極めて重要』との認識のもと、 リスキリングや副業・兼業の活用を促進しているが、中小企業、特に小規模 事業者においては、人的余裕・時間的余裕がないといった理由から対応が 進まないことが危惧される。

- 国がそれらの対策を進めるに当たっては、人への投資の考え方が企業や 国民全体に浸透するよう周知啓発を行っていくとともに、中小企業や小規模 事業者が取り残されないよう、活用しやすい助成制度や相談体制の充実など しっかりとした支援を行うべきである。
- また、人材の確保・定着のためには、企業は多様な人材を活用できるよう、 柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備を進めるとともに、業務効率化、 生産性向上を図っていくことが必要である。
- 国の各種助成金については、申請方法の煩雑さや要件の厳しさなどから 活用しづらいという声も聞かれることから、国においては、要件緩和や 手続きの簡素化を進め、より多くの企業が支援策を活用できるよう努める べきである。
- 令和4年6月1日現在、県内民間企業における障害者の実雇用率は、法定雇用率2.3%に対して2.22%と下回っており、法定雇用率達成企業の割合は50.2%に留まっている。なお、法定雇用率未達成企業の約6割に当たる831社では障害者を1人も雇用していない状況である。
- また、県内の障害者新規求職申込及び就職件数が年々増加している中、精神 障害者は約5割を占めているが、他の障害種別に比べて定着率が低いことから、 就職後の定着に向けた企業及び障害者に対する支援等を一層強化していく 必要があるため、障害者就業・生活支援センターの支援員を増加するなど 体制を強化すべきである。
- さらに、障害者雇用促進法の改正により、令和5年4月から事業主の 障害者に対する職業能力の開発及び向上に関する責務の明記、令和6年4月 から法定雇用率の引上げや雇用義務対象となる重度障害者等の拡大、新たな 助成金の創設が予定されている。
- 今後、法定雇用率引上げに伴い、新たに雇用義務対象となる企業だけでなく、従前は雇用率を達成していたものの未達成となる企業も生じることから、国においては、企業に対して雇用義務対象障害者の拡大など法改正の内容や新たな助成金の利用促進のための手続きの周知徹底に努めるべきである。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 1 経済の活性化
- (4) 成田国際空港のポテンシャルを生かした成長・発展

提案·要望先 法務省、国土交通省、総務省、財務省、 農林水産省、文部科学省、経済産業省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】成田国際空港のポテンシャルを生かした成長・発展

【具体的な提案・要望内容】

- 1 成田国際空港の更なる機能強化を生かした国際競争力の強化 経済のグローバル化や空港間競争が激化する中で、成田国際空港の更なる 機能強化を生かした産業拠点の形成は、我が国が持続的な成長・発展を 遂げていくうえで不可欠であることから、本県と連携しながら、国に おいても主体的に取り組むこと。
- 2 地域と空港の発展が好循環する地域づくり 更なる機能強化策の実施に理解を示した地域に対し、国もしっかり 寄り添いながら、以下の事項について、真摯に対応すること。
- (1) 「新しい成田空港」構想の中間とりまとめを踏まえた、空港への アクセスや地域づくりについて、成田国際空港株式会社が、国、関係 自治体、関係事業者等の参画を得た検討を早期に進めるよう、国としても 協力すること。
- (2) 更なる機能強化に伴う、空港周辺地域を取り巻く環境の変化に対応する ため、新たに生じる公共施設等の整備・更新等については、引き続き、 成田財特法による地元負担軽減を図ること。
- 3 更なる機能強化に際し四者協議会で合意した事項への対応 我が国の国際競争力の強化に向け、国がその必要性を表明した更なる機能 強化に当たっては、平成30年3月の国、千葉県、空港周辺9市町及び成田 国際空港株式会社間での合意に基づき、以下の事項について、国の責任に おいて確実に対応すること。
- (1) 更なる機能強化に併せた空港周辺地域の環境対策・地域共生策について、 合意内容の着実な履行に配慮すること。
- (2) 更なる機能強化に当たっては、適切に地域住民への情報提供を行う等、 住民の理解と協力を得ながら進められるよう配慮すること。
- (3) 周辺対策交付金制度については、地元市町の意見も踏まえながら、活用 状況等を検証し、必要な見直しを行うことで、より空港周辺地域の発展に 資するものとすること。

(4)環境対策・地域共生策等の充実を図るための今後の財源確保について、 成田国際空港株式会社から国への配当を原資とするといった、地域へ還元 する仕組みをつくるなど、あらゆる方策を講じること。

4 成田国際空港の利便性の向上

更なる機能強化を生かし、成長著しいアジア等世界の成長力を我が国に取り込み、その効果を空港周辺地域はもとより県内外にしっかりと波及させるため、以下の事項について、取組を更に加速させること。

- (1) 成田国際空港から県内外への交通アクセスを更に充実させ、空港周辺 をはじめとする広域的な活性化も期待される首都圏中央連絡自動車道、 北千葉道路、銚子連絡道路などの早期完成に向けた整備を促進すること。
- (2) 空港利用者の利便性・快適性の向上のため、施設面の改善や人員の増員 などにより、出入国審査手続等(CIQ)の更なる迅速化を図ること。
- 5 航空機からの落下物防止対策の強化

航空機からの落下物防止対策について、地域住民の不安を解消するため、 万全を期すこと。

また、事案が発生した場合には、関係自治体等への速やかな情報共有を徹底すること。

6 災害時における空港アクセスの強靱化

成田国際空港が有する災害に強い内陸空港としての強みを活かせるよう、 国において成田国際空港にアクセスする鉄道、道路の強靱化に取り組むこと。 なお、風水害や大地震等、従来の想定を超える自然災害が増加している ことから、今後の空港づくりに当たっては、こうした災害時においての 対応を強化すること。

7 航空業界の人手不足への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による航空便の運休等で人員の削減や 離職が進んでいたが、現在は水際対策の緩和により航空需要が回復しつつ ある。回復する航空需要に対応するため、成田国際空港株式会社や航空 会社等が行う採用活動を支援するなど、人材確保に向けてしっかりと対応 すること。
- (2) 成田国際空港が持続的に成長を遂げていくためには、更なる機能強化を 支える人材の確保が不可欠であることから、国としても、将来の航空 業界を支える人材の育成・確保に向けて計画的に取り組むこと。
- 8 SAF (持続可能な航空燃料) の導入・普及促進

SAF (持続可能な航空燃料)のサプライチェーンの構築は、国際航空ネットワークの維持・強化に必要不可欠であることから、SAFの導入・普及促進に向けた政策を積極的に進めること。

【直面している課題・背景】

1 成田国際空港の更なる機能強化を生かした国際競争力の強化

- アジアの主要空港との国際空港間競争が激しさを増す中で、成田国際空港の豊富な国際線ネットワークは「我が国の宝」であり、空港間競争を勝ち抜き、我が国の国際競争力を強化するためにも、その国際線ネットワークを維持・強化し、アジアのハブ空港としての地位を確固たるものにすることが求められている。
- こうした中、国から、滑走路の増設を含む更なる機能強化が必要であるとして、四者協議会の開催の要請があり、具体的な検討が進められた。その結果、平成30年3月、更なる機能強化策の実施について合意した。
- この更なる機能強化は国策であり、経済安全保障も含めて、我が国の国際 競争力強化に直結する、大きな成長戦略である。
- 本県では、機能強化により更なる発展が見込まれる成田国際空港を 最大限に生かして、空港周辺に国際的な産業拠点の形成を図ることと している。
- これは、地域と空港の一体的な発展のみならず、我が国の国際競争力強化に資することになるので、たとえば、国の研究機関の立地やこれから我が国を牽引する新産業等に関する情報提供等について、政府全体として主体的に取り組むことが求められる。

2 地域と空港の発展が好循環する地域づくり

- 令和4年10月から有識者・成田国際空港株式会社・国・県を含む関係 自治体が参加する、「新しい成田空港」構想検討会において、旅客 ターミナルや貨物施設、空港アクセス、地域づくりについて検討が行われた。
- 令和5年3月の中間とりまとめにおいて、個別テーマごとの課題や目指す 姿の実現に向けた方向性、あわせて、新旅客ターミナルや新貨物地区の 位置が示された。
- このような将来の姿が描かれた点について、県としては前向きに受け止める一方、成田国際空港がその機能を最大限に発揮して、空港と地域が一体的に発展していくためには、空港へのアクセスや地域づくりについて、成田国際空港株式会社において、国、県、関係市町、関係事業者等の参画を得て、引き続き議論が必要である。
- なお、空港周辺地域の公共施設やその他の施設の計画的な整備を推進するため、県や市町に対して、関連事業の補助金のかさ上げを行う成田財特法については、令和4年12月に成田国際空港周辺地域整備計画の一部変更を行ったところであるが、引き続き、同法を活用した計画的な公共施設の整備を図っていく必要がある。

3 更なる機能強化に際し四者協議会で合意した事項への対応

- 平成30年3月の成田国際空港の更なる機能強化策の実施についての四者合意に際し締結された「成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書」に基づき、滑走路の増設等とともに必要な環境対策等(騒音区域等の設定、騒音対策等、周辺対策交付金、航空機落下物対策、地域振興)が実施されることになった。
- 更なる機能強化は、我が国の国際競争力の強化に向け、国がその必要性を表明した事業であるため、四者間での合意に基づき、国の責任において、環境対策等に確実に対応する必要がある。
- また、四者で合意したといえども、事業実施のための様々な調査や用地取得など、空港周辺地域の住民の理解と協力が引き続き必要なことから、住民に対して、適切な情報提供等を遺漏なく行う必要がある。
- 周辺対策交付金について、令和2年度より、年間発着容量50万回に 基づき算定された交付金の引き上げや、使途の柔軟化に対応した新制度に よる交付が開始されている。
- 同交付金は、空港周辺地域の整備や生活環境の改善事業に交付されるなど、 空港周辺地域の発展に必要不可欠であるため、引き続き、空港周辺市町の 意見を踏まえた交付金のあり方を検討することが重要である。
- 環境対策・地域共生策等の充実を図るためには、周辺対策交付金のほか、 成田国際空港株式会社から国への配当を原資にするといった、地域へ還元 する仕組みを設けるなど、今後の財源確保に向けた取組みが必要である。

4 成田国際空港の利便性の向上

- 利便性の向上には、交通アクセスの一層の強化が必要であり、道路については、県内や首都圏各地と成田国際空港のスムーズな人・物の流れの強化及び災害時のアクセス強化のために整備が進められている首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路、銚子連絡道路などの事業の早期進展が求められる。
- 新型コロナウイルス感染症流行前、過去最高の国際線旅客数を記録した 成田国際空港での入国審査は非常に混雑していた。今後、旅客数が増加して くるものと考えられるが、空港の出入国審査場の混雑や審査待ち時間の 長時間化などが生じないよう、円滑な出入国審査手続等(CIQ)が求め られる。

5 航空機からの落下物防止対策の強化

○ 航空機落下物については、国において平成31年に未然防止対策が 強化されたところであるが、令和4年2月、空港内であったが、部品欠落 事故が発生し、欠落部品も大きく、一歩間違えば人命に関わるものであった。 また、その後も大きな部品の欠落事故が立て続けに発生しており、看過する ことのできない事項と捉えている。

- 空港周辺の住民は、落下物の不安を抱えており、これを解消するためにも 落下物防止対策に万全を期す必要がある。
- また、事案が発生した場合には、空港周辺の住民の不安を解消するために も、速やかに関係自治体に情報共有を図る必要がある。

6 災害時における空港アクセスの強靱化

- 令和元年房総半島台風の際には、成田国際空港の滑走路の運用が正常である一方、空港から県内や首都圏方面へ向かう鉄道の運休や高速道路の通行止めによりアクセスが長時間遮断し、多くの滞留者が発生した。
- これを受け、令和元年東日本台風やその後の大雨の際には、滞留者を発生 させない方策として航空機の着陸禁止措置を実施した結果、滞留者は抑える ことができた。
- しかしながら、災害時においても利用者が安全に目的地にたどり着けるよう対処することが、我が国の国際拠点空港としての責務であり、可能な限り着陸禁止措置を採ることは避けるべきであるため、圏央道の早期整備をはじめ、道路や鉄道等、アクセスの強靱化について、国が積極的に取り組むことが不可欠である。
- また、令和2年1月には、航空法の変更許可が行われ、更なる機能強化に係る空港整備が進むが、従来の想定を超える自然災害が発生していることから、こうした状況を踏まえ、空港周辺を含めた空港づくりを行う必要がある。

7 航空業界の人手不足への対応

- 航空業界においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う 航空便の運休や減便で人員の削減や離職が進んだ。現在は水際対策の緩和や 経済活動の再開により、航空需要が回復傾向にあるが、業界の先行きへの懸 念から流出した人材が戻らない状況となっている。
- 人手不足が影響し、飛行機の出発時間の遅延や保安検査の待ち時間が 長時間となる状況も全国各地の空港で相次いでおり、このままの状況が 続けば、今後の訪日外国人旅行客の受入れにも支障をきたしかねない。
- こうした状況に対応するため、成田国際空港株式会社では、航空関連企業の合同企業説明会や業務見学会を開催している。国では、飛行機の誘導など空港での地上業務にあたる職員を確保するため、有識者会議において検討を行っているところであるが、回復が見込まれる航空需要に早急に対応するため、航空業界のイメージ回復や待遇改善、DX による業務効率化の支援、外国人材の活用など、抜本的な対策を行う必要がある。

○ また、更なる機能強化により年間発着容量が50万回に増加することで、 空港内従業員数は約7万人(+2.7万人)必要になる。成田国際空港が 持続的に成長を遂げていくためには、更なる機能強化を支える人材の確保等 のソフト面の強化も不可欠であることから、国としても、将来の航空業界を 支える人材の育成・確保に向けて計画的に取り組むことが重要である。

8 SAF (持続可能な航空燃料) の導入・普及促進

- 国土交通省は、2030年時点のSAFの使用量について、「本邦 エアラインによる燃料使用量の10%をSAFに置き換える」という目標を 設定している。
- 成田国際空港におけるSAFのサプライチェーン構築は、アジアにおける 地位向上や安定的な国際航空ネットワークの構築につながり、空港を核とし た地域づくりを進めていく上で重要な課題となる。
- 本県では、「千葉県カーボンニュートラル推進方針」や「千葉県地球 温暖化対策実行計画」において、SAFの導入・普及を促進することと している。
- 加速的に進む世界的な動きに遅れることなく、関係する官民が連携して 進めていくためには、国が積極的にイニシアティブを取って対応することが 重要である。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 1 経済の活性化
- (5) 成田国際空港の鉄道アクセスの充実

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 成田国際空港の鉄道アクセスの充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 成田国際空港について、将来の空港需要の拡大に対応した発着回数 50 万回化に向けて、更なる機能強化への取組が進められており、県内外に 空港機能の充実の効果を及ぼすためには、これに対応した鉄道整備・ アクセスの改善が不可欠であることから、鉄道アクセスの充実に係る関係 機関・事業者との検討を計画的に進めること。
- 2 成田空港と新東京駅を直結する都心直結線の調査・検討について、 関係者が協議する場を早期に設置すること。

- 令和4年7月に、運輸総合研究所より成田空港の鉄道アクセス輸送力向上 に係る提言が示されており、令和4年9月に公表された「新しい成田空港」 構想の中でも、年間発着数 50 万回に達するとされる 2029 年を見据え、 本提言をもとに鉄道アクセス充実の検討が進められている。
- 今回の提言では、年間発着数 50 万回時には、現行の鉄道施設のままでは、 鉄道需要に対応しきれないため、空港周辺の単線区間の解消や空港駅ホーム の拡充など、周辺部や空港内における抜本的な鉄道施設整備が必要になると されている。
- なお、輸送力強化により、空港関連の就業人口拡大に対応する列車の増便 等が可能となることから、周辺地域の通勤利便性の向上にも資することが 見込まれる。
- また、提言の中では言及されていないが、国において、成田空港と東京都 心を結ぶ鉄道アクセスを世界トップクラスの水準に引き上げるために、成田 スカイアクセス等を既存ストックとして最大限活用する都心直結線の調査 が、従来から進められている。
- この都心直結線は、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」 (平成28年4月20日 交通政策審議会答申)において、国際競争力の強化 に資する鉄道ネットワークとして、その意義が認められるとともに、都心部

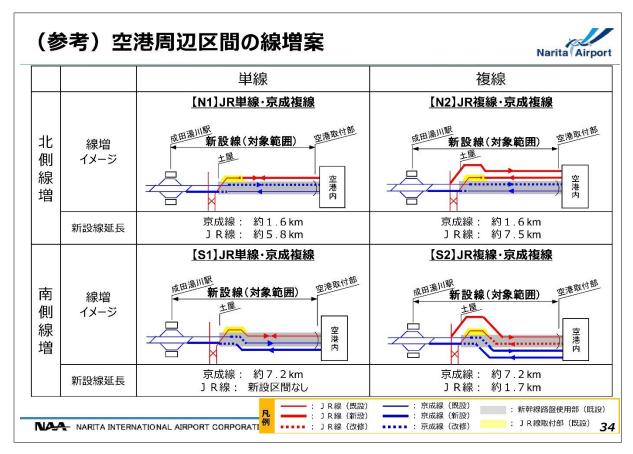
での大深度地下における施工を考慮した事業性の見極めや事業主体や事業スキーム等についての課題も示されている。

○ 複数の都県を跨ぐ都心直結線について、このような課題に対応していく ためには、今後、国の主導により、関係地方公共団体や鉄道事業者を含む 関係者で協議していく場の設置が求められる。

【参考1】成田空港の鉄道アクセス輸送力向上に係る提言について

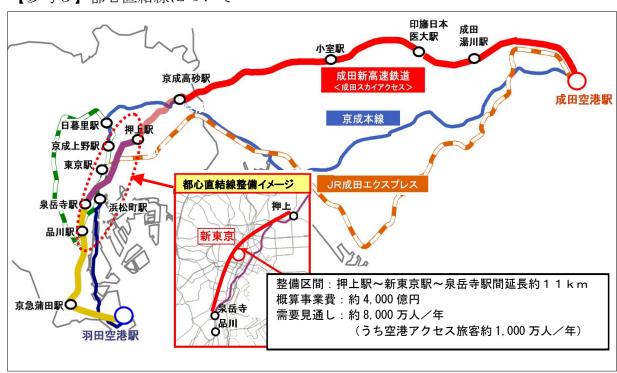
- (1) 今後の航空需要及び鉄道需要の増大に対応するため、まずは現行の鉄道施設において、長編成化や運行本数の増加による輸送力向上を図ることが必要である。
- (2) 年間発着回数 50 万回時に向けては、現行の鉄道施設による輸送力向上には限界があり、空港周辺の単線区間の解消、都心側の輸送力向上及び空港内の鉄道施設整備を時間軸も含めて整合的に推進することにより、鉄道アクセスの輸送力向上を図ることが必要である。
- (3) 空港周辺の単線区間については、その解消を図るための実現可能な線増案として、北側線増又は南側線増による4案が考えられる。4案については、いずれの案にも技術的な実現可能性はあると考えられる。一方、これらの線増案については、構造形式や施工方法等を含む計画の詳細が未確定であることや新設線建設にかかる工期や概算工事費は一定の想定の下での試算であり、技術面以外についても、需要予測の深度化や収支分析、費用便益分析等を実施するとともに、時間軸や事業主体のあり方、費用負担のあり方を含めて関係者間において検討していく必要がある。
- (4) 都心側の輸送力向上方策については、NAA、鉄道事業者等の関係者間に おいて、既存ストックをできる限り活用する方策を検討することが必要で ある。
- (5) 空港内鉄道施設については、「新しい成田空港」構想による旅客ターミナルの再構築等も見据え、空港駅ホームの拡充や鉄道線路の複線化について、NAA を中心に、時間軸や負担のあり方も含めて検討を深度化することが必要である。その際、空港駅については、"日本の空の玄関にふさわしい空港駅"としての役割・機能を検討することが必要である。
- (6) 鉄道施設の整備は、完成供用までに長期間を要し、課題が切迫してからの検討では遅きに失することに留意が必要である。今後、NAA が中心となって鉄道アクセス改善の全体像を描くとともに、鉄道事業者や関係自治体、国を含むステークホルダーの参画を得て、改善方策の実現に向けた更なる検討が進められることを期待する。

2022 年 7 月 29 日公表「日本の空の玄関・成田空港の鉄道アクセス改善に向けて」 より抜粋



2023 年1月 18 日実施「第4回『新しい成田空港』構想検討会説明資料」より 抜粋

【参考3】都心直結線について



- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 1 経済の活性化
- (6) 観光立県の推進

提案・要望先 国土交通省千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】

① 観光立県の実現に向けた国内観光需要の回復に対する支援

【具体的な提案・要望内容】

1 本県の観光関連産業は、房総半島台風に続き、新型コロナウイルス感染症の影響で長期にわたり厳しい状況におかれてきた。

「全国旅行支援」等の需要喚起策によりコロナ前の水準に戻りつつあるものの、地域によって回復状況に差があるほか、「全国旅行支援」終了後の反動減なども懸念されていることから、令和6年度においても引き続き需要喚起策を実施すること。

2 同時にマイクロツーリズムやワーケーション、スポーツツーリズムなど、 環境変化に伴う新たな観光需要の高まりを捉え、新たな観光ビジネス モデルを生む好機でもある。

そこで、国においても、新たな観光需要に対する事業の立ち上げや事業 転換などに意欲的に取り組む観光事業者・宿泊事業者等への支援を、 令和6年度においても引き続き、ソフト・ハード両面において実施する こと。

【直面している課題・背景】

○ 房総半島台風に続き、長期化する新型コロナウイルス感染拡大により、 観光関連産業は深刻な影響を受けてきた。

本県においても、観光入込客が平成25年以降、平成30年まで毎年過去最高を更新するなど増加傾向にあったが、令和元年房総半島台風や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和3年の観光入込客数は対令和元年比41.1%減、宿泊客数は対令和元年比53.8%減となるなど、国内外からの観光客が大幅に減少し、観光関連産業は大きな打撃を受けてきた。

○ 「全国旅行支援」等の需要喚起策の実施により、令和4年12月の観光 入込客数は対平成30年同月比3.3%減、宿泊客数は対平成30年同月比 1.2%減となるなど、県全体としては令和元年房総半島台風以前の水準に 戻りつつあるが、団体客や外国人観光客の割合が高い一部の地域では依然 として回復途上にある。

また、観光関連事業者や団体からは、長期にわたって厳しい状況にあったことから、経営状況の回復・安定化に至っておらず、また、「全国旅行支援」の終了に伴う反動減を懸念して、息の長い支援を求める声が多く寄せられている。

- これまで、県では、「ディスカバー千葉宿泊者優待キャンペーン」や「千葉とく旅キャンペーン」などにより観光需要の喚起に取り組み、さらに、ワーケーションの促進や中長期的な観光需要拡大に向けたコンテンツ開発への支援などを行っている。
- 今後も、観光入込客数や宿泊者数、観光消費額などが安定的に回復する まで、継続的な需要喚起策が必要である。
- また、国においても、新たな事業や事業転換を行う意欲的な取組をする 事業者に対する支援メニューを用意しているが、観光需要を本格的に回復 させるためにはまだ十分とは言えないため、マイクロツーリズムや ワーケーション、スポーツ・ウェルネスツーリズムなど、新たな観光需要に 対する事業の立ち上げ・事業転換などに意欲的に取り組む観光事業者・ 宿泊事業者への支援を、令和6年度においても引き続き、ソフト・ハード 両面において実施することが必要と考える。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 1 経済の活性化
- (6) 観光立県の推進

<u>提案・要望先</u> 国土交通省 千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】

② 観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びMICEの推進

【具体的な提案・要望内容】

新型コロナウイルス感染症の影響で、大幅に落ち込んだ外国人旅行者の回復と更なる拡大に向けて、諸外国のニーズの把握や正確な情報の発信、地域の特性などに配慮した重点的・効果的なプロモーション等を行うとともに、インバウンド需要の回復と訪日外国人消費額の増大に向け、地域の取組を支援する国の事業を充実すること。

併せて、MICE誘致の国際競争力強化のため、我が国が魅力的なMICE開催地であることの情報発信等に努めるとともに、国際会議等の開催情報を関係する都道府県に速やかに情報提供すること。

【直面している課題・背景】

- 少子高齢化の進展により、我が国の人口が減少に転じた中、経済の活力を 維持していく上で、経済効果の大きい国内外の観光交流人口の増大を図る ための取組の重要性が高まっている。
- 令和元年の訪日外国人旅行者数は、3,188万人と過去最高を記録したところであるが、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年2月以降、水際対策が強化された影響で、令和3年の訪日外国人旅行者数は令和元年比99.2%減の25万人、令和4年には令和元年比88.0%減の383万人の大幅減となった。

令和4年10月の水際対策緩和以降、訪日外国人旅行者数は回復しつつあり、令和5年5月の新型コロナの5類移行と合わせた水際対策の撤廃により、そのスピードは更に高まっている。

○ 国においては、令和5年3月に「観光立国推進基本計画」を策定し、 外国人旅行者数を令和7年までにコロナ前の令和元年の水準に回復させる とともに、一人当たりの消費額を1人20万円に引き上げる(令和元年 15.9万円)ことを目標に掲げている。

- 成田国際空港を擁する本県では、これまでも外国人旅行者の誘致促進の ための各種事業の取り組んできたところであるが、空港周辺や都市部地域 だけではなく、県内各地に誘客し、インバウンド需要を取り込んでいくため には、実際の受入れを担う地域の取組を支援する国の事業の充実が必要で ある。
- 併せて、MICE誘致の国際競争力強化に向け、幕張メッセ等魅力的な MICE開催施設が我が国にあることの情報発信や、国や国際関係機関が 開催に関わる国際会議の開催情報を都道府県へ速やかに提供することで、 外国人の更なる来訪を図る必要がある。

【参考】

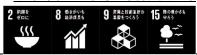
○年度別訪日外客数

月	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	2019年比
1	944,009	1,218,393	1,851,895	2,295,668	2,501,409	2,689,339	2,661,022	46,522	17,766	-99.3%
2	880,020	1,386,982	1,891,375	2,035,771	2,509,297	2,604,322	1,085,147	7,355	16,719	-99.4%
3	1,050,559	1,525,879	2,009,550	2,205,664	2,607,956	2,760,136	193,658	12,276	66,121	-97.6%
4	1,231,471	1,764,691	2,081,697	2,578,970	2,900,718	2,926,685	2,917	10,853	139,548	-95.2%
5	1,097,211	1,641,734	1,893,574	2,294,717	2,675,052	2,773,091	1,663	10,035	147,046	-94.7%
6	1,055,273	1,602,198	1,985,722	2,346,442	2,704,631	2,880,041	2,565	9,251	120,430	-95.8%
7	1,270,048	1,918,356	2,296,451	2,681,518	2,832,040	2,991,189	3,782	51,055	144,578	-95.2%
8	1,109,569	1,817,023	2,049,234	2,477,428	2,578,021	2,520,134	8,658	25,916	169,902	-93.3%
9	1,099,102	1,612,208	1,918,246	2,280,406	2,159,595	2,272,883	13,684	17,720	206,641	-90.9%
10	1,271,705	1,829,265	2,135,904	2,595,148	2,640,610	2,496,568	27,386	22,113	498,646	-80.0%
11	1,168,427	1,647,550	1,875,404	2,378,079	2,450,800	2,441,274	56,673	20,700	934,500	-61.7%
12	1,236,073	1,773,130	2,050,648	2,521,262	2,631,800	2,526,387	58,673	12,100	1,370,000	-45.8%
年計	13,413,467	19,737,409	24,039,700	28,691,073	31,191,929	31,882,049	4,115,828	245,896	3,831,897	-88.0%

出典:日本政府観光局令和5年1月18日発表資料

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 2 農林水産業の振興
- (1) 力強い産地づくりのための支援

提案·要望先 農林水産省 千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】① 飼料用米等への支援継続と産地交付金の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 農業者が、将来にわたって計画的に飼料用米をはじめとする新規需要米等の生産に安心して取り組めるよう、助成水準を維持するとともに支援制度の 恒久化を行うこと。
- 2 産地交付金について、都道府県の転換実績に応じた配分とすること。

【直面している課題・背景】

1について

○ 農地、農村を維持し、食料の安全保障を確保するためには、稲作農家が安定 的に収入を得られる環境を整えることが重要である。

需要に応じた生産に向け、排水不良の湿田が多い本県では、これまで国の 充実した助成金を活用しながら飼料用米等への転換を中心に取り組んできた。 転換作物を生産する農業者にとっては、助成水準の引き下げは農業経営に 影響を及ぼすことになる。

そのような中、飼料用米等の複数年契約に対する国の追加配分が令和5年産に廃止されることとなった。また、飼料用米の一般品種については、6年産から単価が段階的に引き下げられ、実質的に収入減少となることから、助成制度に対する農家の信頼が失われかねない状況である。そのため、需要があり、より定着性の高い作物への転換に対する投資を躊躇する農業者もみられる。

- これら農業者の不安を払拭し、新たな転換作物や飼料用米等の生産に安心 して取り組めるようにするために、転換作物ごとの助成水準(戦略作物助成や 産地交付金の国追加配分単価)の維持と支援制度の恒久化が必要である。
- また、令和3年度に新設された都道府県連携型助成については、主食用米からの転換拡大の大きな後押しとなることから、農業者等からも今後の継続を望む声が多い。

2について

○ 産地交付金については、都道府県への配分ルールが明確でなく、本県への配分額(令和3~5年度とも 518,436 千円)は、水田面積に比して少ない状況にある。

本県においては、畑地化が難しい環境であるが、近年は飼料用米をはじめとした稲による転換の推進により、実績が上がっているところであり、今後、より定着性のある収益性の高い作物への転換拡大を促進するためにも、本県に対する交付金の拡充を求める。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 2 農林水産業の振興
- (1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省 千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】

②農業経営基盤強化促進法等の一部改正による制度変更に対応した支援

【具体的な提案・要望内容】

市町村の地域計画の策定に当たっては、市町村をはじめ、県や農業委員会等の事務が大幅に増加しているため、円滑に計画の策定が行えるよう、必要な予算措置を講じること。

- 農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、市町村や農業委員会に おいては地域計画の策定に係る対応、県においては地域計画の策定支援など で、事務や経費が大幅に増加している。
- 本県では、令和6年度末までの2年間で約1,000の地域計画の策定が 見込まれており、円滑な計画策定のためには、きめ細やかな支援が求められて いることから、国による十分な予算の確保が必要である。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 2 農林水産業の振興
- (1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先農林水産省千葉県担当部局農林水産部



【提案・要望事項名】

③農業の担い手及び担い手組織に対する支援予算の拡充と事業の改善【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地域の農業を支える主要な担い手等が必要とする農業施設や機械の整備 支援事業に対する予算の拡充を図ること。
- 2 露地野菜農家に特化した支援メニューの創設や、県や市町村が振興したい 露地野菜品目を生産する担い手への地方自治体独自採択ポイントの加算 など、露地野菜を主体とする担い手の採択が不利にならないよう事業の 改善を図ること。

【直面している課題・背景】

○ 本県では、耕地面積の約4割を畑が占め、さつまいもやにんじんなど 露地野菜の生産が盛んであり、農業産出額も多いことから、露地野菜を重要 な品目と位置づけ、振興を図っている。

こうした露地野菜を主体とする経営体からは、農業施設・機械等の導入を 支援する農地利用効率化等支援交付金や担い手確保・経営強化支援事業に 対し、毎年多くの活用希望が寄せられている。一方で、近年の本県における 本事業の採択率は低く、特に補助率や補助交付上限額の大きい担い手確保・ 経営強化支援事業において、令和4年度は1件も採択されなかった。

これは、配分基準ポイントの算出に当たり、現行の制度では経営面積が拡大されるほどポイントが大きく加点される仕組みとなっており、機械の導入により経営面積の拡大が図りやすい水稲などでは高得点が取りやすい反面、露地野菜では経営面積の拡大目標を高く定めることが水稲と比較して困難なため、ポイントが獲得できないからであると考える。

○ また、農地利用効率化等支援交付金では、融資主体支援タイプで集約型 農業経営優先枠が設定されているが、本優先枠で高得点を取りやすい項目は 1ha あたりの付加価値額となっており、高付加価値で販売可能な園芸施設 品目の経営体で有利となりやすく、やはり露地野菜を主体とする経営体が 不利な条件となっている。 ○ 令和4年度からスタートした経営発展支援事業では、ポイントの算定に あたり県の振興作物を作付する新規就農者に加算するなど、都道府県加算 ポイントが設定されている。

この考え方を担い手支援の本事業にも取り入れれば、本県の重要な振興品目であるさつまいもやにんじんなどの露地野菜の経営体での採択率が高まり、県が目指す施策・振興品目の生産拡大等にもつながるものと考える。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 2 農林水産業の振興
- (1) 力強い産地づくりのための支援

<u>提案・要望先</u> 農林水産省、国土交通省、環境省 千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】④水産業の基盤となる漁場環境の改善に向けた取組の強化

【具体的な提案・要望内容】

水産生物の成育や再生産に重要な役割を果たしている藻場・干潟の保全・ 回復に向け、次の取組を推進すること。

- 1 沿岸漁業に深刻な影響を与えている「磯焼け」が本県でも急速に拡大していることから、食害生物を効率的に駆除する方法の研究開発を早急に進めること。
- 2 藻場・干潟の保全・回復に向けて、漁業者等による食害生物の駆除や浮遊 堆積物の除去などの活動をさらに促進するため、「水産多面的機能発揮対策 事業」について、十分な予算を確保すること。

- アワビやイセエビなどの漁場である藻場や、アサリなど二枚貝の漁場である干潟は、多くの生物の産卵や幼稚仔の成育の場として重要な役割を果たしている。
- 本県では、内房海域を中心に、藻場が消失する「磯焼け」が急速に拡大 しており、その原因となる植食性魚類を早急に駆除しなければならない。 国は全国の対策事例を紹介するなどしているが、すべての「磯焼け」に 対して、満足な解決策が示されたわけではない。
- さらに藻場・干潟の保全に向けて、本県では国の「水産多面的機能発揮対策事業」により漁業者等の活動費を助成しており、特に近年は藻場の保全に取り組むグループが増加している。しかしながら、本県向けの国予算は、県内の活動グループが要望している額の約6割しか配分されず、十分に活動できない状況となっている。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 2 農林水産業の振興
- (1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 環境省、農林水産省 千葉県担当部局 環境生活部、農林水産部



【提案・要望事項名】⑤ 有害鳥獣等の対策強化

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について、市町村の対策協議会が進める防護 柵設置等に必要な予算を確保すること。
- 2 有害鳥獣の効果的な捕獲が可能となるよう、生息場所や行動様式などの 野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法を確立すること。
- 3 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資するため、様々な条件下で使用可能なドローンなど、ICTを活用したより効果的な監視・捕獲機材や化学的 防除技術、繁殖抑制技術などを開発すること。
- 4 有害獣の侵入防止を目的に道路に設置する獣害対策用グレーチングについて、導入に対する助成を拡充するとともに、低コストで実施できるよう 技術開発の支援を行うこと。
- 5 自衛隊OB等に対して、鳥獣被害防止活動への参加を促すなど、鳥獣被害 対策の従事者を確保するための支援を充実させること。
- 6 外来生物の侵入防止と早期防除を図るため、以下の対策を強化すること。 ①特定外来生物について国による捕獲の強化及び自治体等が行う対策 費用に対する支援の充実
 - ②特定外来生物以外の外来生物(国内外来種を含む)の遺棄・放逐等に対する規制の強化
 - ③特定外来生物を含む外来生物の生息状況の把握及び有効な捕獲手法の 開発と普及

【直面している課題・背景】

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について
 - 本県においては、有害鳥獣対策として、捕獲・防護・生息環境管理及び 資源活用に、総合的に取り組んでいるところである。

しかしながら、野生鳥獣による令和3年度の農作物の被害金額は、約3億円と依然として深刻な状況にあり、特に、イノシシの被害については、その42%を占めている。

- 近年、被害金額は減少傾向にあるものの、3億円から4億円前後で推移し、 被害地域が拡大しつつあることも背景に、市町村からの事業実施要望は 依然として強い状況である。
- また、国の交付金は、令和4年度における県への配分額が過去4年間に 比べ減少している状況であり、その充足率は75%と依然として必要額は 措置されていない。
- また、国予算については、令和4年度当初予算の10,003百万円に対し、令和5年度概算決定額は9,603百万円と、減額となっていることから、有害鳥獣被害対策の重要性に鑑み、要望に対して十分な予算を確保する必要がある。

2 野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法の確立について

- イノシシを始めとする有害鳥獣については、季節による生息場所の違いや 行動様式、性別や年齢等による行動の違いなど、生態が十分に明らかに されていない。より詳細な調査を行い、生態等の解明が必要である。
- 特にイノシシは、生息数推計方法が確立されていないことから、効果的な 捕獲ができるよう、集中して捕獲を行う場所が把握できるような精度の 高い生息数推計方法の開発・確立が必要である。

3 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資する新たな技術の開発について

- 有害鳥獣の個体数の適切な管理や農作物等の被害防止のためには、 生息数を減少させることが急務となっており、そのため、以下のような 新たな技術の開発が待たれている。
 - ・ 常緑樹林が多い本県においても、空中から有害鳥獣の監視が可能となる よう、樹木などの障害物に影響を受けないドローン機材の開発。
 - ICTを活用した、より安価で高性能なわなの通報システムの開発。
 - 化学的防除技術の研究・開発。
 - ・ 捕獲以外の手法として、個体数そのものを増やさないことを目的とした、 避妊薬の投与等の繁殖抑制技術の開発。

4 獣害対策用グレーチング導入に対する助成拡充及び低コスト技術開発の 支援について

- 防護柵と道路が交差する開口部には、開閉式の門扉を設置し、獣類の侵入 を防ぐ方法もあるが、道路管理者から設置許可が得られない場合が多いため、 門扉を設置できず、獣類の侵入口となってしまう。また、門扉を設置した 場合でも、通行車両との接触の危険性や、開閉の労力が課題となっている。
- 獣害対策用グレーチングであれば道路に設置許可が得やすい上、通行車両 との接触危険性もなく、開閉の労力も必要がないことから、侵入防止対策に 有効である一方、資材費が非常に高額であるため、導入が進んでいない状況 となっている。

- そこで、鳥獣被害防止総合対策交付金において、獣害対策用グレーチング 設置の支援単価を新たに設定し、防護柵と同様、自力施工の場合に資材費 全額の定額助成が可能となるよう要望する。
- また、獣害対策用グレーチングのコストの低減に向けては、価格を抑えた 民間事業者等による資材の開発など、国の更なる支援が必要である。

5 鳥獣被害対策の従事者を確保するための支援の充実について

- 捕獲従事者及び農業従事者の減少や高齢化により、鳥獣被害防止対策が 十分に実施できない状況が生じている。
- 国では、「鳥獣被害対策推進会議」を設置し、被害防止施策の総合的、 一体的かつ効果的な推進を図ることとしている。また、県においても、 自衛隊OBである隊友会員に向けたパンフレットの配付を依頼するなどの 取組を行っているところである。
- 鳥獣被害防止対策の従事者の確保のためには、引き続き、自衛隊OB等に 狩猟や鳥獣被害対策に対する理解を深めてもらい、鳥獣被害防止活動への 参加を促すよう、広報・普及活動を充実させるほか、他の都道府県で実施 された自衛隊による鳥獣被害対策等も参考に、効果的な支援対策を検討 いただきたい。

6 外来生物への対策の強化について

- 生態系等に係る被害を及ぼす外来生物は、「外来生物法」により特定 外来生物に指定され、輸入や飼養等が禁止されている。
- 国内に生息する特定外来生物は、国が必要と認めたものについて、国により防除することとされているが、実態として防除の実施は、希少種の生息する島しょ部などの一部の地域に限られている。また、特定外来生物の中には移入初期段階での対応が遅れたことにより、生息数や生息地域が増加・拡大してしまい、防除が困難となった事例もある。
- 県では被害発生状況に応じて防除実施計画を策定し、特定外来生物の防除を行っているところであるが、早期防除が重要であることから、国による 捕獲の強化や自治体への支援等が必要である。
- また、特定外来生物以外の外来生物(国内外来種を含む)については、 遺棄・放逐等に対する規制がないことから、被害が拡大することのないよう、 特定外来生物と同様に規制の創設等が必要である。
- さらに、特定外来生物以外の外来生物についても、侵入・定着・繁殖による生態系への影響が懸念されることから、特定外来生物と併せて、生息 状況の把握及び有効な捕獲手法の開発と普及が必要である。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 2 農林水産業の振興
- (2) 水産資源の適切な管理

提案·要望先 農林水産省 千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】

① 改正漁業法に基づく新たな資源管理に向けた支援等の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 TAC管理魚種の拡大に向けた検討に当たっては、漁業者が過去から取り 組んできた自主的管理の成果を評価した上で、関係者の十分な理解と協力を 得ながら丁寧に進めること。
- 2 TAC管理のため必要となる資源評価や漁獲管理に伴う業務量の低減を 図るため、「漁獲情報システム」の本格稼働を早急に実現すること。また、 地方交付税措置の拡充により地方負担の軽減を図ること。
- 3 TAC管理が先行導入されているクロマグロについて、次の取組を強化すること。
- (1)近年の資源量増加を踏まえ、小型魚の増枠と大型魚の更なる増枠に向け、 引き続き国際委員会での交渉を進めること。
- (2)国内の漁獲状況等により漁獲枠の追加配分が見込める場合は、漁獲機会 を逸することがないよう速やかに配分すること。
- (3) 資源量が増加する中、漁獲枠を遵守するため、採捕したクロマグロを 放流する漁業者の負担が増大していることから、負担に見合う支援を強化 すること。

- 国は、漁業法を改正し、TAC (漁獲可能量)管理を基本とする新たな 資源管理体制を構築するとしているが、TAC管理の導入が検討され始めた キンメダイ等の関係漁業者は、これまで自主的に取り組んできた資源管理に よって地先資源が維持されているにも関わらず、一律にTAC管理を新たに 導入しようとしていることに不満を持っている。
- 国は、漁獲情報を収集し、資源評価の精度向上やTAC魚種の漁獲管理等に活用するため「漁獲情報システム」の導入を進めているが、端末等のハードは整備されたものの、国において各都道府県のデータを集約するソフトが構築されていない。

また、資源評価や漁獲管理に伴う業務量が増大する中、地方交付税の算定基準における水産行政費の職員配置数は増員されていない。

○ 太平洋クロマグロの親魚資源量は 2010 年に底を打った後、回復傾向に あると評価されており、本県漁業者からもクロマグロ資源が急激に増加して いると感じる旨の声を聞いている。

我が国は、国際委員会においてTACの増枠を提案し、昨年度に引き続き 大型魚の 15%増枠を維持したものの、漁獲枠が過去の漁獲実績の半分量と 大きく制限されている小型魚については、増枠が認められていない。

○ 本県の沿岸漁業者は、黒潮等により大きく変化するクロマグロの来遊を 待って操業しているため、来遊状況によって漁獲量が急激に積み上がり、 採捕が制限されることがある。

採捕制限の解除に向けて、国から漁獲枠が追加配分されることがあるが、 手続きに1ヶ月程度の時間を要するため、漁獲機会を逸することがある。

○ 資源が回復傾向にある中、漁獲枠を遵守するため漁業者が採捕したクロマグロを放流する作業は増加傾向にあるが、放流に対し国から支給される作業費は十分ではない。

また、漁獲枠が消化され漁業者が休漁した際、休漁に伴う減収対策は講じられているが、煩雑で過大な事務を負担する漁協への支援がない。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 2 農林水産業の振興
- (2) 水産資源の適切な管理

 提案・要望先
 農林水産省

 千葉県担当部局
 農林水産部



【提案・要望事項名】

② サンマ・サバなどの国際水産資源の管理強化及び本県漁船の操業の安全確保

【具体的な提案・要望内容】

国際水産資源であるサンマ、サバ類及びカツオは本県の水産業にとって最も 重要な魚種であるが、公海等での外国漁船による漁獲も多いため、引き続き 関係国と共同で資源評価を行い、科学的根拠に基づく資源管理の強化を図る こと。

併せて、近年、日ソ地先沖合漁業協定に基づくロシアの大型漁船の操業が、本県沖合近くで行われることが増え、この海域で操業する本県漁船と漁場が重なり、漁具被害も発生する状況にあることから、本県漁船の操業の安全確保を図ること。

- サンマ、サバ類及びカツオは、本県における最も重要な魚種であるが、 サンマの漁獲量は近年、過去最低の水準で厳しい状況が続いており、マサバ 資源は長年の減少傾向から増加傾向に転じているものの年変動が大きく、 カツオの漁獲量は平成24年以降、低位の状況が続いている。これらの漁獲 量の低迷は、漁業経営を圧迫するほか、水産加工業や観光業等への影響も 懸念されるため、資源の適切な管理と持続的な利用が強く求められている。
- 公海等における外国漁船による国際水産資源の漁獲量が増加していることから、日本を含めた関係国が参加するサンマ、マサバの資源管理を協議する北太平洋漁業委員会(NPFC)や、カツオに関する中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、資源管理の措置に関する議論が行われており、引き続き、資源管理の強化を目指し、関係国との合意に向け、日本の主導による国際交渉が必要とされている。特に、サンマについては資源回復に向けた規制強化を提案しており、令和5年のNPFCにおいて、現在の漁獲枠から25%の削減について合意されたものの、令和4年の漁獲量のなお2倍以上であり、実効性を高める取組が必要とされている。

○ 近年、日ソ地先沖合漁業協定に基づくロシアの大型漁船の操業が、本県 銚子市沖合近くで行われることが増えており、この海域で操業する本県 漁船と漁場が重なり、漁具被害も発生する状況にあることから、本県漁船 の操業の安全確保が課題となっている。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 2 農林水産業の振興
- (3)農林水産物、食品等の輸出に対する支援

提案•要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部、商工労働部



【提案・要望事項名】農林水産物・食品等の輸出に対する支援

【具体的な提案・要望内容】

輸入規制を実施している中国や香港、台湾などの諸外国・地域に対して、 食品等の安全性に関する正確な情報を十分に提供するとともに、科学的根拠に 基づかない過剰な措置をとることがないよう、引き続き働きかけを行うこと。

【直面している課題・背景】

- 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた日本産農林水産物・食品の輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、規制を設けた 55 の国・地域のうち、43 の国等で規制が撤廃される一方で、12 の国等で規制が継続されている。
- 千葉県産の農林水産物・食品の輸出については、依然として中国が県産農林水産物等の輸入を全面的に停止しているとともに、台湾や香港など放射性物質検査を求めている国・地域があり、こうした規制措置は、輸出促進に当たっての大きな障害となっている。

【主な国・地域における千葉県産農林水産物・食品の輸入規制状況】

	品目	規制内容		
中国	全ての食品、飼料	輸入停止		
台湾	野生鳥獣肉、きのこ類、コシアブラ 日本で品目ごとに出荷制限が とられている品目	輸入停止		
	全ての食品(酒類を除く)	放射性物質検査報告書及び 産地証明書を要求 台湾にて全ロット検査を実施		
韓国	全ての水産物 きのこ類、たけのこ、茶	輸入停止		
	ほうれんそう、かきな等 上記以外の全ての食品、飼料	輸入停止(旭市、香取市、多古町) 政府作成の放射性物質検査証明書を要求		
香港	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	政府作成の放射性物質検査証明書及び 輸出事業者証明書を要求		
	食肉、家禽卵、水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 2 農林水産業の振興
- (4) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

提案・要望先 農林水産省 千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】家畜伝染病に対する防疫体制の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 家畜伝染病に係る防疫制度の見直し
- (1) 最新の設備・技術を導入したウィンドレス畜舎においても家畜伝染病が 発生する原因と感染経路の究明を国主導で早急に行うこと。
- 2 家畜伝染病の発生に対応した支援の拡充
- (1) 防疫措置に係る県・市町村職員の時間外勤務手当等についても、財政 支援の対象と出来るよう制度を検討すること。
- (2) 家畜伝染病の発生時において、経営的に被害を受けるものの国の支援の対象外となる農家、また、生産物の流通等に係る関連事業者にも、多額の損失が生じるため、これらの者に対する経営継続に向けた財政支援の充実を図ること。

【直面している課題・背景】

- 1 家畜伝染病に係る防疫制度の見直し
 - 本県の高病原性鳥インフルエンザの発生は、最新の設備・技術を導入した ウィンドレス鶏舎を採用し、日頃から従業員により衛生対策が徹底されて いる農場でも発生した。今後の発生予防対策のため、その原因と感染経路の 速やかな解明が不可欠である。
- 2 家畜伝染病の発生に対応した支援の拡充
 - 県・市町村職員等を長期間にわたり動員した場合、多額の人件費が発生 するため、費用負担が甚大となっている。
 - 家畜伝染病の発生農家のみならず、移動・搬出制限により繁殖豚やヒナなど家畜生体の外部導入が制限された農家、また、生産物の流通等に係る関連事業者にも多額の損失が発生する恐れがある。

特に、関連事業者はフル稼働の体制が整うまで数ヶ月かかることが 見込まれ、経営への影響が懸念される。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (1) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 県内唯一の未開通区間である大栄から横芝間について、令和6年度の開通 に向け、確実に事業を進めること。
- 2 神崎から大栄間の4車線化について、令和6年度までの供用に向け、確実 に事業を進めること。また、横芝・木更津東間については、早期に4車線化 に着手し、一日も早く完成させること。特に事業化されている横芝・東金間 については一日も早く4車線化工事に着手すること。
- 3 圏央道と空港を直結する新たなインターチェンジについて、計画の具体化が図られるよう必要な助言を行うこと。
- 4 (仮称) かずさインターチェンジの早期整備を図るとともに、銚子連絡 道路や長生グリーンラインなどインターチェンジへのアクセス道路が確実 に整備されるよう必要な予算を確保すること。
- 5 神崎パーキングエリア(仮称)の令和6年度までの供用に向け、確実に 整備を進めること。また、山武パーキングエリア(仮称)については、早期 供用を図ること。

- 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)は、アクアラインと一体となって 首都圏の各都市と成田空港などの拠点間を環状につなぎ、国際競争力の強化 や国土強靭化を図るとともに、地方創生と地域経済の活性化を実現していく 上で、大変重要な道路である。
- 圏央道は、全延長約300kmのうち約9割が開通しており、県内の 観光入込客数の増加や、物流施設等の立地の進展など、経済に好循環を もたらすストック効果が表れている。本県の状況としては、県内区間95 kmのうち、約8割にあたる76kmが開通しており、残る大栄から横芝間 については、令和6年度の開通に向け、(仮称)芝山トンネルや(仮称)高谷 川高架橋など、全線にわたって工事が展開されているところである。

- 神崎インターチェンジから大栄ジャンクション間が令和6年度までの 供用に向けて推進されている。一方、県内の区間の大部分は、暫定2車線と なっていることから、ネットワークの機能拡充による生産性の向上等に 加えて、安全で円滑な交通の確保や防災力の向上を図るためにも、早期に 4車線化に着手し、一日も早く完成させることが必要である。
- 圏央道と空港を直結する新たなインターチェンジについて、国や東日本 高速道路株式会社との協議に向けて、成田空港株式会社とともに、地域 活性化インターチェンジ制度の活用を含め、設置位置や構造などの検討を 行っているところである。

成田空港の利便性を一層高め、人とモノの流れをスムーズにし、県内を広く活性化させ、さらには防災力の強化のためにも、圏央道の大栄・横芝間の一日も早い開通を図るとともに、圏央道と空港のアクセスを強化する必要がある。

- (仮称)かずさインターチェンジ及び銚子連絡道路や長生グリーンラインなどインターチェンジへのアクセス道路については、圏央道の全線開通や4車線化に伴う効果を県内に波及させるとともに地域の活性化に大きく寄与することから、確実に整備していく必要がある。
- 圏央道の千葉県区間における休憩施設については、令和2年6月18日に開催した、国、県、高速道路会社で構成する「第2回 圏央道(千葉県区間)休憩施設調整会議」で、神崎パーキングエリア(仮称)は、圏央道の4車線化に併せて早期供用を目指すこと、山武パーキングエリア(仮称)は、圏央道(大栄JCT~松尾横芝IC)の開通を踏まえた早期供用を目指すことを確認したところである。今後、高速道路を安全で快適に利用するためにも、これら休憩施設の早期整備が必要である。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (2) 北千葉道路の早期整備

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 北千葉道路の早期整備

【具体的な提案・要望内容】

- 1 北千葉道路(市川・松戸)の早期整備を図るとともに、市川市から船橋市間全区間の早期事業化を図ること。また、専用部は直轄事業と有料事業の合併施行とすること。
- 2 印西市から成田市間は、早期整備に向け十分な予算を確保するとともに、 直轄施行区間については、引き続き4車線での整備を図ること。
- 3 国道464号の全線の直轄編入を図ること。

- 国道464号北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で 結び、沿線にある千葉ニュータウン、成田ニュータウンを連絡する道路で あり、国際競争力の強化や周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化、 災害時における緊急輸送道路の確保等に寄与し、地方創生と国土強靭化を 実現する、千葉県のみならず、我が国にとって重要な道路である。
- 現在、全体区間約43kmのうち、約30kmが供用済みである。 小室インターチェンジ以西の市川市から船橋市間約15kmは、専用部については、国、県、高速道路会社で構成する「千葉県道路協議会」において、専用部と一般部の併設構造とし、直轄事業と有料事業の合併施行の計画とする方針が確認された。このうち、市川・松戸の専用部1.9km、一般部3.5kmについて、国において道路線形の設計などが進められている。北千葉道路の重要性を鑑みると、事業着手された区間を早期に整備するとともに、市川市から船橋市間の全区間を速やかに事業化していく必要がある。
- 印西市~成田市間の13.5 kmについては、国と県が協同して整備を進めている。印西市若萩から成田市押畑までの9.8 kmが暫定2車線で開通しており、残る成田市押畑から大山間約3.7 kmについては、県が整備を推進している。今後成田国際空港の更なる機能強化の進展に伴い、交通需要の増加が見込まれることから、早期完成に向けて更なる整備促進を図る必要がある。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (3) 新湾岸道路の計画の早期具体化

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 新湾岸道路の計画の早期具体化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 新湾岸道路については、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において、 多車線の自動車専用道路として、速やかに計画段階評価に着手し、早期に計画の具体化を図ること。
- 2 千葉県と東京都を結ぶ区間についても検討を進め、計画の具体化を図る こと。

- 東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域には、商業施設や物流施設等が多く、都心方面と千葉県を行き交う人・モノの流れが集中し、慢性的な交通渋滞が発生しており、その解消が喫緊の課題である。
- 今後も、港湾機能の強化や、物流施設の立地等の開発計画に伴う交通需要の増大が見込まれているところであり、こうした状況を踏まえ、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上、湾岸地域の更なる活性化のため、必要な規格の高い道路として、多車線の自動車専用道路の計画の具体化が必要である。
- 令和2年5月に、国、県、千葉市、高速道路会社で構成する千葉県湾岸地区道路検討会において、沿線市の意見を踏まえた「千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の基本方針」が策定され、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部について、速やかに計画段階評価の手続きに着手することが確認された。
- 令和5年5月26日に、新湾岸道路の早期実現を目指し、県及び沿線6市 (千葉市、市川市、船橋市、習志野市、市原市、浦安市)で一致団結し、 「新湾岸道路整備促進期成同盟会」を設立したところであり、その後、 5月30日に、知事及び沿線市長により国土交通省に対して、計画の早期 具体化を要望した。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (4) 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化

【具体的な提案・要望内容】

1 千葉北西連絡道路については、つくば野田線以北から国道464号付近までの間(野田市~印西市)において、多車線の自動車専用道路として、 速やかに計画段階評価に着手し、早期に計画の具体化を図ること。

- 国道16号は、県北西地域唯一の幹線道路であり、沿線には大型商業施設 や物流施設が多く立地し、地域の日常生活や物流などを支える重要な道路 である一方、柏インターチェンジから大島田間では県平均の約8倍もの 渋滞損失が発生しており、渋滞の解消が喫緊の課題となっている。
- 一方、令和元年東日本台風では、田中調整池の洪水調節のため市道が通行 止めとなったことから、国道 1 6 号に交通が集中し、混雑が発生した。 よって、平常時のみならず災害時にも安定した人・モノの流れを確保する ため、千葉北西連絡道路の計画の早期具体化が必要である。
- 令和4年11月に、国、県、関係市で構成する「千葉北西連絡道路検討会」 において、「千葉北西連絡道路の道路計画の基本方針」が策定され、概略 計画の検討(計画段階評価)を進めることが確認された。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (5) 高規格道路等のネットワーク機能の充実

提案・要望先国土交通省千葉県担当部局県土整備部



【提案・要望事項名】 高規格道路等のネットワーク機能の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 東京外かく環状道路の建設推進
- (1) 東京外環自動車道(以下、外環道)の京葉道路との接続部である京葉ジャンクションについては、京葉道路千葉方面と外環道高谷方面とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。また、東京外かく環状道路を完全な環状道路とし、東京湾アクアラインと一体となって、その機能を十分発揮させるため、東名高速道路から湾岸道路間の計画の早期具体化を図ること。
- (2) 東京外かく環状道路(千葉県区間)の整備に伴う周辺環境の状況を把握 し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努め、また本道路 と密接に関連するまちづくりのための道路、河川、下水道等の事業を着実 に推進できるよう、予算の確保を図ること。
- 2 富津館山道路の4車線化

南房総地域の交流や連携の強化を図るため、富津館山道路の早期4車線化 を図ること。

3 京葉道路の渋滞対策の推進

京葉道路は交通集中に伴う慢性的な渋滞が生じているため、貝塚トンネル付近の車線追加等による抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手するとともに、引き続き、必要な渋滞対策を行うこと。

- 4 東京湾岸道路の整備推進
- (1)東京湾岸道路を構成する国道357号については、塩浜立体及び船橋市域の渋滞対策のための事業を推進するとともに、新規事業化された(仮称)検見川・真砂スマートインターチェンジと併せて検見川立体の整備を推進すること。また、湾岸千葉地区改良(蘇我地区)の着実な事業推進を図ること。

- (2) 東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間について、計画の 早期具体化を図ること。
- 5 国道51号等の直轄国道の整備推進
- (1) 国道51号については、交通混雑の緩和や交通の安全性を確保し、道路 ネットワーク機能の強化を図るため、事業中である北千葉拡幅、成田拡幅、 大栄拡幅の早期整備を図ること。
- (2) 災害に強い、安全・安心な道路交通の確保のため、国道127号防災 事業を推進すること。

特に、安房地域における防災ネットワークの強化を図るため、 令和2年度に事業着手された館富トンネルを含む川名・富浦地区について は、早期に4車線化を図ること。

- (3) 国道409号については、国道16号との交差点から木更津金田 インターチェンジ間の4車線化を図ること。
- 6 幹線道路網の整備促進

圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークから県内各地域にアクセス する銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路のほか、県境を跨ぐ (仮称)押切・湊橋の整備に必要な予算の確保を図ること。

7 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路に指定された地方管理道路において機能強化及び整備推進のため、財政支援を行うこと。

- 外環道と京葉道路を接続する、京葉ジャンクションが未完成であり、早期 にフルジャンクション化を実現する必要がある。また、東名高速道路から 湾岸道路間については、東京外かく環状道路(東名高速~湾岸道路間) 計画検討協議会において検討が進められており、計画の早期具体化が必要 である。
- 東京外かく環状道路は、環境保全に十分配慮されるべきものであり、県が組織する「東京外かく環状道路連絡協議会 環境保全専門部会(※)」において、国及び高速道路会社により示された東京外かく環状道路(千葉県区間)供用後環境監視計画に基づき、周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努める必要がある。また、東京外かく環状道路と密接に関連するまちづくりのための事業として、県は、地元の市川市(9分類22項目)・松戸市から要望されている(都)国分下貝塚線、一級河川高谷川、江戸川第一終末処理場等、今後も着実に整備を進めていく必要がある。
 - (※) 環境保全専門部会:外環道(千葉県区間)の都市計画変更(都計アセス)の際に環境担当部局から出された 意見に対する都市計画決定権者の意見のフォローアップを行う会議体。事業者(国・NEXCO)、県、市で組織。

- 富津館山道路は、平成31年3月に富津竹岡インターチェンジから富津金谷インターチェンジ間の一部区間で、付加車線の設置が決定し、令和元年9月には国が公表した「高速道路における安全・安心基本計画」において、全線が4車線化の優先整備区間に選定されている。対面通行の2車線区間であるため、観光シーズンや休日等において渋滞が頻発しているとともに、今後、切迫する巨大地震、激甚化する気象災害等へ対応するためにも、早期の4車線化が必要である。
- 京葉道路の渋滞対策については、これまで千葉県湾岸地域渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、特に渋滞の著しい渋滞箇所が特定され、車線運用の見直しなどの対策が示され、令和2年8月に付加車線の運用が開始された。また、貝塚トンネルについては、円滑な交通確保に向け、車線追加などの抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手する必要がある。
- 湾岸地域においては、東京湾岸道路の一部をなす国道357号において、 渋滞緩和を目的に交差点改良等が進められているが、いまだ渋滞は解消 されておらず、塩浜立体事業や船橋市域の渋滞対策を進めるとともに東京 湾岸道路(千葉地区専用部)の計画の具体化を図る必要がある。

加えて、令和4年9月に新規事業化された(仮称)検見川・真砂スマート インターチェンジと併せて、検見川立体の整備が必要である。

また、東京湾アクアライン着岸地周辺地域における、より一層の交通の 円滑化を図るため、東京湾岸道路の未整備区間となっている袖ケ浦市から 木更津市間などについて計画の早期具体化を図る必要がある。

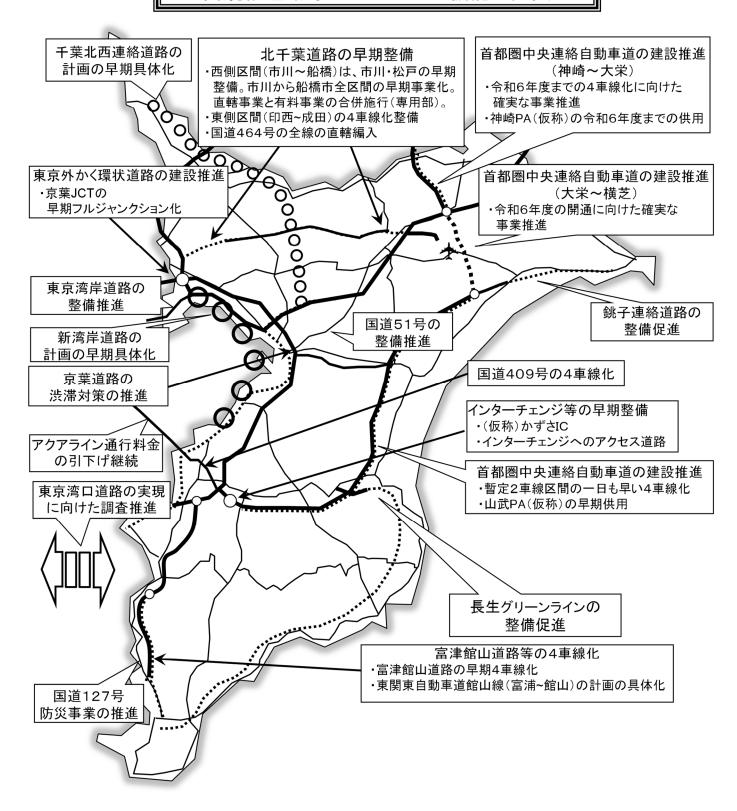
- 一般国道51号は、一部区間で4車線化が図られ、交通環境が大きく改善しているが、2車線の区間については通勤時間帯を中心とした慢性的な交通渋滞が発生している。また、本道路は緊急輸送道路の1次路線に指定されており、令和元年の一連の台風・大雨時には、災害時の円滑な物資輸送や救援活動の支援ルートとして重要性が改めて認識されたところであり、事業中区間の早期整備が必要である。
- 一般国道127号は、異常気象時の交通規制区間を抱え、かつ老朽化が著しいトンネル・橋梁、大型車のすれ違いが困難な区間が多くあり、並行する東関東自動車道館山線の代替路の確保の観点からも、老朽化が進んだ狭小なトンネル、橋梁を早期に改修し、安全で信頼性の高い防災ネットワークを確保していく必要がある。

特に、現在2車線となっている館富トンネルを含む約1km区間は、安房地域への支援物資輸送、館山港と連携した緊急輸送ネットワークとして、重要な役割を担っていることから、早期の4車線化が必要である。

○ アクアライン着岸地周辺では、一般国道409号をはじめ、休日を中心に 交通渋滞が発生している。円滑な交通確保に向け、国道409号の国道 16号から木更津金田インターチェンジ間の2車線区間について、早期の

- 4 車線化が必要である。
- 県内外とのスムーズな人・モノの流れを強化し、地方創生と国土強靭化を 実現するため、圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークの整備効果を 県内全域に波及させる銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの整備や 県境橋梁の整備が必要である。
- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、平成30年3月 の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要 物流道路」として路線を指定した。令和4年3月25日には、供用区間に 加え新たに「候補路線」、「計画区間」、「事業区間」が指定されたところで ある。

高規格道路等のネットワーク機能の充実



- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (6) 東京湾アクアラインのさらなる効果発揮

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 東京湾アクアラインのさらなる効果発揮

【具体的な提案・要望内容】

- 1 首都圏における交流・連携の強化、地域経済の活性化等を図るため、 「アクアライン割引」に必要な予算を確保すること。
- 2 アクアラインの効果を発揮できるよう、混雑状況に応じた料金の導入について、高速道路会社や県とともに検討すること。
- 3 アクアラインの 6 車線化など、交通容量の拡充方策について、中長期的な 視点から検討すること。

【直面している課題・背景】

- 東京湾アクアラインは、首都圏中央連絡自動車道と一体となって、首都圏における交流・連携の強化や、災害時・緊急時における都心と成田国際空港を結ぶ代替ルートの確保、迂回機能による湾岸部の交通渋滞の緩和などにも大きく貢献し、本県の半島性の克服、地方創生、国土の強靭化を実現していくうえで極めて重要な高速道路である。
- アクアラインでは、平成26年4月から当分の間、国及び千葉県の負担を 前提に「アクアライン割引」として通行料金800円(ETC普通車)が 継続されている。

この継続により、アクアラインの木更津市側の着岸地周辺地域では、人口が増加するとともに、大型商業施設の進出や拡張により、新たな雇用が創出され、さらに、新たな企業の進出が計画されるなど、経済の好循環が生まれている。

- 今後も、観光の振興や企業立地の促進などの経済効果をさらに高めていく ためには、「アクアライン割引」を継続させることが必要である。
- 一方、アクアラインでは、特に休日に交通が集中し、本線及び周辺の金田 地区において交通渋滞が発生している。

- アクアラインの渋滞対策として、東日本高速道路株式会社では、「ペースメーカーライト」の設置や、渋滞時間帯を避けた利用を促すための渋滞予測の提供などを実施している。また、国、県、地元市や商工団体などからなる「アクアライン周辺道路交通円滑化プロジェクトチーム」において、ハード・ソフトを組み合わせた対策の検討を進めているところであるが、令和5年のゴールデンウィーク10日間には、10km以上の渋滞が5日も発生するなど、今後さらなる渋滞対策が必要である。
- 国の国土幹線道路部会においては、高速道路における混雑状況に応じた 料金について議論されており、アクアラインもその導入について、検討 していく必要がある。
- アクアラインは、橋梁が4車線から6車線に拡幅が可能な構造となっているほか、3本目のトンネルを掘り進めることが可能な構造となっている。 さらなる交通需要の増加に対応するためには、アクアラインの6車線化など、 交通容量の拡充方策について、中長期的に検討する必要がある。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (7) JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び JR京葉線の輸送力増強

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 総合企画部

11 住み続けられる まちづくりを

【提案・要望事項名】

JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び JR京葉線の輸送力増強

【具体的な提案・要望内容】

- 1 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転が実現するよう、JR東日本と東京臨海高速鉄道との協議の加速化や乗車経路の判別 技術の開発などに取り組むこと。
- 2 JR京葉線の一部区間の複々線化等の輸送力増強について促進すること。

- JR京葉線とりんかい線の相互直通運転は、東京ディズニーリゾートや 幕張メッセなどの大型集客施設や宿泊施設等が多数立地する東京湾岸地域 の一体的な産業・観光の発展ばかりでなく、南房総・九十九里地域における 通勤圏の拡大、産業や観光の振興、まちづくり等にとっても重要である。
- しかしながら、両路線は、新木場駅の蘇我寄りで線路が接続されているもの の、乗車経路が判別できないことによる運賃配分等の課題があるため、相互 直通運転が実施されていない。
- また、JR京葉線の朝ラッシュ時は混雑率が高く、混雑緩和を図る必要があることや、同時間帯にりんかい線直通列車を運行した場合、東京駅方面への列車本数を削減せざるを得ないことなどの課題があることから、一部区間の複々線化等の輸送力増強にも取り組む必要がある。
- 「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(平成28年4月20日交通政策審議会答申)においては、「羽田空港アクセス線の新設及び京葉線・りんかい線相互直通運転化」が国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクトとして位置付けられている。また、平成30年7月にJR東日本が策定したグループ経営ビジョン「変革2027」においても、りんかい線を経由する臨海部ルートを含む羽田空港アクセス線構想の推進が掲げられていることから、これらの新線建設の推進に合わせ

て、京葉線とりんかい線の相互直通運転についても実現に向けて取り組んでいただきたい。

【参考】



- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (8) 東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】

東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

【具体的な提案・要望内容】

東葉高速鉄道及び北総鉄道の経営安定化を図るため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務の縮減や利払いの軽減など、各年の元利償還金の更なる軽減措置を講じること。

- 東葉高速鉄道及び北総鉄道は、建設費の増大により、鉄道建設・運輸施設 整備支援機構に対する多額の長期債務を抱えており、開業以来、その償還が 経営を圧迫する厳しい状況が続いている。
- このことは、両鉄道の建設当時、後につくばエクスプレス等で採用された 建設費の大半が無償資金で充てられるような制度がなく、財政投融資等の 有償資金を中心とするP線方式を両鉄道が採用せざるを得なかったことが 大きく影響している。
- こうした中で、県では、沿線自治体等と連携し、多額の追加出資等、 様々な経営支援策を実施するほか、沿線開発による需要増のための取組に 努めてきた。しかしながら、両鉄道の経営は、依然として金利の動向に 大きく左右されるなど、非常に脆弱な状態が続いている。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、テレワークやWEB会議の浸透等をはじめとした利用者、企業の行動変容は、アフターコロナにおいても継続し、公共交通需要はコロナ前の水準には戻らないことも懸念されている。
- こうした状況を踏まえ、会社の経営安定化を図るため、機構に対する 長期債務の負担軽減や利払いの軽減などの根本的な対策が必要不可欠である。

【参考】各鉄道の建設費に占める無償資金の割合について



- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (9) ホームドアの整備による転落防止対策の促進

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】ホームドアの整備による転落防止対策の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 利用者数 1 O 万人以上の駅はもとより、利用者数 1 O 万人未満の駅であっても、利用者の安全確保の観点から特段の事情を有する駅については、 国庫補助を措置すること。
- 2 従来型のホームドアや、鉄道車両の扉位置の相違などの課題に対応可能な、 新たなタイプのホームドアの普及促進に向け、鉄道事業者の負担軽減のための 支援の拡充を図ること。
- 3 ホームドア整備に係る地方公共団体の財政負担軽減のため、地方債の特例の要件緩和や、交付税措置の拡充についても検討を行うこと。

- 令和2年度に国土交通省が新たに策定したホームドアの整備目標では、 利用者数 10 万人以上の駅の優先的な整備を引き続き推進するとともに、 同10万人未満の駅についても、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの 構造・利用実態等を勘案した上で、優先度が高いホームでの整備を加速化 することを目指すこととしている。
- 令和3年12月に、鉄道駅のバリアフリー設備の整備について、整備費用等を鉄道運賃に上乗せし、利用者から徴収する新たな料金制度が、国により創設されたが、同制度は、利用者数の多いJR路線や大手民鉄線以外は活用が難しいと考えられることから、他の駅については、引き続き国庫補助を措置することが求められる。
- 本県のホームドア補助制度については、国が優先整備を推進する、利用者数 10 万人以上の駅のみならず、同 10 万人未満の駅についても、駅周辺に病院や社会福祉施設が存在するなど、特段の事情を有する駅については補助対象としている。また、国が補助対象外とした、新たな料金制度による整備区間についても、事業者負担分が残る場合には引き続き補助対象とし、早期設置を促進することとしている。

- また、鉄道事業者がホームドアの整備を進めるに当たっては、車両の長さ・ドア位置・ドア数の相違といった問題を解決するために、駅によっては従来型よりもさらに多額の設置費用を要する新型ホームドアを整備することが求められる場合もあることから、国においては、事業費にかかわらず、国庫補助を満額措置することが求められる。
- 一方、ホームドア整備の加速化に伴い、その設置に対する補助を行う地方 公共団体の補助額は増加傾向にある。地方公共団体に対する財政措置として、 バリアフリー法に地方債の特例が設けられているが、その適用に当たっては、 バリアフリー基本構想に即した計画策定が要件とされており、地方債活用に 係る負担が大きいことから、手続きの簡略化等を含め、地方への財政措置の 拡充を検討されたい。

【参考】ホームドアに係る補助金

〇国補助金 (鉄道施設総合安全対策事業費補助)

*補助対象経費:ホームドア又は可動式ホーム柵の整備に要する経費

*補 助 率 :補助対象経費の1/3以内

(基本構想の生活関連施設に位置付けられた事業は1/2以内)

○県補助金(鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金)

*補助対象駅 :以下の要件に該当し、知事が特に認めるもの

・1日の利用者数が10万人以上の駅

・病院、社会福祉施設、特別支援学校等の最寄り駅

・他の路線との乗換客が多い等、駅の利用状況から特に設置が

必要と認められる駅

*補助対象経費:鉄道事業者または市町村が設置するホームドア設備整備に対する

市町村の実負担額(限度額あり)

*補 助 率 :補助対象経費の1/2

【例:ホームドアの補助イメージ(10両編成対応ホーム)】

①JRで料金制度を活用する区間の駅

		市町村 3,60	0万円(1/5)
料金徴収 1億800万円(3/5)	事業者 3,600万円 (1/5)	市町村 自主財源 (1/10)	県補助金 (1/10)

②料金制度活用区間外の駅

		市町村 6,000万円(1/3)		
事業者 6,000万円(1/3)	国庫補助金 6,000万円(1/3)	市町村自主財源 (1/6)	県補助金 (1/6)	

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (10) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

提案・要望先国土交通省千葉県担当部局県土整備部



【提案・要望事項名】千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

【具体的な提案・要望内容】

1 千葉港千葉中央地区における港湾計画に基づく埠頭再編に必要な大規模 で高度な技術を要する大水深岸壁等の港湾施設について、国において整備を 推進すること。

また、埠頭再編にあたり県が実施する防波堤や物揚場等の整備に必要な 予算を十分確保すること。

2 地域防災力強化及び被災による県内経済活動への影響を最小限とする ため、耐震強化岸壁の整備を推進すること。

【直面している課題・背景】

○ 千葉中央地区では、コンテナ、完成自動車、一般貨物、RORO 貨物を 取扱っており、各船舶が利用する岸壁や荷捌き地の配置が混在している ほか、船舶の大型化に伴うバース延長の不足やコンテナ取扱能力が上限に 達していることからコンテナターミナルのヤードが不足している状況に ある。

これらの問題や課題を解消するための埠頭再編において、計画に位置付けられている港湾施設のうち、大規模で高度な技術を要する大水深岸壁等の施設については、令和2年度にその一部が国により事業化されたところであり、残る施設についても国による早期整備が必要である。

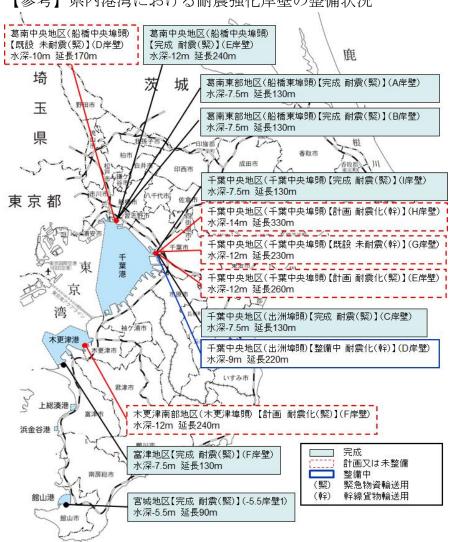
埠頭再編にあたり県が整備する防波堤や物揚場等についても、直轄事業 による整備と同時に進めていくため、その予算の確保が必要である。

○ さらに、首都直下地震等の切迫性が指摘されている中、特に膨大な人口を 抱える首都圏では、「耐震強化岸壁」の整備が急務であり、本県では、12 バースが位置付けられており、そのうち未整備の6バース(うち1バースが 整備中)についても、大規模で高度な技術を要することや、切迫する大規模 地震の被災による経済活動等への影響を最小限とするため、国による早急な 整備が必要である。

【参考】千葉港港湾計画改訂に基づく埠頭再編内容



【参考】県内港湾における耐震強化岸壁の整備状況



- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (11)洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進

<u>提案・要望先 内閣府 国土交通省</u> 千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進

【具体的な提案・要望内容】

国策として進められている銚子市沖洋上風力発電事業の導入に際して、 維持管理の拠点として利用され、重要な役割を果たす名洗港の整備に必要な 予算を十分確保すること。

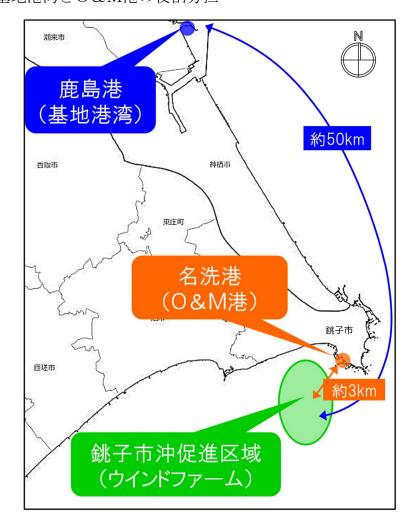
【直面している課題・背景】

○ カーボンニュートラルの実現に向けた国策の一つとして進められている 洋上風力発電事業において、基地港湾の規模を有しないものの促進区域に 近接する港湾は、O&M**港として洋上風力発電施設の安定的な維持管理を 実現する重要な役割が期待される。

※O&M: オペレーション&メンテナンスの略。風車の運転管理・維持管理のこと。

- 地方港湾である名洗港は、銚子市沖促進区域に近接することから発電事業者より〇&M港として利用する意向が示され、洋上風力発電設備の運転期間である数十年間にわたり継続的に利用されることとなる。
- 名洗港周辺への維持管理のための人的・物的拠点等の設置による経済波及 効果や洋上風力発電事業による新たな観光スポットと既存の地域観光資源 と融合させることで更なる観光振興が期待され、銚子地域全体の活性化が 見込まれる。
- 名洗港の整備については、令和5年度から地方創生港整備推進交付金事業として新規採択されたところであるが、銚子市沖洋上風力発電事業の令和10年9月に運転開始となるスケジュールに支障が出ないよう、名洗港の防波堤等を短期間で確実に整備するため、引き続き十分な予算の確保を要望する。

【参考】銚子市沖洋上風力発電事業における 基地港湾とO&M港の役割分担



	基地港湾(鹿島港)	O&M港(名洗港)
用途	大型資機材の保管·組立 風車部品の検査	作業員の陸上準備・陸上補修・検査作業 工具類・油脂類・補修部品(小型)の保管
取扱 品目	ナセル・ブレード・タワー等	工具、油脂類、日常補修部品(ボルト等)、 風車・ケーブル補修部品(制御盤、ジョイント等)
利用船舶	自己昇降式作業船(SEP船) ケーブル敷設船等	人員輸送船(CTV) 小型作業船(クレーン付き台船、引船等)

港湾	役割	2027	2028	2029		2051	2052
鹿島港	基地港湾	建設工事					撤去工事
力光洪	建設補助			大規	見模メンテナンス	で使用	
名洗港	維持管理	運転開	始				運転終了

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (12)連続立体交差事業の推進

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

連続立体交差事業の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 連続立体交差事業の計画的かつ円滑な事業推進を図るため、必要な予算を確保すること。
- 2 連続立体交差事業のストック効果を最大限発揮させるため、関連街路等の 整備に必要な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

○ 千葉県は、新京成線新鎌ケ谷駅付近、東武野田線野田市駅付近において 連続立体交差事業を実施している。新京成線、東武野田線ともに高架運行が 開始され、事業完了に向けて残る業務を進めている。

東武野田線については、野田市駅部の駅舎工事(二次施工)等を実施して おり、計画的かつ円滑な事業推進を図るため、確実に予算を確保する必要が ある。

○ 鎌ケ谷市及び野田市では、連続立体交差事業の効果を最大限発揮させる ため、駅前広場や接続する都市計画道路等の整備を進めており、連続立体 交差事業に遅れることなく一体的にこれらの事業を進めていくには、予算 の確保が必要である。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (13) 利根川及び江戸川の治水対策の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部、農林水産部



【提案・要望事項名】利根川及び江戸川の治水対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 安全な県土の形成のため、令和元年東日本台風で浸水被害があった利根川 下流部における無堤区間の築堤及び河道掘削を更に推進するとともに、人口 が集中する東葛飾・葛南地域における江戸川の堤防整備等を早急に進める こと。
- 2 印旛沼流域全体の治水安全度の向上のため、排水流路となる長門川及び 印旛放水路の着実な改修に向け、必要な予算を措置すること。併せて印旛沼 から利根川、東京湾へ排水する印旛機場、大和田機場の排水能力増強を検討 すること。
- 3 利根川河口部での津波·高潮·洪水対策及び印旛沼を調節池として活用 した放水路について「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に位置付け を行い、必要となる整備を実施すること。

【直面している課題・背景】

- 利根川については、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づく 無堤区間の整備を早急に進める必要がある。また、漁港区域を含む利根川 河口部右岸(約4km)は東日本大震災では津波、令和元年東日本台風では 洪水被害を受けているが、堤防整備の対象区間となっていないため、国が 設置した利根川河口部の改修協議会において検討や調整を行い、河川整備 計画に位置付け、整備を早期に実施する必要がある。
- 江戸川については、堤防断面不足箇所の堤防整備について、東京都及び埼玉県側(右岸側)に比べ、千葉県側(左岸側)の整備が遅れていることから、 千葉県側(左岸側)についても早期整備が必要である。
- 印旛沼流域では、令和元年10月25日の大雨により、流域では多くの浸水被害が発生した。浸水被害を軽減するには、排水流路としての、県で実施している長門川及び印旛放水路の整備を推進する必要がある。

また、印旛機場や大和田機場を増強することにより、印旛沼から利根川や東京湾への排水能力の向上を図る必要がある。

○ 印旛沼を調節池として活用した放水路については、「利根川水系河川整備 基本方針」に位置付けられており、早期整備に向けて、河川整備計画に位置 付ける必要がある。

また、印旛沼流域の地元市町長で構成される「印旛沼関連事業市町連絡会議 (成田市長・佐倉市長・印西市長・酒々井町長・栄町長)」が、国及び県に 対し、毎年、放水路整備について要望を実施している。

【参考:利根川水系河川整備基本方針(抜粋)】

- (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
 - ア 災害の発生の防止又は軽減

利根川の取手から下流においては、(中略) <u>印旛沼を調節池として活用した放水路を整備する</u>。なお、整備に当たっては、関係機関と連携・調整を行い、印旛沼の水質改善対策や周辺の内水対策にも配慮する。



利根川計画高水流量図

(上図は河川整備基本方針の流量配分図)

※利根川から印旛沼を経由して東京湾へ抜ける放水路が位置付けされている)

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (14) 社会資本の適切な維持管理

提案・要望先 国土交通省 千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ① 社会資本の整備や老朽化対策等の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 大規模自然災害から生命・財産を守り、防災上必要である重要インフラ等の機能強化を図るため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること。また、対策期間完了後も、国土強靭化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して継続的に取り組むこと。
- 2 社会資本の整備及び施設の老朽化対策等を着実に進めるため、必要な 公共事業予算を安定的・持続的に確保すること。
- 3 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の対象外となっている港湾 施設や河川管理施設などの定期点検に係る費用について、施設の適切な維持 管理を着実に実施するため、交付金の対象とすること。

- 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を活用し、強靭化対策に取り組んでいるところであるが、中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に国土強靭化を推進するため、必要な予算を通常予算とは別枠で安定的に確保する必要がある。
- 千葉県ではこれまでの公共投資により、ストック効果が着実に現れてきているものの、その効果を更に広く県内へ波及させていくために必要な国県道や、安全安心な生活を支える河川や港湾、公園などの社会資本整備はいまだ十分ではない状況であり、引き続き、生産性の向上を導くストック効果の高い公共投資が必要である。
- また、高度経済成長期に建設された道路、河川などの社会資本の老朽化が 急速に進んでいる中、施設ごとに長寿命化計画を策定し、事後的な修繕・ 更新から予防的な修繕への転換に取り組んでいるところである。引き続き、 予防保全型の老朽化対策を着実に進めるための予算が必要である。
- 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の対象外となっている、県が 管理する多数の港湾施設や海岸保全施設、河川管理施設、公営住宅の定期 点検を着実に実施するためには、国の財政支援が必要である。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (14) 社会資本の適切な維持管理

<u>提案・要望先 総務省・国土交通省</u> 千葉県担当部局 県土整備部

11 住み続けられる まちづくりを

【提案・要望事項名】 ② 河川管理施設の維持管理・更新の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 排水機場等河川管理施設の適正な維持管理、更新のための安定した予算 確保を図るとともに、補助事業採択基準を引き下げ、費用負担の軽減を図る こと。
- 2 水防上重要な堤防や護岸等の河川管理施設及び河道の点検、維持修繕に ついて財政支援を講じること。
- 3 適正な河川機能を確保するため、「緊急浚渫推進事業債」の事業期間を 延長すること。

【直面している課題・背景】

○ 県で管理している排水機場、水門等は人口が集中する北西部に多く、 半数程度の施設は、既に耐用年数を超過している状況であり、今後、 維持管理及び更新に要する費用の増大が懸念される。

令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」では、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」の分野について、取組の更なる加速化・深化を図ることとしており、県においても排水機場等の更新等について、重点的に対策を講じる必要がある。

○ 国では、県において長寿命化計画を策定したもので、延命化に必要な費用が概ね4億円以上である排水機場等を補助対象要件に、河川メンテナンス事業として排水機場等の延命化を実施しているが多額の費用を要しており、これらを確実に進めるため、財政支援が必要である。また、県管理河川には補助対象とならない比較的小規模な施設が多いことが課題となっており、適切な維持管理を行うため、財政支援が必要である。

- 平成25年12月に河川法が一部改正され、河川管理施設等の維持又は修繕の義務が明確化されたこと、法改正に伴い施行令が一部改正され、河川管理施設等の点検を適切な時期に目視によって行うこと等が明確化されたことなどから、施設の点検や維持修繕等を適切かつ確実に実施するため、財政支援が必要である。
- 令和2年度より、国で創設された緊急浚渫推進事業債を活用し、河川本来 の流下能力やダムの洪水調節容量を確保するため、堆積土砂の撤去、竹木の 伐採に取り組んでいるが、毎年、新たに堆積土砂や竹木の繁茂が確認され、 撤去に多額の費用を要しており、これらを確実に進めるため、財政支援が 必要である。また、当該事業債の事業期間は令和6年度までであるが、今後 も、新たに堆積した土砂や繁茂した竹木の撤去を継続して実施していく必要 があることから、事業期間の延長が必要である。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (15) 九十九里浜における侵食対策の推進

提案·要望先 国土交通省 千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 九十九里浜における侵食対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

九十九里浜の侵食対策は、防護・利用・環境の観点から国土保全上特に重要なものである。九十九里浜(60km)において離岸堤などの施設整備と養浜を組み合わせた侵食対策をより一層推進するため、必要な予算を確保すること。

また、侵食対策事業は広範囲にわたり、事業規模が大きいことから、国の直轄事業化について検討すること。

【直面している課題・背景】

○ 九十九里浜(60km)では、沿岸漂砂の減少や地盤沈下等により海岸 侵食の範囲が拡大し、越波等に対する防護レベルの低下や、砂浜喪失による 海水浴場の閉鎖、動植物の生息環境の喪失など、防護・利用・環境の面で 深刻な影響が出ている。

特に、南九十九里浜(片貝海岸(九十九里町)~一宮海岸(一宮町))では、近年は台風に伴う波浪等により、各所で大規模な浜崖が発生するなど、著しい砂の流出による防護レベルの脆弱化が進み、さらに、海浜空間の消失により地域の活力が低下している。

- 九十九里地域では、天然ガスかん水の汲み上げによる天然ガスやョウ素の 採取が地域の重要な産業となっている一方で、地盤沈下の要因の一つと なっていることから、県と天然ガス採取企業各社で協定を結び、更なる地盤 沈下の防止・抑制を目指しているところである。
- 県では、令和2年7月に「九十九里浜侵食対策計画」を策定し、九十九里 浜全域を対象とした侵食対策に取り組んでいるが、計画どおりに対策を 進めるため、予算の確保が必要である。
- 海岸法第6条では、工事の規模が著しく大であるとき、海岸管理者に 代わって事業をできるとなっている。当該事業は、九十九里浜60kmと 広範囲にわたり、340億円という大規模な事業であることから、要件を 満たすと考えている。

○九十九里浜侵食対策の内容





○九十九里浜侵食対策計画の対象範囲と対策手法





養浜:海岸に人工的に砂を入れて、 砂浜を作り出すこと。

施設整備



ヘッドランド:コンクリートブロック を用いて、岬間から沿岸方向に流出す る砂を制御することで、砂浜の安定を 図る。



離岸堤:沖合に、海岸線と平行に消波ブロックを積み上げた構造物のこと。沖合からくる波を弱めて、離岸堤の背後に砂を堆積させ、侵食を防止する。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (16) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充

提案・要望先 総務省、厚生労働省 千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

生活基盤施設耐震化等交付金(水道事業運営基盤強化推進事業)について、 統合・広域連携を着実に推進していくために、地域の実情に応じた拡充を図る こと。

特に、水道施設共同化事業については、「将来的に事業統合又は経営の一体化を行う方針が明示されていること」が補助要件とされているが、統合・ 広域連携を加速させるためにも、事業統合又は経営の一体化を伴わない施設の 共同化についても対象とすること。

【直面している課題・背景】

○ 生活基盤施設耐震化等交付金に係る採択要件の緩和について

本県では、令和5年3月に策定した「千葉県水道広域化推進プラン」において、各地域の実情に応じた末端給水事業体の広域化の推進方針等を取りまとめたところであるが、事業体間の格差が大きく、早期の統合が困難な地域では、施設の共同化等の広域連携から検討を始めており、一部の地域を除いて事業統合又は経営の一体化を行う方針が明示されていない。

一方、水道施設共同化事業においては、「将来的に事業統合又は経営の一体化を行う方針が明示されていること」が要件となっているため、上記方針を伴わない広域連携による施設の共同化を行っても、交付金の対象とならない。

施設の共同化等の広域連携であっても、施設の廃止・ダウンサイジング等による事業運営の効率化や施設の共同化をきっかけとした今後の統合等の段階的な推進にも資することが想定されるため、上記方針の明示のない広域連携についても、交付金の対象とすべきである。

※なお、水道施設共同化事業については、広域化事業と異なり、「運営基盤強化事業」の対象とならないことから統合と広域連携との差別化を図ることもできる。

- Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
- 3 社会資本の充実とまちづくり
- (17) 工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充

提案・要望先 経済産業省 千葉県担当部局 企業局



【提案・要望事項名】工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 工業用水の安定給水の確保にとって喫緊の課題である工業用水道施設の 更新・耐震化の取組を加速させるため、必要な予算を長期に渡り確保する こと。
- 2 また、予算化に当たっては、補助対象の拡充や補助率の嵩上げと併せて、 複数年度に渡る事業が継続して採択されるよう、補助事業の採択条件に 配慮すること。

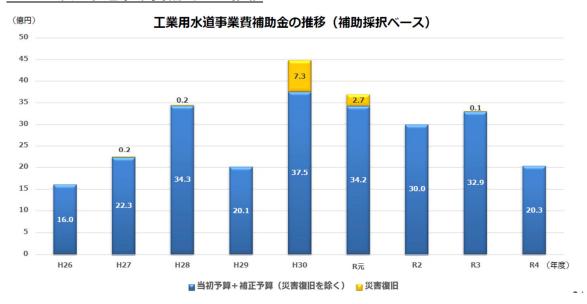
【直面している課題・背景】

- 本県では、地域経済を支える延べ280社余りの企業に低廉な工業用水を 安定的に供給しているが、工業用水道施設の多くは、建設後50年近くが 経過していることから、施設の老朽化が進んでいる。対策として平成30 年度から令和39年度までの40年間を計画期間とした「施設更新・耐震化 長期計画」を策定するとともに、5か年間(令和5年度~令和9年度)を 具体化した「中期経営計画」を策定した。
- 国の補助金の予算が十分ではないため、優先度が高い事業でも採択を 受けられない場合があり、事業の取組を加速させるためにも予算確保の財源 として補助金の確保が大きな課題となっている。
- 加えて、計画に基づき施設の更新・耐震化事業を着実に実施するため、 長期にわたり必要な予算を確保する必要があるが、令和3年度の補正予算 からは、補助金の対象が国土強靭化に係る耐震化や浸水対策、停電対策等に 限定され、今後予定している老朽化に伴う更新事業の進捗に大きな支障が 見込まれる。
- また、平成28年4月に補助金交付要綱が改正され、「補助事業の 採択条件」の事業期間が「10年以下」から「1年」に見直しされたため、 複数年度にわたり実施する事業への補助が継続されない場合がある。

実際に、複数年度にわたる事業について、初年度に補助金が交付された ものの、2年度目から補助金が交付されなかった事業もあり、事業の継続 実施に大きな支障が出ている。 ○ なお、現在の工業用水道事業費補助金の補助率は30%以内とされ、本県 事業は地区ごとに異なるが15%から30%と低い水準であり、整備促進を 図っていく上で支障となっている。

【参考】

1 工業用水道事業費補助金の推移



2 工業用水道事業費補助金の補助率 ※事業及び地区により補助率が決定

補助率	事業・地区	本県地区
3 0 %	地盤沈下対策・その他の地域	東葛・葛南地区
22.5%	基盤整備・その他の地域	北総地区等
1 5 %	基盤整備・四大工業地帯	千葉地区等

- Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実
- 1 医療提供体制の充実
- (1) 医師・看護職員の養成・確保対策の推進

提案・要望先 総務省、文部科学省、厚生労働省 千葉県担当部局 健康福祉部

3 特別と現代を 8 数表がいる お流成える

【提案・要望事項名】 医師・看護職員の養成・確保対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 医師確保対策について、県が地域の実情を踏まえて主体的に実施できるよう、 地域医療介護総合確保基金等の財政措置の拡充と柔軟な運用を行うとともに、 将来にわたって十分な財源を確保すること。
- 2 要望のある自治体については、自治医科大学の入学枠が3名以上となるよう、 入学定員の増員をさらに図ること。
- 3 令和7年度以降の医学部の臨時定員増について、県の実情を踏まえた地域 医療対策協議会における協議の結果を尊重し、恒久定員内の地域枠の設置を 要件とすることなく地域枠の申請を認めること。
- 4 医師臨床研修の制度運用に当たっては、本県が医師少数県であることを 踏まえ、更なる医師の地域偏在の改善につながるよう、国としても都道府県 別募集定員上限を増員すること。
- 5 医師の地域偏在対策について、医師少数区域への医師派遣の実施を地域 医療支援病院や特定機能病院等の指定の要件とするなど、実効性のある 仕組みを構築すること。
- 6 医師の診療科偏在対策について、専門研修の領域別・都道府県別の定員 設定を行うよう日本専門医機構に強く働きかける等、実効性のある仕組みを 構築すること。

また、新専門医制度について、県の意見を制度運営に反映するよう、日本専門医機構に積極的に働きかけること。

- 7 医師の働き方改革の推進について、医療機関や県の取組を支援し、診療 報酬の改善や国民に対する上手な医療のかかり方に関する啓発を行うなど、 国も役割を積極的に果たすこと。
- 8 看護職員確保対策として、看護職員の職場環境整備や再就業支援、看護師等 養成所の教員確保(e ラーニング活用可能な科目を増やすなどの教員養成講習

会カリキュラムの見直し等)において実効性のある仕組みを構築すること。

9 看護職員処遇改善評価料による看護職員の処遇改善について、現行の評価料の仕組みでは、毎年度改善額を改定するか評価料以上の人件費の引上げを行う必要が生じるため、複数年度の収支で対応できるよう制度を見直すこと。

【直面している課題・背景】

- 本県においては、医師数の多寡を示す医師偏在指標が全国38位である等、 医師の絶対数の不足及び産科などの診療科偏在や地域偏在も続いていること から、医師の養成・確保は喫緊の課題となっている。
- 国においては、地域医療構想の実現、医師の偏在対策、医師の働き方改革を相互に関連するものとして、都道府県に対し各施策の実行と進捗管理を求めており、それに対応するためには、国からの十分な財政支援措置、人的支援、技術的支援が欠かせない。
- 医師数の増加や偏在是正対策に大きな役割を果たしている医学部地域枠設定のための臨時定員増について、国は、「恒久定員内での5割程度の地域枠等の設置」を条件とする方針を示した。令和7年度以降については、現在、「第8次医療計画等に関する検討会」のもと、地域医療構想や医師の働き方改革の推進、将来の新興感染症への対応の観点から、医師を含めた医療提供体制の確保に関する方針について議論が進められている状況や医療を取りまく状況の変化を踏まえ、改めて検討することとされている。

本県の地域医療対策協議会において、地域で必要な医師を確保するために 地域枠医師への期待は大きく、今後もその確保が重要である。その際、多くの 都道府県にとって実現可能性が見込めない厳しい条件を設定することは、必要 な取組を後退させることにつながる。

- 医師少数県である本県にとって臨床研修医の確保は、本県全体の医療提供体制を確保するという観点から非常に重要な施策であるが、各都道府県における臨床研修医の募集定員数は、国が設定しているところ、令和7年度以降の配分において、本県が医師少数県であることや都道府県別定員上限に対する充足状況など、地域の実情を勘案し、令和7年度以降の県上限数について、増員いただく必要がある。
- 短期的な地域偏在対策として、医師少数区域等での勤務についての認定制度が創設されたが、現状では認定医師に対するインセンティブが極めて限定的であり、実効性を高める必要がある。
- 診療科偏在の是正に向けて、令和2年度の専門研修開始者から、一部の都道 府県・診療科の募集定員についてシーリングが設定されたが、偏在解消が一層 促進されるよう、さらなる取組が必要である。
- 専門医制度の仕組みが円滑に運用されるためには、地域医療へ配慮した 養成プログラムであることや、専門医を適正に配置させることが重要である。

医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合には、国が都道府県の意見を 聴いた上で、機構に意見できることとされているが、機構には意見を反映させる 努力義務が課せられているに過ぎないことから、都道府県の意見がしっかり と反映されるよう実効性のある仕組みが必要である。

- 医師の時間外労働に対する上限規制が令和6年4月から開始されるが、 県としては、働き方改革の推進と地域医療の確保が両立されるよう、上限規制 開始後にも医療機関への実効性のある支援等の取組を行う必要があると考え ているが、そのためには国からの十分な支援が欠かせない。また、都道府県と 医療関係者だけの取組では限界があることから、国の制度的な対応や、広く 国民に向けた啓発等、国においても積極的に対応していただく必要がある。
- 看護職員については、対人口10万人当たりの人数が972.6人で全国45 位と低い順位となっており、医師養成・確保同様に課題となっている。
- 国の需給予測によると令和7年度には約8,900人の看護職員の不足が 予測されている。そこで、職場環境を改善し、看護職員が長く勤務できる体制 を整備する必要がある。併せて再就職支援としてナースセンターによる潜在 看護師への復職支援を実施しているが、潜在看護師にはたらきかける更に 実効性のある仕組みを構築していただく必要がある。
- 看護師等養成所における教員については、保健師助産師看護師学校養成所 指定規則等において、養成所の課程・規模に応じて一定の専任教員数を確保 する必要があるが、本県においては、複数の養成所において教員数の要件を 満たしていない事例がある。
 - 一方、県が実施する看護教員養成講習会においては、定員未充足の状況が続いていることから、受講者やその所属の負担感を軽減するため、e ラーニング活用可能な科目を増やすなどの教員養成講習会カリキュラムの見直し等、働きながらでも講習会を受講しやすくする実効性のある仕組みを構築していただく必要がある。
- 看護職員処遇改善評価料はその収入の全額を処遇改善(※1)に充てる制度となっているが、職員構成・勤務実績は毎年変動するため、要件を満たすよう運用するためには、改善額を毎年度、変更する必要(※2)がある。また、賃金制度は労使交渉を経て予め定めておく必要があるが、勤務実績の変動によっては、改善額が収入額を下回る可能性がある。そのため、例えば「自治体病院については、5年間の合計で処遇改善額が収入額を上回るように賃金の改善措置を行う」とするなど、複数年度での弾力的な取扱いができる制度への見直しを求める。
 - ※1 賞与、時間外勤務手当等、法定福利費等の事業者負担分及び退職手当についても、基本給の引き上げにより増加した分については、賃金改善の実績額に含めることができる。(厚生労働省疑義解釈資料)
 - ※2 時間外勤務手当等は勤務実績により変動するとともに、法定福利費等の 事業者負担分は制度改正により変動する。

- Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実
- 1 医療提供体制の充実
- (2) 医療体制の充実

提案・要望先 厚生労働省、総務省 千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 医療体制の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 救命救急センター等に対し、運営の実態に見合った地方交付税や補助金等 の財政支援措置の充実を図ること。
- 2 ドクターへリについて、運航に必要な備品等も補助の対象となるよう、 制度の拡充を行うこと。加えて、国において行われているドクターへリの 夜間運航に対する検討を進め、必要な施策を推進すること。

また、夜間や悪天候時に運行が行えないドクターへリの機能を補完する ラピッドカーの整備や運行に必要な費用に対する財政支援措置の拡充を 行うこと。

- 3 医療提供体制推進事業費補助金や医療提供体制施設整備交付金について、 十分な予算の確保を行うこと。
- 4 施設整備に関する補助金 (医療施設近代化施設整備事業等)の基準額に ついて、資材価格の高騰や労務単価の上昇を反映したものとすること。

【直面している課題・背景】

○ 重篤救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターは、専門 知識を有する医師の配置や高度医療機器等の整備が必要であり、また、今後 働き方改革によりさらに医師の増員が必要となり、より不採算事業となり やすい。また、小児・周産期医療などの不採算事業も同様である。

その運営に対して、補助金や地方交付税等による財政支援措置が行われているが、経営の実態に見合っておらず、病院の負担が課題となっている。

- ドクターへリについて、搭乗する医師・看護師が着用する装備、頻繁に 入れ替えが必要な消耗品の整備等病院の負担が大きい。
- ドクターへリとともに患者の円滑な搬送や現場での治療を行うためのドクターカー(ラピッドカー含む)を救命救急センターで有しているが、ラピッドカーなど補助金の対象になっていないものもある。

○ ドクターへリの夜間運航については、国における「救急・災害医療提供 体制等の在り方に関する検討会」で主に安全面での課題の検討がなされて おり、引き続きその検討状況を注視していく必要がある。

(検討会で議論されている主な課題)

- ・民間事業者に係る財政負担と要員育成に対する国レベルの支援が必要
- ・運航可能な最低気象条件が昼間より厳しい
- ・現場直近の着陸は安全確保が困難なため不可能
- ・騒音対策(夜間は地域住民への配慮がより必要)等
- 医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の運営費や施設・設備整備費に対し支援を行う「医療提供体制推進事業費補助金」等について、 医療機関から申請のあった基準額を満たしておらず、県では申請のあった 各事業に対する補助金を減額等している状況にある。
- 施設整備に係る補助金(医療施設近代化施設整備事業等)の補助基準額については、県の補助事業においてもその数値を準用しているが、資材価格の高騰や労務単価の上昇の実態に対応していないとして、適切な基準に引き上げるよう、市町村から要望されている。

<医療提供体制推進事業補助金(統合補助金)の要望額と内示の状況>

	要望額	内示額(配分率)
令和4年度	1,568,668千円	1,065,076千円(67.9%)
令和3年度	1,457,502千円	1,044,229千円(71.6%)
令和2年度	1,332,332千円	971,226千円(72.9%)
令和元年度	1,298,163千円	984,007千円(75.8%)
平成30年度	1,218,894千円	907,306千円(74.4%)

- Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実
- 1 医療提供体制の充実
- (3) 訪日外国人等への医療提供に係る支援

提案·要望先 厚生労働省 千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 訪日外国人等への医療提供に係る支援【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 医療機関が、訪日外国人の患者を不安無く受け入れできるよう、入国に際して旅行保険等に加入するよう要請するなど、国において必要な取組を行うこと。
- 2 外国人の未払医療費を補助対象としている救命救急センター運営費補助 事業(医療提供体制推進事業補助金)について、必要な財源を十分に確保 すること。

【直面している課題・背景】

- 訪日外国人旅行者の保険加入率は7割程度にとどまっており、医療機関側からは医療費の未払いについて問題視されている。
- 平成30年度に実施された「医療施設における未収金実態に関する調査研究」(厚生労働省委託事業)によれば、アンケートに回答した医療機関で訪日外国人を受け入れた医療機関は5割弱であり、そのうち未収金が発生している医療機関は約3割となっている。
- 今後、訪日外国人旅行者の増加が見込まれる中、予期せぬ病気やけがの際に不安を感じることなく医療を受けられるためにも、国において訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策の実施が求められている。
- また、救命救急センター運営費補助では外国人医療費未収金の一部を補助 しているが、当該補助事業を含む厚生労働省の「医療提供体制推進事業 補助金(統合補助金)」は、令和4年度の都道府県計画額に対する予算額が 67.9%となっている。

【参考: H30 年4月以降の訪日外国人の診療における医療費の未収の有無】

	回答機関				
	件数	%			
1. ある	1 2 4	27.0			
2. ない	3 1 3	68.0			
3. 不明	1 9	4. 1			
4. 無回答	4	0. 9			

※ アンケート調査で回答のあった 医療機関の内、訪日外国人診療を 受けたことのある医療機関460 の回答状況

- Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実
- 1 医療提供体制の充実
- (4) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

提案・要望先 厚生労働省 こども家庭庁 千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

【具体的な提案・要望内容】

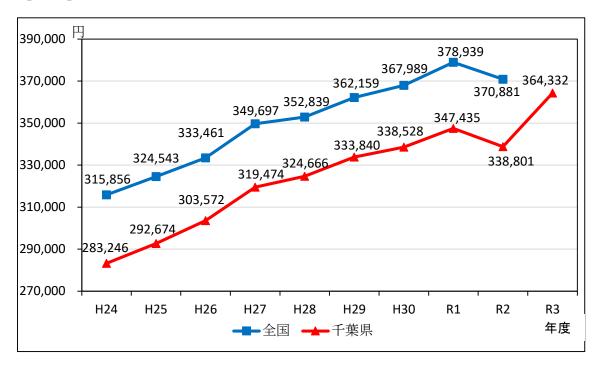
- 1 今後の医療費の増嵩を見据え、国民の保険料負担の平準化に向け、財政 支援の方策を講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築する ための財政基盤を国の責任において確立すること。
- 2 子どもに係る均等割保険料軽減措置について、令和4年度から導入された ところであるが、引き続き、対象範囲の拡大等について検討を行うこと。
- 3 重度心身障害者 (児)、ひとり親家庭等に対する医療費助成制度の地方 単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額調整措置を全面的に 廃止すること。

また、子どもに対する医療費助成制度の地方単独事業の実施に伴う国民 健康保険の国庫負担金減額調整措置については、廃止する方針が示された ことから、早急かつ確実に廃止すること。

【直面している課題・背景】

- 国が公費支援の拡充を行い、都道府県が財政運営の責任主体となる国保の広域化が平成30年度から実施されたが、他の医療保険制度に比べて、年齢構成が高いため医療費が高く、所得水準が低いため保険料負担が高い、国保の構造的な課題は全て解消したわけではない。
- 令和4年度から子どもに係る均等割保険料軽減措置が導入されたが、対象は未就学児に限定され、5割の軽減とされている。子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、引き続き対象範囲の拡大等について検討が必要である。
- 地方の自主的な取組を阻害するとして廃止を要望していた、地方単独事業にかかる国保の減額調整措置については、平成30年度から未就学児の医療費助成を対象とした措置は廃止されたものの、その他の措置は引き続き行われている。

【参考】国民健康保険一人当たりの医療費(全国、千葉県)



(出典) 国民健康保険事業年報(国・県) [令和3年度は速報値]

- Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実
- 2 高齢者福祉の充実
- (1)介護人材の確保・定着対策の推進

提案·要望先 厚生労働省 千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 介護人材の確保・定着対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 介護職員の処遇については、これまでの介護報酬改定等により、介護福祉士等の有資格者を中心に一定の改善が図られているが、処遇改善加算等の対象サービス・職種の拡大を含め、介護に携わる職員全体について、 更なる処遇改善を図ること。
- 2 介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、国において、様々なメディアを活用し、学生や主婦、高齢者などの多様な人材を含む層に対し、介護職への理解促進と魅力・やりがいを発信するとともに、介護現場における職員の負担軽減と働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- 3 国においても技能実習制度の抜本的見直しについて議論されているが、 見直しにおいて、介護事業者が引き続き円滑に外国人を雇用できるように 配慮し、外国人介護人材の受入体制の充実を図ること。

【直面している課題・背景】

- 高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大により、介護人材の確保が喫緊の 課題となっている。
- 県では、市町村や事業者と連携し対策に取り組んでおり、介護職員数は 年々増加しているものの、有効求人倍率や離職率は全産業に比べて高い 傾向にあり、依然として人材不足の状況が続いている。
- 介護職員の処遇については、介護報酬における処遇改善加算の充実により、 有資格者を中心に徐々に改善がされているが、資格を持たない者も含めた 介護職員全体では、全産業の平均に比べると依然として低い水準にある。 また、介護に携わる職員のうち、居宅介護支援事業所の介護支援専門員 などは、処遇改善加算の対象となっていない。

【参考1:介護職員の確保・定着の状況】

○介護職員数

○介護職員数					(人)
	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
千葉県	79, 167	85, 135	86, 890	87, 657	89, 466
全 国	1, 951, 030	2, 029, 830	2, 105, 877	2, 119, 476	2, 148, 650

(出典) 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

(注1) 調査結果に基づく推計値 (注2) 介護職員:施設介護員、訪問介護員(通所リハを除く)

○有効求人倍率(千葉県)

(倍)

	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
介護サービスの職業	4. 35	4. 88	4. 85	4. 54	3. 66
全産業	1. 28	1. 33	1. 29	0.90	0.86

(出典) 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注)介護サービスの職業:施設介護員、訪問介護職

○離職率(千葉県)

(%)

	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
介護サービス	15. 4	16. 9	18.8	19. 9	14. 3
産業計	16. 1	13. 1	15.8	16.8	14.3

(出典) 産業計:厚生労働省「雇用動向調査」 介護:介護労働安定センター「介護労働実態調査」 (注)介護サービス:介護職員、訪問介護員

○介護事業等に従事する在図資格別外国 / 労働者数 (千葉里) (1)

\bigcirc	J が 護事 来寺に 従事 9 る仕留 質 恰 別 外国 人 方 関 有 数 (丁 果 県) (人)					
				R1 年	R2 年	R3 年
総数		1, 711	2, 364	3, 151		
	外[国人	介護人材受入関係	566	846	1, 323
		特	定活動	207	260	359
	専門的・技術的分野		104	147	386	
	技能実習		113	242	291	
		資	格外活動	142	197	287
			うち留学	123	166	247
身分に基づく在留資格等		1, 145	1, 518	1, 828		

(出典) 千葉労働局「外国人雇用状況の届出状況」[各年 10 月末]

- (注1) 外国人労働者の雇入れ・離職時に、事業主に対して届出を義務付けているもの
- (注2) 社会保険・社会福祉・介護事業に従事する外国人労働者数
- (注3) 特定活動: EPA介護福祉士候補者等
- (注4) 専門的・技術的分野:在留資格「介護」・特定技能「介護」等

【参考2:介護職員の処遇の状況】

- ○介護報酬改定及び処遇改善加算の状況
 - ・平成29年度 1.14%増→介護職員の処遇改善として1万円相当分
 - · 平成 3 0 年度 0.5 4 % 增
 - · 令和元年10月 2.13%增
 - →経験・技能のある職員に対する処遇改善(特定処遇改善加算の創設)
 - →消費税引き上げ(10%)への対応 等
 - · 令和 3 年度 0.7%增
 - →介護人材の処遇改善、物価動向、介護事業者の経営を巡る状況等を反映
 - ・令和4年2月 介護職員処遇改善支援補助金 →介護職員の収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置
 - ・令和4年10月 介護職員等ベースアップ支援加算
 - →介護職員の収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置

○給与の状況

ア 有資格介護職員の平均給与額 (月給・常勤・加算 I ~ V取得事業所) [全国] (千円)

		29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
有資格介護職員		295. 7	303. 5	302. 5	312.6	319. 5
	介護福祉士	307. 1	313. 9	313.6	322. 7	328.7
	社会福祉士	336. 1	336. 3	336. 6	347. 2	363. 5
	介護支援専門員	347. 6	350.0	351. 5	355. 9	362. 3
	実務者研修	285. 2	288. 1	288. 9	299. 9	307.3
	初任者研修	276. 5	285. 6	285.8	293. 4	300. 5

- (出典) 厚生労働省「介護従事者処遇状況等調査」 [各年9月、R1年は2月]
- (注1) 諸手当、賞与を含む
- (注2) 介護職員:施設介護員、訪問介護員 (R1 から通所リハ等も含む)

イ 介護職員等・全産業平均給与額(月給)[全国]

(千円)

	28 年	29 年	30年	R1 年	R2 年	R3 年
介護職員(医療・ 福祉施設等)	228. 9	234. 3	241.0	244. 1	252. 3	250.6
全産業	333. 1	332.9	335. 7	335. 6	330. 6	334.8
差	▲ 104. 2	▲ 98. 6	▲ 94. 7	▲ 91. 5	▲ 78. 3	▲ 84. 2

- (出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 [各年6月]
- (注1) 職種別は、企業規模 10~999 人の額
- (注2) 賞与を除く。
- (注3) 福祉施設介護員:老人・障害・児童・その他福祉施設における介護従者
- (注4) 令和2年度の「福祉施設介護職員」は「介護職員(医療・福祉施設)」へ区分変更

ウ 一般労働者の賃金比較(令和3年)

(千円)

	男女計	男性	女性
全体	334. 8	370.5	270. 2
看護師	344. 3	355. 2	342.8
准看護師	286. 7	299.7	285. 2
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士	296. 0	306. 7	283.4
介護支援専門員	287. 4	319. 5	275.0
その他の社会福祉専門職業従事者	278. 3	298.9	263. 9
介護職員(医療・福祉施設等)	250. 6	268. 2	241.0
訪問介護従事者	267. 5	288. 0	258.4

- (出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 [各年6月]
- (注1)職種別は、企業規模10~999人の額
- (注2) 賞与を除く。

- Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立
- 1 子育て施策の充実
- (1) 保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保

<u>提案・要望先</u> こども家庭庁 千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 保育士の負担軽減やこどもの安全・安心な保育環境の整備を推進するため、保育士の配置基準を改善すること。
- 2 待機児童の解消に必要な保育所等の整備に加え、老朽化した施設の修繕や 耐震化に対応するため、施設整備に要する財政支援を充実させること。
- 3 保育士の給与が他の職種と比べ適切な水準となるよう公定価格の引上げを行うこと。

また、自治体の財政力によって保育に地域格差の生じることがないよう、 公定価格や各種補助制度において、統一的かつ総合的に保育士の人材確保 及び定着化の取組を強化・充実させること。

- 4 公定価格の地域区分について地域の状況を反映した設定にすること。
- 5 休暇取得や研修受講のための代替保育士、事務員、調理員、看護師等の 職員の配置について現場の実情を考慮し、公定価格に反映させること。
- 6 保育士等キャリアアップ研修の修了履歴の管理や加算認定の電子化について、国の責任において早急に整備すること。
- 7 保育士修学資金等貸付事業について、事業継続に十分な財源措置を 行うこと。
- 8 幼児教育・保育の分野において、大きな制度創設等が続いているが、必要となる地方負担分について確実な財源措置を講じること。また、地域の実情に配慮し、公立保育所及び公立認定こども園の運営や再整備に係る経費についても、十分な財源措置を行うこと。

【直面している課題・背景】

1 保育所等における不適切な保育や重大事故が全国的に発生している中で、 保育士の負担軽減やこどもの安全・安心な保育環境の整備を推進するため、 保育士の配置基準の改善が必要である。特に、子ども・子育て支援の質の 向上を図るため、平成27年度に導入された新制度開始当初に掲げられた 1歳児の職員配置の改善(6対1から5対1)、4・5歳児の職員配置の 改善(30対1から25対1)を早期に実施すべきである。

- 2 本県では、待機児童の多い都市部を中心に施設整備を促進してきたが、 令和4年4月1日時点の待機児童数は250人と、前年同期(428人) より減少したものの、待機児童の解消には依然至らない状況であり、引き 続き施設整備による定員増を図っていく必要がある。また、老朽化した施設 の修繕や耐震化も課題となっている。
- 3 保育士等を対象に、令和4年2月から収入の約3%(月額9,000円相当)の更なる処遇改善が図られているが、保育士は他業種と比較し、依然、給与水準が低く平均勤続年数も短い傾向にあるため、保育士確保のためには処遇の改善が引き続き重要である。

また、全ての地域や施設で統一的に取り組むべき部分と、地域や施設の 実情に応じて取り組むべき部分を国において整理し、必要な財源措置を 講じるべきである。具体的には、保育士が不足している地域では、地方単独 の処遇改善を行う場合があるが、自治体の財政力などにより差が出ている ことが大きな課題となっている。また、保育士の人材確保及び定着化に係る 各種制度について、財政負担が困難な自治体は、制度の活用を見送らざるを 得ない状況がある。

さらに、施設区分(保育所、認定こども園、地域型保育事業等)によって補助制度や公定価格の基本単価に含まれる経費・加算項目などの交付方法がある。例えば、障害児に対する保育士の加配について、小規模保育事業では公定価格の加算項目であるが、保育所等では交付税措置とされているなど制度間で取扱いが異なっている。

- 4 公定価格の地域区分が市町村ごとに設定されているが、一部地域では、 隣接市町村間で大きな差が生じている。
- 5 保育現場の環境改善と、保育士の定着確保、多様な保育ニーズへの対応や 児童の処遇改善のため、比較的規模の大きな保育所だけでなく全ての保育所 等を対象に、公定価格算定上の保育士数を早期に改善する必要がある。その 他、新制度移行及び幼児教育・保育の無償化に伴う事務量の増加や、アレル ギー食対応、医療的ケア児の受入れ等に対応するため、事務員、調理員、 看護師等を実情に応じて配置できるよう、公定価格への反映が必要である。
- 6 保育所等運営費の給付における処遇改善等加算に係る事務処理が煩雑 かつ膨大であることから、全国統一で電子化し、地方自治体や事業者の負担 を軽減する必要がある。
- 7 保育士修学資金等貸付事業については、平成29年1月の事業開始以降、数回にわたり貸付原資が追加交付されている中、貸付実績も順調に推移している。しかしながら、保育士不足を原因とする待機児童はいまだ解消されていないことから、保育士確保・定着対策として有効な本事業の継続のための十分な財源措置が必要である。

8 新制度の開始以降、幼児教育・保育の無償化や処遇改善等加算の拡充など、 都道府県や市町村に新たな事務や財政負担が生じている。

また、公立保育所等の運営や施設整備に係る経費については、地方債又は一般財源で財源措置することとされているが、財政的な課題を抱えている市町村が少なくない中で、人口減少地域では民間事業者の参入が難しいことも考慮し、保育等のサービスを必要とする者が確実にサービスを利用できるよう、国による確実な財源措置が必要である。

- Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立
- 1 子育て施策の充実
- (2) 子どもの医療費助成制度の創設

提案・要望先 こども家庭庁 厚生労働省 千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 子どもの医療費助成制度の創設

【具体的な提案・要望内容】

国、県、市町村が一体となって次世代育成支援ができるよう、国において現物給付方式による子どもの医療費助成制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 市町村が実施する子ども医療費助成事業に対しては、子どもの保健対策 の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、全都道 府県で助成を行っている。
- しかしながら、財政事情や政策的な要素などから、自治体間で支払方法や 対象年齢、自己負担金、所得制限等の制度内容が異なるため、保護者の不公 平感や転居によって負担が増加することへの不満が生じている状況にある。
- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者の要望が多く、また、次世代育成支援対策の一環として重要な制度である。さらに、市長会、町村会、市町村及び県議会すべての会派からも、制度の創設等について要望が出されている。

【参考:子ども医療費助成事業の概要】

子どもにかかる医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の 全部又は一部を助成する経費を、実施主体の市町村に補助する事業。

実 施 主 体	市町村(県単独事業)
負 担 割 合	県 1/2、市町村 1/2(千葉市のみ県補助 1/4)
助 成 対 象	入院:中学校3年生まで 通院:小学校3年生まで
自己負担	入院1日、通院1回につき 300円
	(市町村民税所得割非課税世帯は無料)
(月額上限)	なお、入院 10 日、通院 5 日を超えて以降は無料
所 得 制 限	児童手当に準拠
R 5 当初予算額	6 8 億円

- Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立
- 1 子育て施策の充実
- (3) 児童虐待防止体制の充実

<u>提案・要望先 こども家庭庁</u> 千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 児童虐待防止体制の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 児童相談所における児童福祉司、児童心理司、保健師などの専門職員の配置について、人材の確保が非常に困難である状況に加え、国の新たなプランに基づく専門職員の増員目標により、更なる増員が必要である状況に鑑み、国の責任において、十分な人材の確保・育成対策及び財政措置を講じること。
- 2 子どもを児童養護施設等に措置する費用は、扶養義務者からその負担能力に応じて徴収することとなっているが、この児童措置費負担金に保護者が反発し、結果として本来最も優先すべき子どもの円滑な支援を阻害する要因となっている実態を踏まえ、これを見直すこと。
- 3 児童虐待の未然防止のためには、子ども家庭相談の窓口となる市町村の 体制強化が重要であることから、市町村における人材の確保や体制整備の ための支援及び財政措置を講じること。
- 4 中核市における児童相談所の設置を促進するため、専門的人材の育成・ 確保や一時保護所等の整備に係る補助制度の充実など、必要な支援措置を 講じること。

【直面している課題・背景】

- 県では、平成29年度から児童福祉司や児童心理司等の児童相談所職員を計画的に増員しているところであるが、令和4年12月に国において策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、令和6年度までに全国で児童福祉司は1,060人程度、児童心理司は950人程度増員すること等が目標とされており、更なる増員が必要となったことから、人材の確保が急務となっている。
- 令和3年度の児童虐待相談対応件数は9,593件で、平成28年度の6,775件と比較して約1.4倍となっており、児童福祉司等の職員の業務負担が増加し、事案のきめ細やかな対応が難しくなっており、業務執行体制の強化が課題となっている。
- 児童福祉法において、子どもを児童養護施設等に入所させる措置をとった場合、その費用の全部または一部を保護者の負担能力に応じて徴収することができるものとされている。

しかしながら、虐待対応は多くが介入から始まるため、その後、保護者と信頼関係を構築し支援を行っていくことは大変難しい作業であるにもかかわらず、さらに保護者から負担金を徴収することは、ケースワークをより困難なものとし、結果として子どもの支援に支障をきたす要因となっている。

- 一時保護の実態等に関する全国の児童相談所(219 か所)の調査(令和2年6月)では、措置の決定について親権者等の同意を得る上で課題となる説明事項として、「措置にかかる保護者の費用負担」を児童相談所の約68%(130 か所)が回答している。さらに、児童養護施設等に入所する措置には、保護者の同意がないケースもある。子どもへの支援をつなぐため当該負担金の見直しが必要である。
- 市町村は、県民にとって最も身近な子どもに関する相談の窓口であり、 児童虐待を未然に防止するためには、支援が必要な子どもや子育て家庭に 対し的確な支援が行き届くように、市町村の体制を強化する必要がある。
- 改正児童福祉法において、市町村は、「こども家庭センター」を設置する 努力義務があることから、人材の確保・育成や窓口の整備が重要である。
- 中核市における児童相談所設置の推進は、住民に最も身近な行政の強みを活かし、児童虐待の未然防止から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目のない一貫した支援を行うことが可能となるため、本県における虐待防止対策を充実させるうえでも極めて有効である。
- そのため、本県では、平成28年度から「県と中核市との児童相談所設置に関する意見交換会」を設置し、中核市である船橋市、柏市との意見交換を重ねるとともに、両市からの研修生を児童相談所に受け入れる等の支援を実施しているが、平成31年2月には、両市が児童相談所の設置に向けた検討に着手することを表明し、現在、令和8年度中の開所に向けた準備を進めている。
- 一方で、児童相談所の設置に当たっては、児童福祉司や児童心理司などの専門職の確保や、財源の確保が今後の大きな課題となっており、国においても支援を強化しているところではあるが、船橋市や柏市は更なる支援の強化を求めている。

(単位:件)

児童虐待相談対応件数の推移(H28~R3)

	\— <u>—</u>	. 117				
	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全 国	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660
千葉県・市	7,910	7,914	9,060	10,715	11,629	11,870
千葉県のみ	6,775	6,811	7,547	9,061	9,863	9,593

一時保護所入所状況(H28~R4 各年4月1日現在) (単位:人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
入所児童数	110	118	125	162	179	203	195
定員	115	115	115	115	115	171	171

- Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立
- 1 子育て施策の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進

提案・要望先 こども家庭庁、厚生労働省 千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 子どもの貧困対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 子どもの貧困に係る統一的な基準・指標を用いた全国調査の着実な実施と 都道府県や都道府県内の地域別の傾向が分析できるようなデータの提供を 行うこと。
- 2 子どもの居場所づくりを実施し、必要な支援につなげる事業について、 地域の実情に応じた取組を促進するため、弾力的な運用や恒久的支援を図る こと。
- 3 子どもの貧困対策における県と市町村の役割の明確化及び十分な財政 支援の措置を図ること。
- 4 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の国庫補助の事業費 上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援の強化を図ること。
- 5 貧困対策はもとより多世代交流等の場としての役割が期待される「子ども 食堂」等について、自律性を担保しながら、継続的な運営が可能となるよう に、財政基盤を安定化させる仕組みを国レベルで構築していただきたい。

【直面している課題・背景】

○ 平成30年の全国における子どもの貧困率は13.5%となっており、 約7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らす貧困の状態 にあるとされている。

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、雇用情勢が大きく影響を 受けていることから、特に弱い立場にある子どもへの支援を強化する必要 がある。

○ 子どもの貧困対策は、地域の実情に応じた取組が効果的であり、そのためには、子どもを取り巻く環境を正しく把握し、施策に反映させていく必要があることから、国において、統一的な基準・指標を用い、都道府県や都道府県内の地域別の分析等が可能となる全国規模の実態調査が求められる。

○ 子どもの居場所づくりを実施し、必要な支援につなげる事業については、「地域子供の未来応援交付金」により、地方自治体への支援が行われているが、同交付金は、子どもの貧困対策の実効性を高めるという趣旨から、全世代の交流の場づくり等には活用することができない。

貧困等の課題を抱える子どもへの支援は、多世代交流など様々な形態での 実施が想定されることから、対象の拡大等、運用の弾力化が望まれる。

- また、同交付金は、法定の交付金ではないことから、存続が確約された ものではなく、さらに、令和3年以降創設された「つながりの場づくり緊急 支援事業」や「新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業」は、 新型コロナウイルス感染拡大への対応に伴う緊急支援と位置づけられ、 恒久化されていない。
- 令和5年4月にこども家庭庁が設置され、今後、こども政策のさらなる 強化が期待されることから、地域の実情に応じた支援を展開できるよう、 広範な事業形態に活用できる交付金の恒久的な措置が必要である。
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律では、国及び地方公共団体の責務 のみ定められており、子どもの貧困対策における県と市町村の役割の明確 化及び十分な財政支援の措置が必要である。
- 生活困窮者自立支援法に定める事業については、必須事業である自立相談 支援事業は補助率3/4、任意事業である就労準備支援事業や一時生活支援 事業は補助率2/3である一方、子どもの貧困対策として効果的な事業で ある子どもの学習・生活支援事業は補助率1/2とされている。
- 県で把握している県内の子ども食堂の数は、平成29年度には91箇所であったが、令和4年6月現在で216箇所であり、毎年増加している。子どもの貧困対策はもとより子どもの居場所づくり、さらには、多世代交流等の場等、大きな役割が期待されている子ども食堂について、自律性を担保しながら継続的な運営が可能となるよう支援の充実が必要である。

【参考】

子どもの貧困率の推移

	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
子どもの貧困率	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%
(前回との比較)	(+1.5)	(+0.6)	$(\triangle 2.4)$	(△0.4)

- Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立
- 2 教育施策の充実
- (1) 学校における教育の充実・働き方改革のための教職員等の体制強化

提案・要望先文部科学省、スポーツ庁、文化庁千葉県担当部局教育庁



【提案・要望事項名】

学校における教育の充実・働き方改革のための教職員等の体制強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 教職員定数の改善及び充実
- (1)学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、 更なる教職員定数や待遇の改善に取り組むこと。
- (2) 基礎定数化された初任者研修指導教員の算定基準を見直すこと。
- (3) 小学校において35人学級が実施されるなか、加配定数の振替が行われているが、地域の実情や学校の実態に応じた柔軟な加配定数の活用ができるよう制度を見直すこと。また、中学校においても同様の取組を進めること。
- 2 専門スタッフ・外部人材の拡充
- (1)スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間数の 増加や配置校数の拡大に必要な予算を申請額のとおり措置するよう一層 拡充すること。また、教育支援体制整備事業費補助金の補助率を1/2 に引き上げること。
- (2)スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置が促進されるよう、 国の補助制度を拡充すること。
- (3) 最先端の技能を有する学校外の優れた人材を講師として招へいできるよう、必要となる経費について財政措置を講じるとともに、外部機関との連携を図るコーディネーターの配置に係る経費について、予算の拡充を図ること。
- 3 小学校英語教育推進のための国としての支援の充実 専科教員やALTの確保に対する予算措置の拡充及び資格要件の緩和 を図ること。また、教員の研修の充実に関する予算措置の拡充を図ること。
- 4 養護教諭の複数配置の拡充

児童生徒一人一人に応じた心身の健康課題に対応できるよう、養護教諭の複数配置基準の改善を図ること。

5 栄養教諭等の配置促進及び食に関する指導のための施策の充実 食に関する指導の充実と栄養教諭等の配置促進による指導体制の強化 を図ること。

【直面している課題・背景】

1 教職員定数の改善及び充実

- 生徒指導上の問題等が複雑化、多様化するなか、近年の教育行政には、 学習指導要領の改訂に伴う授業時数や指導内容の増加等への対応、いじめ 問題をはじめとした生徒指導への対応強化、通級指導教室の充実など特別 支援教育の推進、新たな外国人材の受入れに伴う外国人児童生徒への日本語 指導のより一層の充実等、様々な課題への対応が求められており、これらの 教育課題に対応するためには教職員定数を適切に措置する必要がある。
- 平成29年に行われた「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下、「義務標準法」という。)改正により基礎定数化された「初任者研修体制の充実」については、学校現場の状況を踏まえると、国の基準では十分とはいえない。初任者6名に対し1名の初任者指導教員を配置するよう加配措置されているが、初任者研修の体制及び水準を維持するためには初任者指導教員1名が担当する初任者は4名が限度である。
- 令和3年の義務標準法改正では、小学校の学級編制の標準が全ての学年において40人から35人に引き下げられ、令和7年度まで学年進行により段階的に実施されることとなったが、これには少人数学級のための加配が一部振り替えられている。加えて、令和5年度予算において「小学校高学年における教科担任制の推進」のため、これまで少人数学級やティーム・ティーチングなどの少人数指導を行うための加配定数が専科指導を行うための加配として一部振り替えられている。

教職員定数については、その配置や活用に条件を付すことなく、地域の 実情や学校の実態に応じて、専科指導や少人数指導など多様な指導方法を 学校が選択し、柔軟に活用することができるようにすることが必要である。 中学校においても同様であり、児童生徒一人一人に合ったきめ細かな対応が できるよう、地方自治体が柔軟な取り扱いを可能とするような制度を構築す べきである。

○ また、教職員定数の改善と併せて、教員の超過勤務に対する適切な処遇を 確保することが急務である。現在、教職調整額が「4%」とされていること について、超過勤務に対する給与体系の見直しの議論を加速させるとともに、 確実に実施に移していくことが必要である。

2 専門スタッフ・外部人材の拡充

○ 本県ではこれまでに、中学校を中心にスクールカウンセラーを配置しており、令和3年9月に、配置のなかった小学校466校に対して月1回程度配置することとした。しかし、依然としていじめの早期発見、早期対応や増加傾向のある不登校児童への適切な支援、暴力行為等の問題行動の低年齢化、加えて、虐待や発達障害への対応など、小学校へのスクールカウンセラー配置の要望は、より一層強くなっていることから、更なる配置の拡充を図っている。

また、高等学校については、教育相談のニーズが高いにもかかわらず、全校配置ができず、未配置校からの要請に応じて配置校からスクールカウンセラーを派遣している状況にあり、十分な対応ができているとは言い難い状況である。

加えて、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒を取り巻く家庭環境等が影響している事案もあり、特に、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の経済状況などの変化や生活リズムの乱れ等により、心身の不調に関する相談等が寄せられている。そのような状況の中、児童生徒の抱える課題に環境面からサポートするスクールソーシャルワーカーのニーズが更に高まってきている。

以上のことから、今後も専門的な支援・助言等を行うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充していく必要があることに加え、近年、頻発かつ大規模化する災害等により、精神的な支援を要する児童生徒のケアを速やかに行わなければならない状況も発生していることから、配置促進のために国の更なる財政支援が必要である。

○ 文部科学省が公表した「教職員の業務実態調査(平成26年度)」によれば、小・中学校において、「国や教育委員会からの調査やアンケートの集計」、「児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計」など、直接児童生徒の教育とは関係のない文書事務の負担感率が高い状況であるなど、教員の事務負担の軽減は、学校の業務改善を図る上では重要な課題である。

平成31年1月25日、中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申においても、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策として、文部科学省には、授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフの配置支援を行うことが求められるとされた。教員の事務負担を軽減することは、効果的な教育活動を行う上でも有効であり、本来は教員の業務だが、負担軽減が可能な業務については、「スクール・サポート・スタッフ」が担うよう、その配置を促進することが必要である。また、配置促進のためには国の財政的支援等の補助制度の拡充が必要である。

本県では、平成30年度から、文部科学省の補助制度を活用し、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」をモデル事業として、小中学校20校、特別支援学校2校に、スクール・サポート・スタッフを配置し、その成果を検証したところであり、令和元年度は、小中学校、特別支援学校合計120校、令和2年度は合計180校、令和3年度は合計219校、令和4年度は追加配置を含め、373校と順次配置を拡充してきた。

配置校においては、教員の事務負担の軽減に大きな効果が見られたため、 学校現場から配置拡充の声が高まっていることから、人材確保に当たっては、 国の補助制度の拡充が必要であると考える。

○ 千葉県で実施している令和4年度第1回「教員等の出退勤時刻実態調査 結果」では、月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える中学校教諭等 の割合は、69.5%、月当たりの在校時間の平均は65時間を超えている。 また、令和3年度「教職員の働き方改革に係る意識等調査」の結果では、 学級担任と部活動主顧問の両方を担当している中学校教員の65.3%が 時間外在校等時間45時間を、22.3%が80時間を超えるとともに、8 6.9%が多忙感を感じていると回答するなど、部活動主顧問となった教員 の負担は看過できない深刻な事態である。

一方、働き方改革を進めていくために必要なことについては、部活動の負担軽減に60.1%、学校を支援する人材の確保に68.8%の教員が回答している。教員の負担軽減を図るためにも、部活動指導員の配置は重要であり、配置促進のためには国の財政的支援等の補助制度のさらなる拡充が必要である。

- 高等学校においては、運動部において「スポーツエキスパート活用事業」 を実施し、外部人材が指導の補助を行っているが、単独での指導や大会引率 はできない。学校からは、単独での指導等や文化部での活用の希望があり、 高等学校においても、外部人材の活用は有用であると考えられる。
- 各学校において最先端の学びを実現する上で、企業等の外部機関に在職する優れた人材の活用は必須であると考えられるが、その派遣に係る謝金や旅費など、必要経費に係る財政措置が不十分であることに加え、外部機関との調整を行うコーディネーターの配置が不足していることから、教職員が外部機関との調整を行っている場合が多く、学校現場において負担となっている。

3 小学校英語教育推進のための国としての支援の充実

○ 教員の負担軽減及び専門的な指導者不足を解消するため、学校現場や市町村 教育委員会から専科教員やALTの配置の増加が要望として挙がっており、 配置促進のために国の財政支援が必要である。

また、指導者については、専門的な知識をもった、より幅広い人材を確保するため、外部資格や指導経験年数、授業持ち時間等の要件緩和を行い、多様な雇用形態を可能とすることも必要と考える。

さらに、読むこと・書くことに関する指導内容や数値による評価も求められることから、今後も学習指導要領に対応した教員の指導力向上に向けた研修の充実が必要であると考える。

4 養護教諭の複数配置の拡充

○ 近年の社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えており、いじめや不登校などのメンタルヘルスに関する問題、アレルギー疾患の増加、生活習慣の乱れ等、児童生徒が抱える課題は複雑化・多様化し、医療機関等との連携を必要とする児童生徒や合意的配慮を要する児童生徒が増加している。

○ 義務標準法における養護教諭の複数配置基準は、平成13年度に定められた児童数851人以上の小学校及び生徒数801人以上の中学校となっている。現行の基準では、小・中学校の約95%が養護教諭1人配置校であり、複雑化・多様化する課題に対応することが困難な状況にある。一人一人に対して、きめ細かな対応を図ることができるよう、養護教諭の複数配置基準の改善が必要であると考える。

5 栄養教諭等の配置促進及び食に関する指導のための施策の充実

○ 国においては、令和3年3月に学校給食の充実等を重点課題として盛り込んだ「第4次食育推進基本計画」が策定され、その推進が図られているところである。また、学習指導要領において、「食育の推進」が、これまで以上に明確に位置付けられており、本県においても、令和4年3月に策定した「第4次千葉県食育推進計画」に基づいて学校給食及び食に関する指導の充実を図っているところである。したがって、栄養教諭を中核とした食に関する指導の充実に向けた施策が必要である。

- Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立
- 2 教育施策の充実
- (2)「GIGAスクール構想」実現に向けた取組への支援

提案・要望先文部科学省千葉県担当部局教育庁



【提案・要望事項名】

「GIGAスクール構想」実現に向けた取組への支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 急激に進む教育のICT化を支えるため、GIGAスクール運営支援 センターの継続及び学校のICT環境に係る地方財政措置によるICT 支援員の増置やICT活用教育アドバイザーの配置に対する予算措置の 拡充を図ること。
- 2 ネットワーク通信環境整備や保守管理、大型提示装置等の周辺機器整備、 ソフトウェア整備、耐用年数が経過した端末の処分に要する費用を含めた 更新等の費用、家庭における通信費の負担軽減についても、必要な財政措置 を講じること。
- 3 デジタル教科書を無償とするとともに、効果的な活用事例を全国に共有できる仕組みづくりを進めること。

【直面している課題・背景】

○ 国により「GIGAスクール構想」が加速され、令和5年度までとされていた整備計画が前倒しされ、令和3年度までに義務教育段階の全ての児童生徒に「1人1台端末」の整備を終え、「1人1台端末」環境での本格的な学習が始まっている。

しかしながら、ICTを活用した学びの充実に向けた運用(授業での活用 方法、日常のメンテナンス等)について、地域や学校による格差が生じてい る。また、新学習指導要領の全面実施に伴いプログラミング教育が必修化 されるなど、積極的にICTを活用していくことが想定されることから、 端末の管理やトラブル対応、授業での教員の指導を支えるICT支援員等の 増員や配置が必要不可欠である。

なお、ICT支援員については、「教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画(2018~2022年度)」において、4校に1人分の地方財政措置がされており、当該計画期間は令和6年度まで延長されたものの、令和7年度以降の支援については方針が不明確である。

○ 文部科学省令和4年度第2次補正予算により、GIGAスクール運営支援 センターの機能強化事業71億円が計上された。

ICT活用に関する地域差の解消等につなげるため、学校や市町村単位を超えて広域的にICT運用を支援するGIGAスクール運営支援センターについて継続した財政支援が必要である。

○ 「1人1台端末」の学習効果を最大限に発揮させていくためには、ネットワークや端末の保守管理、周辺機器や学習支援ソフトなどのハード・ソフト面での環境整備、学習者用デジタル教科書の導入等に伴う通信量の増大に対応できるネットワーク通信環境の整備とこれに伴い増加する通信費、保守管理や維持に係る経費及び更新時の費用について、耐用年数やランニングコストなどを踏まえた継続的かつ十分な財政措置が必要である。

さらに、「1人1台端末」の処分に要する費用について、処分を業者に 委託する場合、多額の費用が発生することも懸念される。これらの課題に ついて地域間格差・学校間格差が生じることがないよう、端末処分費用等も 視野に入れ、必要な財源の確保を図っていく必要がある。

○ 「1人1台端末」が整備され、デジタル教科書等を活用し、個別最適な 学びや協働的な学びの向上を目指した授業改善等を進めていくためには、 デジタル教科書を無償とすることに加え、効果的な活用事例を自治体の枠を 超えて共有していくことが必要である。

- Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立
- 2 教育施策の充実
- (3) 学校施設及び社会教育施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

提案・要望先文部科学省千葉県担当部局教育庁



【提案・要望事項名】

学校施設及び社会教育施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国は、校舎等の大規模改造等の実施に必要な公立学校施設整備事業の予算について格段の充実を図ること。
- 2 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策、教育環境向上を図るための 空調設備の整備やトイレ改修、避難所としての防災機能強化などについて、 補助率の引上げや補助対象の拡充を図ること。
- 3 学校給食施設の整備に向け、地方の事業計画を踏まえて、必要な財源を 確保すること。
- 4 被災した公立学校施設(学校給食共同調理場を含む)及び社会教育施設の 復旧に係る補助制度を拡充すること。
- 5 技術系・福祉系人材の育成に向けて教育内容のより一層の充実を図るため、最先端の施設・設備の整備が更に進められるよう、教育環境の整備の 実施に必要な予算を継続的に確保すること。

【直面している課題・背景】

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としても使用される重要な施設である。このような中、公立小中学校施設の約7割が建築後約30年以上を経過するなど老朽化が著しい。また、国においても、避難所となる学校施設の防災機能の強化を推進しているところである。自治体の整備計画を促進する観点からも、補助率の引き上げや下限額の引き下げ、対象校の拡大など、補助制度の拡充を図ることが必要である。
- 学校給食施設の整備に係る事業については、各地方公共団体が地域の 実情を踏まえた事業計画を立てている。年度によっては不採択が採択を 上回ることもある。また、国の補助率に対して地方の事業予算が上回ること から、財源の確保が必要である。

- 防災基本計画第2編第3章第2節には「国、公共機関及び地方公共団体は、 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等 の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。」との記載があるが、 公立学校施設災害復旧費国庫負担事業等の現行制度では、原則、原形復旧に 限られており、改良復旧が実施できない。
- 災害時には、多くの公立学校施設や社会教育施設等が避難所や緊急避難場所として指定されている実態を踏まえ、避難所等として指定された公立学校施設等及び社会教育施設等がその機能を十分に発揮できるよう、必要な改良復旧を行うために補助制度の拡充を図る必要がある。
- 県立高校における、技術系学科の実習施設・設備は老朽化が進んでおり、ICTを活用した最先端の技術を学ぶ上で、大きな支障をきたしている。 令和2年度には、国の第3次補正予算において、高性能ICT端末等を含む最先端のデジタル化に対応した産業教育装置の整備に必要な経費が緊急的に補助されたが、最先端の教育を行うためには、施設・設備の充実が継続的に図られる必要がある。

- Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立
- 2 教育施策の充実
- (4) 義務教育における学校給食費への財政支援

提案・要望先 文部科学省 千葉県担当部局 教育庁

> 1 就用を なくそう

【提案・要望事項名】 義務教育における学校給食費への財政支援

【具体的な提案・要望内容】

少子化対策や子育て支援として保護者負担の軽減等のため、学校給食費の 無償化に取り組む市町村並びに市町村を支援する県への新たな補助制度を 創設すること。

【直面している課題・背景】

- 学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、栄養バランスのとれた給食を児童生徒に提供することは、児童生徒の健やかな成長のために非常に重要である。
- 現在の物価の上昇に伴う食材費の高騰は、学校給食等の食材調達に大きな影響を与えており、特に子供を持つ保護者の家計を圧迫するだけでなく、 学校給食費の無償化に取り組む市町村の財政面にも影響を与えかねない。
- こうした状況を踏まえ、本県では、令和5年1月より学校給食費の無償化に取り組む市町村の負担を軽減するため、地方創生臨時交付金を財源とし、市町村と連携して、第3子以降の給食費無償化の支援を実施したところであるが、長引く食材費の高騰により市町村並びに市町村を支援する県への財政面に影響を与え、取組の継続に課題が生じる可能性がある。
- そこで、少子化対策や子育て支援の観点から、国において、保護者負担の 軽減を目的として、学校給食費の無償化に取り組む市町村並びに市町村を 支援する県への新たな補助制度を創設するよう要望する。

- Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立
- 2 教育施策の充実
- (5) 私立学校の運営等に対する支援策の充実

提案·要望先 文部科学省 千葉県担当部局 総務部



【提案・要望事項名】 私立学校の運営等に対する支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 私立学校に対する経常費補助については、国の財源措置の更なる充実を図ること。
- 2 私立高等学校の授業料の実質無償化については、国において財源を確実に確保すること。また、地方自治体が独自に取り組んでいる保護者に対する 学費等の負担軽減策は都道府県によって制度が異なることから、修学支援 制度の更なる拡充を行うとともに、国の財源措置の充実を図ること。
- 3 私立幼稚園教員の処遇改善に係る支援制度については、保育園や 認定こども園に対する国の処遇改善制度との均衡を図りながら、私立幼稚園が 教員の処遇改善を確実に実施できるよう、制度の拡充及び恒久化を図るこ と。
- 4 幼児教育の無償化については、市町村ごとに手続きや様式等が異なり、 私学助成を受けている私立幼稚園の事務負担が増加していることから、 事務処理の見直しを行うとともに、事務費などの財政的な支援を行うこと。
- 5 幼児教育・高等教育の無償化に係る地方負担分については、十分な交付税 措置を行うこと。
- 6 私立学校施設の耐震化に必要な予算(非構造部材やブロック塀等も含む) を十分確保すること。また予算の確保に当たっては、次の点に留意すること。
 - ・国庫補助率の引上げを行うこと。
 - ・補助単価を実情に見合った単価に引き上げること。
 - ・ 令和 6 年度までとなっている高等学校等の耐震改築事業費補助制度を 恒久化すること。

【直面している課題・背景】

1 私立学校への経常費助成

○ 国は、私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営等に資するため、 都道府県が高等学校・中学校・小学校及び幼稚園を設置する学校法人の学校 教育に係る経常的経費に対し補助する場合に、都道府県に対しその経費の 一部を助成している。

○ 千葉県では、国の標準単価に県独自の上乗せ額を加算し、生徒1人当たりの補助単価を充実させ、学校法人に補助しているが、私立学校の経常的経費も教育環境の改善を図るなど増加傾向にあり、十分とは言えないため、国の財源措置についても更なる充実が必要である。

2 私立高等学校の授業料の実質無償化

- 経済的理由により修学を断念する生徒を出さず、全ての意志ある生徒が どこに在住していても安心して教育を受けられるようにするため、令和2年 4月から高等学校等就学支援金の支給上限額が引上げられたが、引き続き、 国において、無償化の財源を確保し、確実に実施する必要がある。
- また、県では、国の就学支援金に上乗せして授業料減免事業及び入学金 軽減事業を全額県費で実施しているが、近隣都県によって制度が異なる ことから、生徒保護者の間に不公平感が生じている。国において、 修学支援金制度の更なる拡充と、各都道府県が行う学費助成制度に対する 財政的支援を行うことが必要である。

3 幼稚園教員の人材確保支援

- 認定こども園や保育所の保育士等については、施設型給付費の中で毎年、 処遇改善が図られている。一方で、私立幼稚園の教員については、 平成29年度から国の補助制度が創設されたものの、通常の定期昇給分等を 超えた部分に対する補助制度となっており、令和4年2月から12月までの間、 「コロナ克服・新世代開拓のための経済対策」に基づき講じられた処遇改善 措置においても、認定こども園や保育所の保育士等に対する支援との間に差が 生じている。
- 国は令和4年度から、園負担を従前の1/2から1/3まで軽減可能とする 補助制度の取扱いの変更を行ったが、令和6年度までの措置とされ、国の負担 割合については今後見直しを行うこととされていることから、私立幼稚園が 教員の処遇改善に継続的に取り組んでいくことができるよう、制度の更なる 拡充及び恒久化を図っていく必要がある。
- 幼児期は人格形成の基礎を培うものであり、幼児教育の質の向上を保証するには、私立幼稚園における人材確保が極めて重要である。そのためにも教員の処遇改善を確実に実施できるよう、財政的な支援が必要である。

4 幼児教育・保育の無償化に係る制度の見直し

○ 幼児教育の無償化の事務については、国の制度であるにもかかわらず、 保護者への書類交付や、取りまとめた資料の市町村への提出など、私立幼稚園 を経由する制度となっており、私立幼稚園にとっては新たな事務が発生して いることから、必要な事務費などの財政的な支援が必要である。 ○ また、市町村ごとに様式や提出手続きが異なるため、複数の市町村から園児が通園している場合には、私立幼稚園の事務が煩雑化していることから、手続きの簡素化など制度の見直しを行う必要がある。

5 幼児教育・高等教育の無償化について

○ 幼児教育・保育、高等教育の無償化については、国の制度であり、消費税率 の引き上げによる財源を活用し実施することとされているので、県負担分に ついても国による確実な財源措置を求める。

6 私立学校施設の耐震化の促進について

- 私立学校施設は、幼児・児童・生徒が一日の大半を過ごすとともに、非常 災害時には、地域住民の避難所としての役割を果たしていることなどから、 私立学校施設の安全確保は喫緊の課題となっている。
- 千葉県の私立学校における令和4年4月1日現在の耐震化率は、91.2パーセントとなっており、特に私立幼稚園の耐震化率は88.2パーセントと低く、取組が遅れている。未耐震となっている幼稚園では、財政規模が小さく、事業費の目途が立たない園が多いため、補助制度の一層の拡充が必要である。

【参考】私立学校の耐震化率(R4.4現在)

単位:%

	千葉県(私立)	全国平均 (私立)	千葉県 (公立)
幼稚園	88.2	94.1	100.0
(幼保を含む)	(幼稚園のみでは86.2)		
小中高	96.8	93.3	100.0
合 計	91.2	93.8	100.0
(幼保を含む)			

- 認定こども園や保育所に対する国の補助率は原則1/2であるのに対し、 私立学校の耐震化に対する国の補助率は原則1/3となっており、 学校法人の負担が大きいことから、均衡を図る必要がある。
- 国の耐震改築における補助単価については、年々増額されているところであるが、実際の改築単価とは乖離があり、私立学校の負担が大きくなっている。
- 耐震改築事業補助制度は、当初小中高等学校を対象として、平成26年度 から平成28年度まで臨時措置され、その後も令和6年度まで延長措置され ているが、各学校において計画的に事業を実施するためには期限設定のない 事業の恒久化が必要である。

- Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立
- 2 教育施策の充実
- (6) 部活動の地域移行に係る地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備支援

提案・要望先スポーツ庁・文化庁千葉県担当部局教育庁



【提案・要望事項名】

部活動の地域移行に係る地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備支援【新規】

【具体的な提案・要望内容】

1 希望する全ての生徒に地域のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保する ため、地域移行により生徒が新たに負担することとなる費用が高額となら ないよう、受け皿となる団体に対して十分な支援を講じること。

また、経済的な困窮家庭については、新たな費用負担が生じないよう、 全額を支援すること。

- 2 自治体の規模や財政力により格差が生じないよう、自治体が受け皿となる 団体の体制整備を支援するために要する事務経費等について、十分な 財政措置を講じること。
- 3 移行後においても継続的かつ安定的な運営が可能となるよう、恒久的な 財政措置を前提とした制度設計を行うこと。

- 学校部活動については、スポーツ庁・文化庁において令和5年から改革 推進期間として、地域クラブ活動に段階的に移行することを示しており、 本県においてもできる限りの支援を行い、推進していくこととしている。
- 本県では、令和4年7月の市町村アンケートによると、競技人数に満たない部活動は125となっており、生徒が希望する部活動を維持できない状況が懸念されている。少子化が進展する中においても、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことのできる機会の確保は重要である。
- しかし、部活動に必要な経費について、これまでは学校等での取組であったため、保護者の負担は活動に必要な道具などの実費程度であったが、地域移行に当たって、指導者や活動場所の確保にかかる費用が新たに発生することとなり、保護者や自治体が多大な費用を負担しなければならないことが懸念される。保護者が負担する費用が高額とならないよう、財政措置を講じるとともに、希望する全ての生徒にスポーツ・文化芸術活動の機会が恒常的に確保されるよう、十分な支援が必要である。

- また、地域によって、移行が可能な部活動の種類や質の高い指導者の確保などに課題があり、地域によって活動機会に格差が生じることがないように自治体が行う環境整備への十分な支援及びクラブや地域ごとの費用負担の差の是正を講じる必要がある。
- 地域移行に当たっては、様々な課題があり解決までには市町村への支援 に相当な期間が必要である。また、地域移行によって、部活動のあり方が 大きく変わることから、移行に向けた取組や移行後においても継続的かつ 安定的な運営が行えるように十分な支援が必要である。

- V 誰もがその人らしく生きる·分かり合える社会の実現
- 1 共生社会の実現
- (1) 我が国の活力向上に向けた外国人政策の推進

提案・要望先 内閣官房、法務省出入国在留管理庁 千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 我が国の活力向上に向けた外国人政策の推進【新規】

【具体的な提案・要望内容】

国際的な人材獲得競争と我が国の人口動態・産業構造の変化等を 踏まえた、外国人材の誘致・受入れ及び全ての外国人が日本社会に適応して 生活できるようにするため、我が国が目指す姿や基本理念を、基本法などの 形として明らかにするとともに、体系的・網羅的に施策を推進すること。

- 我が国では、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」や「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等に基づき、外国人材の受入れや共生に関する施策が実施されているが、外国人材の誘致・受入れに係る基本理念をはじめ、我が国の外国人の受入政策として目指すべき姿を明らかにしたものはない。
- このような中、国内では人口減少や少子高齢化が進展し、国際的には人材 獲得競争が激化しているところ、今後も我が国が活力を維持・向上させて いくためには、外国人材の誘致・受入れ、共生は重要な取組の一つであり、 外国人から日本が選ばれていくためには、出入国や在留管理はもとより、 就業や住まい、教育や福祉など幅広い分野で、将来を見据え、外国人の受入 政策を国が責任を持って実施する必要がある。
- また、国においては現在、技能実習制度等の在り方についての検討を行っているが、外国人材の誘致・受入れに当たっては、人権やダイバーシティの観点を十分に踏まえ、外国人が働きがいを感じ、長く働き続けられ、ひいては日本社会にとっての活力につながるような制度としなければならない。
- 加えて、我が国が科学技術の振興等を通じて各産業を成長させていくためには、優れた外国人留学生を戦略的に誘致していく必要がある。特に、修士・博士課程を修了した留学生については、就職のために帰国する割合が高くなっていることから、国内での起業・就業の手厚い支援など、国内での活躍・定着につなげる対策を充実させるべきである。

○ さらに、外国人が地域社会の一員として安心して暮らしていくためには、 その家族も含め、日本語の習得や我が国の社会規範等に対する理解が欠かせ ないことから、国の責務として外国人労働者のみならず帯同家族についても、 来日前から継続して日本語と日本の文化や生活ルール・マナーを学べる環境 整備を進めるべきである。

- V 誰もがその人らしく生きる·分かり合える社会の実現
- 1 共生社会の実現
- (2) 多文化共生社会の実現に向けた支援の拡充

提案・要望先 法務省、文部科学省、総務省 千葉県担当部局 総合企画部、教育庁



【提案・要望事項名】 多文化共生社会の実現に向けた支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 多文化共生社会の実現に向けては、就労や教育、医療等、生活面での幅広い支援が必要であることから、地方自治体が地域の実情に応じた施策を展開できるよう、国や自治体の役割を明確にした上で、十分な財政的支援を継続的に行うこと。
- 2 全ての外国人が日常生活で必要な日本語能力を身に付けられるよう、学習機会を提供する公的な仕組みの充実を図るとともに、地方自治体や支援団体が行う地域日本語教育の取組に対する財政的支援を拡充すること。また、日本語指導が必要な外国人の子供等に対する教育についても、併せて財政的支援を拡充すること。
- 3 公的機関の窓口等における外国人とのコミュニケーションを支援する ため、現在、国において実施している通訳支援の対象を拡大するなど、 体制の一層の整備を図ること。
- 4 人道的な配慮により在留を認められた外国人が安心して生活できるよう、 地方公共団体と情報を共有し、役割分担を明確にして必要な支援を切れ目 なく行うとともに、地方公共団体が実施する支援について、今後も財政 措置を講じること。

- 本県在住の外国人は近年大きく増加しており、日本人と外国人が共に地域 社会で安心して暮らせる多文化共生社会を実現し、多様な個性や能力を地域 全体の活力につなげていくためには、就労、教育、医療、防災、住宅など、 生活面での様々な支援が必要である。
- 多文化共生施策については、国の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」で、地方自治体との連携・協力についても言及されているところであるが、外国人一人ひとりに対応する地方自治体が担う役割は大きいことから、十分な財政的支援を継続的に行う必要がある。

- 令和2年6月、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に 推進するための基本的な方針」が閣議決定され、国や地方公共団体、事業主 の責務については明確化されたが、近年、日本語が全く理解できない外国人 への基礎的な日本語教育の対応が顕在化しており、自治体の負担が増加して いることから、外国人に生活者として最低限度必要となる日本語能力を身に 付けるための学習機会を提供する公的な仕組みを、国が責任をもって構築 する必要がある。
- また、都道府県は、地域日本語教育の空白地域を解消し、県下全域での 体制整備のために、市町村に対する助言や広域での指導人材の確保等、 負担が大きいことから、財政措置の拡充をお願いしたい。
- さらに、日本語指導が必要な外国人の子供等が就学してキャリア形成をし、自立した生活者となるためには、日本語の学習指導は特に重要である。日本語指導にかかる相談員派遣や翻訳機の配備など、外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援の充実が更に図られるよう、必要な財政支援等をお願いしたい。また、就学前の外国人の子供等に対する日本語の初期指導や、日本語能力が身に付かないまま義務教育年齢を超過した子供に対する支援への財政措置の拡充が必要である。
- 外国人への日本語教育を推進する一方で、多言語による情報提供も不可欠である。地方公共団体において一元的相談窓口の設置や、多言語による情報提供は徐々に取組が進んでいるところであるが、緊急時等も含めた外国人と行政との円滑なコミュニケーションのためには、現在、国において、地方公共団体の行政窓口向けに実施している電話通訳サービスを、警察署、消防署、教育機関等も含めて活用できるようにするなど、支援体制を一層整備することが必要である。
- ウクライナからの避難民については、現在、国や地方公共団体、企業・ 団体等において、生活費の支給や住宅の提供など、各種支援が行われている ところであるが、避難が長期化する中、一部で支援を終了する動きが 出ている状況である。

避難民が安心して生活を送るためには、支援に空白が生じないようにする必要があり、そのためには、国と地方公共団体が各種支援の動向等について情報を共有するとともに、役割分担を明確にし、個々の状況に応じて、必要な支援を切れ目なく行うことが必要である。

- V 誰もがその人らしく生きる·分かり合える社会の実現
- 1 共生社会の実現
- (3) 障害者差別解消法の円滑な運用のための支援

提案・要望先 内閣府 千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 障害者差別解消法の円滑な運用のための支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 内閣府において基本方針を定め、関係府省庁において対応要領及び対応 指針を定めることとされているが、「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮」に ついて具体的に対応できるような判断基準や対応方法を示すこと。また、 国として率先して法の普及・啓発を行うこと。
- 2 地方公共団体において相談・紛争解決の体制整備や普及・啓発活動の実施、 障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等を確実に行うことができる よう、必要な財源を確保すること。

- 地方公共団体は、障害者差別解消法に基づき、相談・紛争解決の体制整備 や普及・啓発活動等、障害を理由とした差別解消のための取組を進めていく 必要がある。
- 令和3年度の法改正に伴い、新たに民間事業者による合理的配慮の提供 が義務化されたが、現在、法第8条に定める不当な差別的取扱いに該当する 行為や、合理的配慮及び過重な負担の具体的内容が十分明らかにされて いないため、国においてこれらの内容を明らかにし、法改正の内容を周知 していくことが求められる。
- また、法改正により、人材の育成・確保に関する地方公共団体の責務が明確化され、相談・紛争解決の体制整備の拡充が求められることから、地方公共団体の負担が増大することが見込まれ、そのための財源確保を求めるものである。

- Ⅵ 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造
- 1 環境の保全と豊かな自然の活用
- (1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

提案・要望先 環境省、経済産業省、内閣官房 千葉県担当部局 環境生活部、商工労働部

9 京員と技術単新の 11 住み続けられる 12 つくる責任 13 気候変動に 14 海の豊かさを 3 高級をつくろう

【提案・要望事項名】 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地方公共団体が脱炭素社会の実現に向けた主体的な取組を推進できる よう、包括的かつ安定的な地方財源を確保すること。特に、カーボン プライシングの実現・実行に当たり、排出量取引や炭素税を導入する場合 には、産業への影響に配慮して、経済界の声をよく聴きながら制度設計を 行うとともに、炭素税については税収入の一定割合を地方に移譲する 仕組みを構築すること。
- 2 公共施設における脱炭素化・再生可能エネルギー導入、レジリエンス強化 のため、PPA 導入に係る補助を継続すること。
- 3 住宅・建築物の ZEH 化・ZEB 化への支援策を拡充すること。また、既存・ 新築に関わらず、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーの 導入に向けたインセンティブを高める仕組みを講じること。
- 4 次世代自動車の導入促進について
- (1) 次世代自動車の導入に向けた補助制度を継続するとともに、技術開発、 価格低減が促進されるようメーカーに支援を行うこと。
- (2) 国の目標達成に向けて、集合住宅や商業施設等様々な施設における充電 設備の導入に向けた補助制度を維持・拡大すること。
- 5 中小企業向け支援について
- (1)中小企業における脱炭素化に資する設備導入のための支援制度を拡充 すること。
- (2)中小企業からの省エネ診断の受診希望に応えられるよう、診断体制や 予算について拡充すること。
- 6 J-クレジットについては、発行されるクレジットと申請や維持管理に係る 費用を比べるとメリットが少ないなどの課題があることから、制度の改善を 行うこと。
- 7 脱炭素社会の実現に向けては、水素や再生可能エネルギーの更なる 普及・拡大を図る必要があることから、引き続き、技術開発の推進、規制 緩和、設備投資への支援など、必要な措置を講ずること。

【直面している課題・背景】

1 地方における脱炭素社会実現のための財源措置

- 地域で脱炭素社会の実現に取り組むためには、国による地方公共団体や事業者等を支援する事業のみならず、地方公共団体による主体的な取組や事業者等への支援を進めるための財源が課題である。令和4年7月に施行された「改正地球温暖化対策推進法」において、国は、自治体が温室効果ガスの排出量の削減等のための施策を実施するための費用について、必要な財政上の措置等を講ずることとされており、この規定に基づき地方の財源確保に努める必要がある。
- また、国では、成長志向型カーボンプライシング構想の実現・実行のため、 化石燃料賦課金等を導入することとしているが、経済界が国際競争力への 影響を懸念していることに十分配慮し、仮に炭素税を導入する場合には、国・ 地方の役割分担を踏まえ、地方での取組に係る財源が配分される必要がある。

2 PPA導入に係る補助の継続

○ 「地域脱炭素ロードマップ」では、自治体は令和12年までに建築物等の50%、令和22年までに100%、太陽光発電設備を導入することを目指すこととされており、これを着実に推進するため、公共施設における脱炭素化・レジリエンス強化の同時実現を支援する国庫補助事業の実施期間を令和8年度以降も継続し、引き続きPPAによる導入を補助することが必要である。

3 住宅・建築物のZEH化・ZEB化への支援

- 新築戸建住宅に占める Z E H の割合は約18%、非住宅建物全体の着工件数に占める Z E B の割合は約0.4%に留まっている。住宅や建築物の Z E H 化・ Z E B 化に向けて、国は各種の補助制度を設けているものの、より一層の支援拡充が必要である。
- また、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」(2021年8月)において、「住宅・建築物においては、太陽光発電や太陽熱・地中熱の利用、バイオマスの活用など、地域の実情に応じた再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用拡大を図ることが重要」としているが、既存の住宅・建築物においてはその活用が十分進んでいないことから、その導入に向けたインセンティブを高めるための仕組みを講じる必要がある。

4 次世代自動車の導入促進

- 国では、2035年までに乗用自動車新車販売で電動車100%を目標としており、脱炭素社会実現のためには、この中でも排出ガスを出さない次世代自動車(EV、PHV、FCV)の普及率を高めることが重要であるが、次世代自動車の普及率は約0.7%^(注)と低く、ガソリン車等の購入価格と同等となるような補助制度の維持・拡張など、販売市場拡大に向けた施策の後押しが必要である。
 - (注) 令和3年度末時点の軽自動車及び二輪自動車を除く次世代自動車の割合

- また、将来的に補助金に頼らず、消費者の選択肢となるには、車両価格の 低減が不可欠であり、特に価格を押し上げている自動車搭載電池の性能を 向上させるよう、メーカーの技術開発を支援することが必要である。
- さらに、電気自動車の普及に向けては、充電に対する不安のない環境づくりを進めることが重要であり、国は2030年に15万基設置の目標を掲げているが、イニシャルコストやランニングコストの負担が重い等の理由から、設置数は約3万基に留まっており、設置者に過度な負担が生じないよう、導入に向けた補助制度の維持・拡充が必要である。

5 中小企業向け支援

○ 中小企業の温室効果ガス排出量は1.2億 t ~ 2.5億 t と推計され、 日本全体の排出量のうち1割~2割弱を占めるといわれるが、日本政策金融 公庫総合研究所の調査(2023年1月20日)によると、中小企業の 55.1%が脱炭素に向けた取組をほとんど実施しておらず、その取り組み を加速するために必要なものとして21.6%が「補助金・優遇税制」を 挙げている。

しかしながら、国の中小企業向けの省エネ設備更新に係る補助については、 先進設備や指定設備など、対象が限定されているため、中小企業が活用 しやすいよう、対象の拡充を検討する必要がある。

○ エネルギー価格の高騰等を背景に、中小企業においてはコスト削減に つながる省エネ診断のニーズが高まっていることから、経済産業省の省エネ 診断事業について、その体制や予算をさらに拡充する必要がある。

6 J-クレジット制度の活性化

- カーボンニュートラルの実現に向けて、CO2 排出削減量等を国が認証し、 企業間で取引を行う J-クレジット制度に対するニーズが高まっており、 国は地球温暖化対策計画において J-クレジットの認証量に関する目標を 設定するとともに、制度の見直しや、創出者に対する各種支援を行っている ところである。
- しかし、クレジットを創出するまでの手続きが煩雑であり、かつ、 クレジット単価が低いため創出者にとってメリットが少ないなどの課題が あり、クレジット認証量は 2016 年度をピークに減少傾向にあることから、 更なる制度の見直しや創出者へ支援を行う必要がある。

7 水素や再生可能エネルギーの普及・拡大

- 水素は、発電・運輸・産業など幅広い分野で活用が期待されるが、利活用 拡大に当たっては、コスト低減、技術開発、規制緩和等の課題があり十分 には普及していない。特に、技術開発や設備投資には多額の費用が必要となることから、「G X 経済移行債」の発行により調達した資金等を活用した支援を継続していくことが期待される。
- また、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に向けては、発電コスト低減のほか、発電効率の向上や設置スペースの確保、出力変動への対応といった課題があることから、コスト削減や技術革新、調整力としての蓄電池の導入や再エネ余剰電力を活用した水素の製造等を促進していく必要がある。

- Ⅵ 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造
- 1 環境の保全と豊かな自然の活用
- (2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

提案•要望先 経済産業省、環境省

千葉県担当部局 環境生活部、商工労働部、農林水産部



【提案・要望事項名】

再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

【具体的な提案・要望内容】

- 1 脱炭素社会の実現に向けて、引き続き、再生可能エネルギーの最大限の 導入促進を図りつつ、国民や企業の負担の軽減に努めること。
- 2 洋上風力発電事業において、公募により選定された発電事業者が、公募 占用計画で提案した地域振興策や漁業協調策について、地元関係者の意向を 踏まえながら着実に具体化かつ履行するよう、国において管理・監督する こと。
- 3 太陽光発電施設については、地域とのトラブルを生じている例が散見 されることから、FIT法を所管する国が責任をもって、事業計画策定 ガイドラインや技術基準に基づき、事業者を指導すること。
- 4 設備の更新や事業の終了により不要となった太陽光パネルについて、 リユース、リサイクル及び適正な処分のために必要な社会的システムの構築 を行うこと。
- 5 再エネ特措法により、太陽光発電設備の廃棄等費用に関する積立制度を 設けているが、積立完了前の大規模な災害時などに廃棄費用を補填する保険 や第三者への損害賠償責任保険などへの加入を義務化すること。

また、事業者から提供された保険の加入状況など必要な情報については地元自治体に提供すること。

6 固定価格買取制度の対象外の再生可能エネルギー設備に係る情報についても、国が把握し、地方公共団体に提供すること。

- 1 過度な国民負担の抑制
- 脱炭素社会への歩みが加速する中、エネルギーの分散確保や環境負荷の 低減等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が求められている。
- 一方、固定価格買取(FIT)制度創設以来、主に事業用太陽光発電への 参入が急速に拡大した結果、買取費用を維持するための国民負担の増大が 大きな課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、国では、入札対象の一層の拡大やFIT価格の 更なる引き下げ、市場統合を進めていくためのFIP制度の導入のほか、

未稼働案件に係る認定失効制度の創設など様々な制度改正を行っている。

○ 制度を着実に運用し、国民負担の抑制に努めていく必要がある。

2 洋上風力発電事業に係る公募占用計画の履行の管理・監督

○ 地域との共存共栄を図りながら洋上風力発電を導入していくには、公募により選定された発電事業者が、法定協議会等の場を活用し、地元関係者の意向を汲み取りながら、公募占用計画で提案した地域振興策や漁業協調策を着実に具体化し、履行していくことが重要であるため、国において管理・監督すること。

3 事業適正化に向けた規制、指導

○ 事業用太陽光発電の導入が進む中で、防災上・環境上の懸念をめぐり地域 住民との関係が悪化するなどのトラブルが全国各地で生じている。FIT法 を所管する国が、事業者を直接指導することにより、法やガイドラインに 基づいた適切な事業実施についての実効性を確保していくことが必要で ある。

4 太陽光パネルのリサイクル等のために必要な技術及び社会的システム

○ 太陽光発電パネルの寿命は25~30年程度とも言われ、将来、全国的に使用済みパネルの大量排出が想定されている。そのため、今後の太陽光パネルの大量排出に向け、家電、自動車等と同様な太陽光パネルに特化したリサイクル法の制定など、排出から処分まで適正に実施させる、社会システムの構築が必要である。

5 太陽光発電設備の廃棄に関する保険制度の義務化

- FIT法の改正により、令和3年9月には、積立ての実施に当たり、遵守が求められる事項についての考え方を示した「廃棄等費用積立ガイドライン」が策定され、令和4年7月から廃棄等にかかる費用の外部積立てを義務づける制度の運用が開始されている。
- しかしながら、廃棄費用の積立制度では、運用開始11年目から20年目までに積立を実施することとされており、積立前や積立途中で被災した場合等には、十分な積立がなされておらず廃棄費用が不足する懸念がある。そのため、廃棄費用を補填する保険の加入を義務化するとともに、事業者から提供された保険の加入状況など必要な情報について地元自治体と共有することが必要である。

6 自家消費等の再生可能エネルギー発電設備の把握及び情報提供

- FIT制度により認可されている太陽光発電設備は、令和4年9月末 時点で、全国では約271万1千件、千葉県では13万件である。
- はじめから自家消費を前提に、FIT制度の対象となっていない設備も存在するほか、FIT制度の前身の余剰電力買取制度における買取期間が終了する太陽光発電設備も存在している。令和5年3月の法改正により、10kW以上の太陽光発電設備の設置者は、FIT制度の対象の有無に関わらず、国に基礎情報を届け出ることになったが、今後、再生可能エネルギーの導入実績を正確に把握するため、国に情報提供を求めるものである。

- VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造
- 1 環境の保全と豊かな自然の活用
- (3) PCB廃棄物の適正処理の推進

提案·要望先 環境省、経済産業省 千葉県担当部局 環境生活部



【提案・要望事項名】 PCB廃棄物の適正処理の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 PCB廃棄物の期限内処分を確実なものにするよう、無害化処理認定制度 を活用した低濃度PCB廃棄物処理施設の更なる増加を促進するための 支援策等を講じること。
- 2 処分期間内の処分が完了しなかった場合に実施される代執行について、 都道府県市の財政負担が生じないよう、より一層の財政措置を講じること。
- 3 低濃度 P C B 使用製品及び廃棄物について、期限内処分の実現のため、 以下の措置を講じること。
 - ① 低濃度 P C B 使用製品について、関係省庁連携の上、事業者に対し早期 の使用廃止を促すこと。
 - 特に、電気事業法の規制対象となっている自家用電気工作物については、同法に基づく使用廃止の措置を講じるとともに、電気主任技術者の職務として、低濃度PCB含有自家用電気工作物の使用等の有無の確認を義務付けること。
 - ② 分析、収集運搬、処分及び機器更新に係る費用等について、新たに財政 的な支援の仕組みを構築するとともに、処分責任を有する者が存在しな い廃棄物を土地所有者等が処分する場合に、より高いインセンティブを 付与するような制度設計を行うこと。
 - ③ 低濃度 P C B 廃棄物を適正に保管し期限内処分する必要があることをより効果的に広報すること。

【直面している課題・背景】

1 PCB廃棄物の処理体制の強化

- PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物については、保管中の漏えいリスク 等があることから、可能な限り早期に処分を完了する必要がある。
- 令和元年12月の法令等改正により、PCB濃度が5,000mg/kg を超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等は低濃度PCB 廃棄物とされ、無害化処理認定施設の処理対象とされたが、当該汚染物等の 処理に係る認定施設が非常に少なく、今後、適正処理に支障が生じるおそれ

があるため、認定施設の増加が必要である。

○ 認定施設の増加を促進するためには、認定施設の設置・改造、維持管理に 要する費用に対する助成や、手続きの簡素化等を行う必要がある。

2 PCB廃棄物の期限内処分に向けた都道府県市の財政負担軽減のための 財政措置

- 平成28年5月の法改正により、都道府県市が事業者に対して行う 代執行等に関する権限が強化された。
- 国の財政的支援策により、代執行費用の大半は、ポリ塩化ビフェニル 廃棄物処理基金及び特別交付税により措置されるが、特別交付税措置に ついては令和5年度までとなっており、今後新たに高濃度PCB廃棄物が 発見された場合、都道府県市の財政負担が大きくなることから、継続した 措置が必要である。

3 低濃度PCB廃棄物の期限内処分に向けた取組

- ① 低濃度PCB使用製品の使用廃止のための取組
 - 低濃度PCB廃棄物は、PCB特別措置法により令和9年3月末までの 処分期限が定められているが、使用廃止の期限は定められていない。
 - このため、使用中の低濃度 P C B 含有機器等の期限内の処分が確実な ものとなるよう、関係省庁が連携し、事業者に対し早期の使用廃止を促し ていくことが必要である。
 - 特に、自家用電気工作物については、電気事業法において、高濃度 PCB含有の場合、使用廃止の期限が定められている一方、低濃度PCB 含有の場合は使用廃止の期限が定められていない。
 - PCB使用製品の大半は低濃度PCB含有自家用電気工作物であることから、処分を確実に進めるためには、同法において、使用廃止期限を明示するといった規制の強化が必要である。
 - また、低濃度 P C B 含有自家用電気工作物の有無の確認は、電気主任技術者の職務に含まれていないが、機器の使用実態の把握には電気事業法の枠組みを活用することが有効なため、同法に基づき電気主任技術者が使用等の有無の確認を行う仕組みの構築が必要である。

② 低濃度PCB廃棄物の処理等に係る費用の負担軽減措置

- 低濃度 P C B 廃棄物の処理費用については、中小企業者等への支援の 仕組みがないことから、分析費用や収集運搬費用、処分費用に対して助成 を行うなど、適正処理に向けた財政的な支援の仕組みの構築が必要である。
- さらに、使用中の機器について分析をした結果、低濃度 P C B 含有機器 と判明し処分する場合や、分析により機器が使用不可能となる場合等、 機器の更新が必要となるケースがあることから、機器更新の費用について も事業者の負担軽減措置を講じる必要がある。

○ また、低濃度 P C B 廃棄物は、行政代執行の対象となっていないため、 処分責任者が存在しない場合、土地所有者等の関係者が任意処分に応じな ければ、事実上処分できないことから、関係者による処分を促進するため の助成制度の創設等が必要である。

③ 低濃度PCB廃棄物の期限内処分の周知

- これまで、PCB廃棄物の期限内処分について、平成30年度以降、 毎年度、テレビCM等による広報活動が実施されたが、いまだ把握して いない事業者が多くいることから、引き続き広報活動を行う必要がある。
- また、広報を行うに当たっては、長期間かつ複数の広報媒体を用いることや、テレビCMについては複数の放送局を用いるなど、より多くの国民に周知できるような広報活動が必要である。

【参考:表 PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処理期限】

分類	処理施設	処分期間	計画的処理完了期限
高濃度 PCB 廃棄物	JESCO 東京 PCB 処理事業	令和4年3月31日	
(使用製品)のうち	0E300 東京 0D 処理事業 所	〒和4年3月31日 まで	令和5年3月31日
廃 PCB 等及び廃変圧器等	171	6	
高濃度 PCB 廃棄物	JESCO 北海道 PCB 処理事	令和5年3月31日	
(使用製品) のうち	01300 北海道 01 処理事 	〒和5年5月51日 まで	令和6年3月31日
安定器及び汚染物等	未川	& C	
低濃度 PCB 廃棄物	無害化処理認定施設等	令和9年3月31日	_
仏辰及「Ⅵ 焼来物	1 無古化処理認足施設等	まで	

【参考:補足説明】

2 PCB廃棄物の期限内処分に向けた都道府県市の財政負担軽減のための財政措置

- ・平成28年5月のPCB特別措置法の改正により、都道府県市が事業者に対して 行う代執行等に関する権限が強化された。
- ・処理費用等の代執行費用のうち、75%はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から 措置され、残り25%のうち一部(処理費用全体の20%相当)については、総務 省によって特別交付税により措置される。

3 低濃度PCB廃棄物の期限内処分に向けた取組

① 低濃度PCB使用製品の使用廃止のための取組

- ・電気主任技術者の職務は「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に規定されている。
- ・国の「PCB廃棄物処理基本計画」においても、電気事業法の枠組みを活用して 低濃度PCB含有自家用電気工作物の使用実態の把握を進めることとされてい る。

② 低濃度PCB廃棄物の処理等に係る費用の負担軽減措置

・PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等は、国の制度変更で新たに低濃度PCB廃棄物(助成対象外)とされたことで、処分に係る事業者の費用負担が増加する可能性がある。

- VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造
- 1 環境の保全と豊かな自然の活用
- (4) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

<u>提案・要望先</u> 国土交通省、環境省 千葉県担当部局 環境生活部、県土整備部

【提案・要望事項名】 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 印旛沼及び手賀沼の水質保全を図るため、印旛沼及び手賀沼流域下水道 事業に関連する公共下水道事業の促進に必要な財政支援を講じること。
- 2 印旛沼流域及び手賀沼流域に係る河川環境整備事業を推進するために 引き続き支援を行うこと。
- 3 面源系の負荷対策のほか、水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究の 推進及び効果的な対策のための支援を行うこと。
- 4 印旛沼流域及び手賀沼流域において大量繁茂する外来水生植物の対策に 係る交付金の予算の十分な確保、補助制度の見直し及び効率的な駆除方法の 確立を図ること。
- 5 北千葉導水事業により手賀沼に注入される浄化用水に侵略的な外来植物 が混入しないよう早急に対策を講じること。

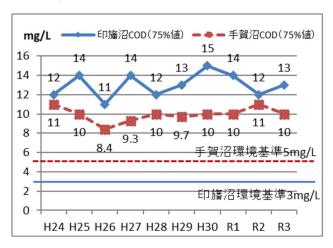
【直面している課題・背景】

1 水質改善に関する事項

- 印旛沼及び手賀沼の水質は、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく湖沼水質保全計画を8期にわたって策定し、これまで下水道の整備等の生活排水対策のほか、植生帯の整備等による水質浄化対策及び雨水浸透施設の設置や環境にやさしい農業の推進等による面源系負荷対策などを推進しているが、いまだ環境基準の達成には至っていない状況である。
- 下水道の整備状況については、湖沼水質保全計画(第8期)の下水道 普及率の目標値に向けた整備促進のため、引き続き財政支援が必要である。
- 印旛沼流域及び手賀沼流域では河川環境整備事業を進めているが、植生帯の維持管理や効率的な浚渫手法に係る新技術の活用など技術的助言や財政的支援が引き続き必要である。
- なお、印旛沼については、湖沼水質保全計画に加えて、印旛沼及び流域の水循環に関する「印旛沼流域水循環健全化計画」を平成22年1月に策定し、令和3年度には「第3期行動計画」を策定するなど、印旛沼の水質改善、自然環境の保全・再生及び印旛沼流域の流域治水の取組を推進している。

○ これまでの対策により、生活系や産業系から沼に流入する汚濁負荷量は 着実に削減されているものの、市街地・農地等、面源系の汚濁負荷量は横ば いが続き、効果的な対策が見い出せていない。

面源系の負荷対策については、他の湖沼でも同様の課題を抱えており、 汚濁メカニズムの解明に向けた調査研究の推進及び効果的な対策のための 支援が必要である。



2 外来水生植物対策に関する事項

- 印旛沼及び手賀沼とその流域河川において、特定外来生物に指定されているナガエツルノゲイトウなどの外来水生植物が大量に繁茂し、水質や生態系への影響のほか、農業被害や治水上の問題などが懸念されている。
- 本県では、外来水生植物の駆除を手賀沼流域では令和2年度から、印旛沼 流域では令和4年度から開始しているが、繁茂規模が大きく、駆除の長期化 が避けられない。
- 令和4年5月に改正外来生物法が成立(施行は令和5年度)し、新たに 国や地方公共団体等の責務や防除に係る規定が設けられ、都道府県は、被害 の発生状況等の実情に応じ、特定外来生物の被害防止措置を講ずることとな った。
- 環境省は、同法に基づき、地方公共団体が主体的に取り組む事業を交付金により支援するため、外来生物対策管理事業費として令和5年度予算で350百万円を計上している。一方、本県の印旛沼及び手賀沼における外来水生植物対策事業の令和5年度予算は約329百万円であり、国の事業は自治体の実情を反映した予算措置が講じられておらず、交付金の予算を十分に確保する必要がある。
- また、機械を利用した効率的な駆除を行うため、手賀沼は高水位で管理されている灌漑期(4~8月)に駆除を実施する必要がある。しかし、本外来生物対策管理事業費に係る事業採択は単年度ごとであり、年度をまたぐ場合や期首から実施する場合に活用できないことから、こうした場合も活用できるよう補助制度を見直していただきたい。
- 現在、在来種と外来種が混生した群落が確認されており、国が作成した 駆除マニュアルではこのような群落への対応が示されておらず、対応に 苦慮していることから、国に対して、研究開発を進め効率的な駆除方法を 早急に確立し、駆除マニュアルの更なる充実を求める必要がある。

○ 手賀沼では、利根川の水を浄化用水として注水する北千葉導水事業を国が 実施しているが、この浄化用水を経由して外来水生植物の侵入が確認されて いることから、国に対策を求める必要がある。

【印旛沼及び手賀沼の駆除状況】

	印旛沼と主な流域河川	手賀沼と主な流域河川
繁茂面積 (調査年度)	約7.8万㎡ (R2年度)	約10万㎡ (R元年度)
駆除面積	24, 200 m²	42, 300 m ²
尚心 亦 山 作 	(R4年度)	(R2~4年度)
令和5年度当初予算	102,542 千円	216,735 千円
駆除面積	15, 000 m ²	24, 800 m²
駆除計画期間	5年程度	10 年程度

- ◎ 施策横断的な取組
- 1 物価高騰対策の実施
- (1)物価高騰対策の実施

<u>提案・要望先</u> 内閣府、厚生労働省、経済産業省、農林水産省 千葉県担当部局 総務部、総合企画部、健康福祉部

商工労働部、農林水産部、企業局



【提案・要望事項名】 物価高騰対策の実施【新規】

【具体的な提案・要望内容】

国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などから、電気やガス、燃料油等のエネルギーや食料品等について、価格の高騰と供給の不安定な状況が続いており、中小企業や農業・水産業などの幅広い業種の経済活動や社会福祉施設・医療機関、水道事業などの経営や住民生活に重大な打撃を与えている。

全国的に幅広い事業者が厳しい状況にあることを踏まえ、食料品やエネルギー、原材料価格の安定、事業者への支援策等について、対策を講じること。また、物価高騰の影響が家計を圧迫している中、特に影響を大きく受ける世帯や生活困窮者、住民生活に密着したサービス等への支援について、対策を講じること。

- 国においては、現下の物価高騰を克服し、日本経済を再生するため、令和 4年度第2次補正予算による「物価高克服・経済再生実現のための総合経済 対策」や予備費による「物価高克服に向けた追加策」等を実施したところで あるが、ロシアによるウクライナ侵攻はいまだ継続しており、現在の状況が 長期化することも予想されていることから、県民生活や社会経済活動を 守るため、引き続き対策が必要である。
- 地方におけるこれまでの物価高騰対策は、「電力・ガス・食料品等価格 高騰重点支援地方交付金」等を活用し、地方自治体の判断により、対策が 行われたものもあるが、今般の物価高騰は全国的な課題であることから、 国の責任において、一律の対策が講じられる必要がある。
- 県内企業からは、原材料価格の高騰、エネルギー価格高騰を背景とした 電気料金の上昇などが、経営に悪影響を及ぼしているとの声が聞こえている。 国においては、原材料の不足やエネルギーの価格高騰を抑制する更なる

取組や、コスト上昇分を適正に価格転嫁できる環境の整備、影響を受けている中小企業等の支援に資する大胆な経済対策を講ずる必要がある。

- 国際情勢の影響により、燃油、飼料、肥料等が高騰し、令和4年末の価格は令和2年度と比べ、燃油(A重油)で約1.4倍、配合飼料で約1.5倍、肥料が約1.5倍となっており、農林漁業者等に多大な影響を及ぼしていることから、引き続き緩和施策を行う必要がある。
- 施設園芸等燃料価格高騰対策 (セーフティネット構築事業)、漁業経営 セーフティーネット構築事業、配合飼料価格安定制度は安定的な経営に 不可欠なものであることから、基金が枯渇しないよう必要な予算を確保する 必要がある。
- 畜産農家が安定した経営を続けるためには、輸入飼料に過度に依存した 体質から脱却し、海外の影響を受けにくい自給飼料生産拡大などを支援し、 国産飼料への転換を進めていく必要がある。
- 農林水産物の価格については、市場における取引により決定されるため、 コストを十分に反映しきれない状況にあり、再生産可能な価格形成が行える 環境整備が必要である。
- 水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業では、導送配水工程におけるポンプ使用や浄水処理工程において多大な電力を要しており、電力価格高騰による事業経費の増大が経営を圧迫している。このような中、県民生活や県内産業に欠かせない水道水や工業用水を安定的に供給するためには、現行の交付金制度ではなく、国により新たな補助制度を創設するなど負担軽減策が必要である。
- 社会福祉施設・医療機関等においては、食材費や光熱費の高騰に加え、 診療材料費の値上げにより、厳しい経営を強いられているとともに、建築 資材の高騰等により、着工を延期するなどの影響が生じていることから、 対策を講じる必要がある。
- 日常生活に密接なエネルギーや食料品等の長引く価格高騰の影響が家計 を圧迫することにより、子育て世帯や低所得世帯等がより厳しい状況に 立たされていることを踏まえ、幅広く手厚い支援策を講じる必要がある。

- ◎ 施策横断的な取組
- 2 デジタル社会の推進
- (1) デジタル施策の推進

<u>提案・要望先</u> 内閣府、デジタル庁、総務省 千葉県担当部局 総務部、総合企画部



【提案・要望事項名】 デジタル施策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 生成AIをはじめとしたAI技術が急速に進展し、行政分野をはじめ様々な分野での活用が期待される一方で、AI技術に対する課題も表出していることから、安全性や信頼性を確保した上でAI技術の活用が図られるよう、地方の意見を十分に踏まえた上で、国において、活用と規制の両面から統一的なルールを策定するなど、早期に環境整備を行うこと。
- 2 デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地方の取組を後押しする デジタル田園都市国家構想交付金について更なる活用を進めるため、予算の 大幅な拡充や要件緩和・交付対象の拡大等の運用の弾力化を図ること。

- 1 生成AIをはじめとしたAI技術の活用に係る環境整備
 - アメリカのベンチャー企業「オープンAI」が開発した対話式のAI「ChatGPT」については、AI政策の基本的な方向性を示す司令塔となる「AI戦略会議」が内閣府に設置されるなど、活用や研究開発の促進と規制強化の両面から議論が進められている。なお、関係省庁における対応については、令和5年5月8日付で「ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申合せ」がなされ、自治体に対してはセキュリティ対策に万全を期すよう技術的助言があった。
 - 〇 県では、令和5年5月1日付で、ChatGPT などの生成AI について庁内 向けに注意喚起を行ったところ。

2 デジタル田園都市国家構想交付金の更なる活用

- ア 地方創生推進タイプ・地方創生拠点整備タイプ
 - 過疎化や高齢化といった地方の社会課題を、デジタル技術の実装により解決し、地方の活性化等を図る国の「デジタル田園都市国家構想」のためには、地域の主体的な取組が重要であり、千葉県でも、その実現に向けて、現在、「地方創生総合戦略」の改訂作業を進めているところである。

その実現のための財源として、「デジタル田園都市国家構想交付金」が重要となるが、当該交付金については、様々な要件等があるとともに、予算等の関係もあることから、地方が申請しても不採択となっている状況がある。このため、予算の大幅な拡充、要件緩和や交付対象の拡大等の運用の弾力化が必要である。

※千葉県の交付金の採択状況 (R3.R4 は地方創生推進交付金)

	交付金申請額	交付決定額	不採択事業
令和3年度	75,405 千円	75,405 千円	なし
令和4年度	85,039 千円	82,039 千円	1事業 (3,000千円)
令和5年度	116,888 千円	100,514 千円	1事業(16,000千円)

イ デジタル実装タイプ (TYPE1~3)

- デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上の取組を支援する デジタル実装タイプについては、活用事業が全国的に増加しており、 本県でも、当該交付金を積極的に活用し、デジタル実装を更に加速させて いくこととしている。
- デジタル田園都市国家構想に基づき、自治体におけるデジタル実装を早期に実現するためには、自治体の要望に対応できるよう、活用事業の増加を踏まえた予算の大幅な拡充など、地方におけるデジタル実装の取組を強力に支援することが必要である。

※千葉県の交付金の採択状況(「デジタル実装タイプ(TYPE1~3)」はR4開始)

				* '	, - , , , , ,
				交付金申請額	交付決定額
令和4年	△和 / 左座	県	(4 事業)	125,957 千円	125,957 千円
	7 4 4 4 4 及	市町村	(8 市町・13 事業)	117,638 千円	117,638 千円
	△和 5 年度	県	(5 事業)	90,716 千円	90,716 千円
	令和5年度	市町村	(27 市町・54 事業)	279,945 千円	279,945 千円

*全て TYPE1。R4、R5 不採択事業無し。

- ◎ 施策横断的な取組
- 2 デジタル社会の推進
- (2) 自治体DXの推進

提案・要望先 デジタル庁、総務省

千葉県担当部局 総務部



【提案・要望事項名】 自治体DXの推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 自治体の情報システムの標準化・共通化について、各自治体が円滑に移行できるよう、既存システムの整理や基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修を補助対象とするとともに、補助上限額を撤廃するなど財政的支援を確実に行うほか、地域におけるデジタル人材の確保等の観点から、地域のベンダ参入機会の確保に配慮すること。
- 2 緊急的な給付金事業に代表される自治体が共通して迅速に実施することが期待される事務については、国において、事前にシステムを構築するとともに、コールセンターを集約するなど、国による一元的な仕組みを速やかに構築すること。

【直面している課題・背景】

- 1 自治体の情報システムの標準化・共通化に係る財政的支援
- 自治体の情報システムについて、原則令和7年度(2025年)までに、 全ての自治体において標準化を実現するとされている。

上記に対する財政的支援として、デジタル基盤改革支援補助金があるが、 人口規模による上限額が設定されており、市町村からはその額では移行経費 が不足するとの声が寄せられている。

今後、既存システムの整理や基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステム改修等の対応も含めて円滑な移行を行うためには、国において、必要な経費を補助対象に含めるとともに、補助上限額を撤廃するなど十分な予算を確保することが不可欠である。

また、移行期間における各自治体の作業が集中し、それを担うベンダやデジタル人材の不足によるシステム構築等への進捗への影響が生じている。

【参考】

デジタル基盤改革支援補助金 国費 10/10

※人口規模による上限額が設定されている。

(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)

各地方自治体が、以下のデジタル基盤改革を計画的に取り組むことができるよう、地方公共団体情報システム機構に基金を設け、地方公共団体の取組を支援する。

2 緊急的な給付金事業に代表される自治体共通事務の国による一元的なシステム構築

- 新型コロナウイルス感染症や経済の急激な変動による影響を緩和するために実施された緊急的な給付金の支給に当たっては、迅速かつ的確な給付が必要であるが、現状では、市区町村ごとにシステム改修やコールセンターの設置をする等、重複した過大な事務負担が発生し、費用・事務作業の面において非効率的な行政運営がなされている。
- これら緊急的な給付金事業に代表される自治体が共通して迅速に処理することが期待される事務については、国において、あらかじめシステムを構築し、各自治体から必要な情報を集約し、コールセンター業務を含め一元的に事務を行うことにより、事務の効率化を図り、全国で、迅速かつ同時期に、不公平感なく給付する仕組みとすることが重要である。

◎ 施策横断的な取組

2 デジタル社会の推進

デジタル社会の推進に当たっては、施策横断的な視点から各分野において、 以下の事項を要望している。

(3) 治安基盤の強化

- 1 SMS機能付きデータ通信専用SIM提供事業者による契約時の本人 確認の義務付けを制度化すること
- 2 ランサムウェア等の脅威やネットワーク機器等の適切な保守管理の重要性について、一層の啓発を行うこと

[I - 3 - (1) 参照]

- (4) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の 拡充
 - 3 コンビナートの保安・防災対策には、高度な知識や技術が要求されることから、保安を担う人材を事業者が育成・確保できるよう必要な支援を行うとともに、プラントの保安の高度化に向け、ドローン等を活用した更なる Io T化の推進に努めること。

[Ⅱ-1-(1)参照]

- (5) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実
 - 1 デジタル技術の導入、革新的サービス開発等に向けた設備投資など生産性向上のための支援策を継続するとともに、より多くの中小企業等が利用できる仕組みとすること。

また、多岐に渡る課題の解決ができる高度なIT専門家等を育成し活用することで、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を検討する中小企業への支援の充実を図ること。

[Ⅱ-1-(2)参照]

(6) 有害鳥獣等の対策強化

3 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資するため、様々な条件下で使用可能なドローンなど、ICTを活用したより効果的な監視・捕獲機材や化学的防除技術、繁殖抑制技術などを開発すること。

[Ⅱ-2-(1)⑤参照]

- (7)「GIGAスクール構想」実現に向けた取組への支援
 - 1 急激に進む教育のICT化を支えるため、GIGAスクール運営支援 センターの継続及び学校のICT環境に係る地方財政措置によるICT 支援員の増置やICT活用教育アドバイザーの配置に対する予算措置の 拡充を図ること。
 - 2 ネットワーク通信環境整備や保守管理、大型提示装置等の周辺機器整備、 ソフトウェア整備、耐用年数が経過した端末の処分に要する費用を含め た更新等の費用、家庭における通信費の負担軽減についても、必要な財政 措置を講じること。
 - 3 デジタル教科書を無償とするとともに、効果的な活用事例を全国に共有 できる仕組みづくりを進めること。

[Ⅳ-2-(2)参照]

◎ 施策横断的な取組

3 カーボンニュートラルに向けた取組の推進

カーボンニュートラルに向けた取組の推進に当たっては、施策横断的な視点から各分野において、以下の事項を要望している。

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

- 1 地方公共団体が脱炭素社会の実現に向けた主体的な取組を推進できるよう、包括的かつ安定的な地方財源を確保すること。特に、カーボンプライシングの実現・実行に当たり、排出量取引や炭素税を導入する場合には、産業への影響に配慮して、経済界の声をよく聴きながら制度設計を行うとともに、炭素税については税収入の一定割合を地方に移譲する仕組みを構築すること。
- 2 公共施設における脱炭素化・再生可能エネルギー導入、レジリエンス 強化のため、PPA 導入に係る補助を継続すること。
- 3 住宅・建築物の ZEH 化・ZEB 化への支援策を拡充すること。また、既存・新築に関わらず、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーの 導入に向けたインセンティブを高める仕組みを講じること。
- 4 次世代自動車の導入促進について
- (1)次世代自動車の導入に向けた補助制度を継続するとともに、技術開発、 価格低減が促進されるようメーカーに支援を行うこと。
- (2) 国の目標達成に向けて、集合住宅や商業施設等様々な施設における 充電設備の導入に向けた補助制度を維持・拡大すること。
- 5 中小企業向け支援について
- (1)中小企業における脱炭素化に資する設備導入のための支援制度を拡充すること。
- (2)中小企業からの省エネ診断の受診希望に応えられるよう、診断体制や 予算について拡充すること。
- 6 J-クレジットについては、発行されるクレジットと申請や維持管理に 係る費用を比べるとメリットが少ないなどの課題があることから、制度 の改善を行うこと。
- 7 脱炭素社会の実現に向けては、水素や再生可能エネルギーの更なる 普及・拡大を図る必要があることから、引き続き、技術開発の推進、規制 緩和、設備投資への支援など、必要な措置を講ずること。

[Ⅵ-1-(1)参照]

- (2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用
 - 1 脱炭素社会の実現に向けて、引き続き、再生可能エネルギーの最大限の 導入促進を図りつつ、国民や企業の負担の軽減に努めること。
 - 2 洋上風力発電事業において、公募により選定された発電事業者が、公募 占用計画で提案した地域振興策や漁業協調策について、地元関係者の 意向を踏まえながら着実に具体化かつ履行するよう、国において管理・ 監督すること。
 - 3 太陽光発電施設については、地域とのトラブルを生じている例が散見 されることから、FIT法を所管する国が責任をもって、事業計画策定 ガイドラインや技術基準に基づき、事業者を指導すること。
 - 4 設備の更新や事業の終了により不要となった太陽光パネルについて、 リユース、リサイクル及び適正な処分のために必要な社会的システムの 構築を行うこと。
 - 5 再エネ特措法により、太陽光発電設備の廃棄等費用に関する積立制度を 設けているが、積立完了前の大規模な災害時などに廃棄費用を補填する 保険や第三者への損害賠償責任保険などへの加入を義務化すること。

また、事業者から提供された保険の加入状況など必要な情報については地元自治体に提供すること。

6 固定価格買取制度の対象外の再生可能エネルギー設備に係る情報に ついても、国が把握し、地方公共団体に提供すること。

[VI-1-(2)参照]

- (3) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の 拡充
 - 1 素材・エネルギー産業の集積地である京葉臨海コンビナートの国際 競争力の強化とカーボンニュートラルの両立に向け、各社が取り組む 研究開発・設備投資や、コンビナートの強みを活かした企業間連携の 取組を促すための必要かつ十分な支援策を講じること。

[Ⅱ-1-(1)参照]

- (4) 水産業の基盤となる漁場環境の改善に向けた取組の強化 水産生物の成育や再生産に重要な役割を果たしている藻場・干潟の保全・ 回復に向け、次の取組を推進すること。
 - 1 沿岸漁業に深刻な影響を与えている「磯焼け」が本県でも急速に拡大していることから、食害生物を効率的に駆除する方法の研究開発を早急に進めること。
 - 2 藻場・干潟の保全・回復に向けて、漁業者等による食害生物の駆除や浮 遊堆積物の除去などの活動をさらに促進するため、「水産多面的機能発揮 対策事業」について、十分な予算を確保すること。

[Ⅱ-2-(1)④参照]

- (5) 成田国際空港のポテンシャルを生かした成長・発展
 - 8 SAF (持続可能な航空燃料) の導入・普及促進

SAF (持続可能な航空燃料)のサプライチェーンの構築は、国際航空ネットワークの維持・強化に必要不可欠であることから、SAFの導入・普及促進に向けた政策を積極的に進めること。

[Ⅱ-1-(4)参照]

(6) 洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進 国策として進められている銚子市沖洋上風力発電事業の導入に際して、 維持管理の拠点として利用され、重要な役割を果たす名洗港の整備に必要 な予算を十分確保すること。

[Ⅱ-3-(11)参照]

- ◎ 施策横断的な取組
- 4 行財政基盤の強化
- (1) 地方税財政の充実・強化

提案・要望先 総務省 千葉県担当部局 総務部

【提案・要望事項名】 地方税財政の充実・強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国・地方の税財源配分のあり方を見直し、地方税源の充実と、税源の 偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 2 感染症対策や防災・減災事業、社会保障サービスなど増大している財政 需要を地方財政計画に的確に反映した上で、地方の安定的財政運営に必要な 地方交付税の総額を確保・充実し、地方が国に代わって借り入れる臨時財政 対策債は廃止すること。

また、今後想定困難な感染症の拡大や大規模災害への対応などが発生した場合、地域の実情に応じた施策を迅速かつ効果的に実施できるよう、必要十分な財政支援を確実に行うこと。

- 3 国庫補助負担金については、地方の超過負担を解消するとともに、国と 地方の役割分担を見直した上で、地方が行うべき事業については、必要な 権限と税財源を地方に移譲すること。
- 4 過疎対策事業債については、令和4年度に過疎市町村数が増加し、過疎計画に基づく事業が今後本格化することから、過疎対策事業が着実に実施できるよう必要額を確保すること。

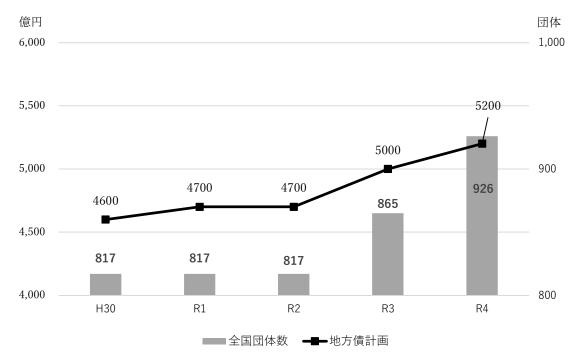
- 現状では、地方が担うべき事務権限に見合った税財源の移譲等は行われていないことから、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方一般財源総額を安定的に確保するとともに、地方の財源不足は、臨時財政対策債による補てんではなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策によって解消するべきである。
- また、今後想定困難な感染症の拡大や大規模災害への対応など、急な財政需要の増大には、地域の実情に応じた施策を迅速かつ効果的に実施できるよう、自由度の高い財源の措置等が必要である。
- 国庫補助負担金について、空港警備隊費などで県の超過負担が生じている ことから、解消を図るべきである。

その上で、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うべきである。

- 過疎地域の市町では、過疎対策事業債が幅広い事業に活用されており、 財源としても大変重要性が高いものである。
- このような中、令和3年4月、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、新たに48団体(うち本県1団体)が過疎団体に指定されるとともに、45団体※1が指定から外れ、卒業団体※2となった。※145団体のうち、4団体は、令和4年度に再指定されている。
 - ※2 卒業団体となっても、経過措置として6年間は、過疎対策事業債の活用が可能。
- さらに、令和2年国勢調査の結果を受け、令和4年4月に新たに65団体 (うち本県5団体)が指定され、全国の過半数の団体(本県では4分の1で ある13団体)が過疎団体となった。
- この結果、過疎対策事業債を活用する団体は、令和2年度の817団体から926団体に急増したが、地方債計画では、令和4年度は5,200億円*であり、令和2年度から500億円の増にとどまっている。
 - ※令和5年度は200億円増の5,400億円が計上されたところであるが、この増額は物価高騰対策を考慮したものであり、実質的には令和4年度と同水準である。
- 本県においては、過疎団体が増加したことにより、過疎対策事業債の需要が急増し、令和4年度は令和3年度と比べて約4倍の79.4億円(同意額)となっており、さらに、過疎計画に基づく事業が今後本格化することから、一層、過疎対策事業債の需要が増加することが見込まれる。

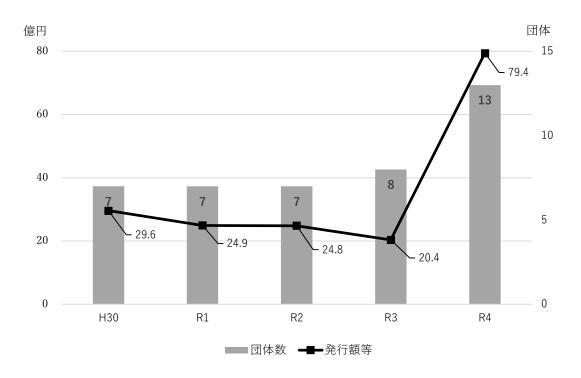
【参考】

○全国の過疎団体数と地方債計画額の推移



※R3 以降の全国団体数には、R3 年4月に卒業した45 団体を含む。

○本県の過疎団体数と過疎対策事業債の発行額等の推移



※R4 の発行額等は、同意額である。

- ◎ 施策横断的な取組
- 4 行財政基盤の強化
- (2) 地方分権の推進

<u>提案・要望先</u> 内閣府 千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】 地方分権の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国と地方の役割分担について、物価高騰対策等の全国的な課題は国が責任をもって統一的な対応をとり、それ以外の住民に身近な行政は地方公共団体に委ねるなど、適切な見直しを行うとともに、地方が行うべき事業については、必要な権限と税財源を一体的に移譲すること。
- 2 「従うべき基準」は、廃止または「参酌すべき基準」とするなど、義務 付け・枠付けの見直しを行うこと。
- 3 地方分権改革を推し進めるために導入された「提案募集方式」について、 対象を拡充する等、制度の見直しを行い、地方の発意に根差した提案の実現 に向け積極的に取り組むこと。

【直面している課題・背景】

○ 令和4年1月に設置された第33次地方制度調査会において、国と地方公共団体の関係等について調査・審議が行われているところであるが、新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題や社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展等に的確に対応するためには、国と地方の役割分担を適切に見直す必要がある。例えば、物価高騰等の全国的な課題のうち、地方が個々に取り組むことで、かえって混乱や不平等などを惹起するものは、国が責任をもって統一的な対応をとるべきであるが、新型コロナウイルス感染症に係る対応のうち、教育等関連施設の感染対策など、地方の感染状況や社会経済状況等に応じた対応が必要なものは、地方の実情に応じて取り組む必要がある。

また、役割分担の見直しや住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるという基本的な考え方に基づき、地方が行うべき事務・権限や税財源の更なる移譲を進めることも必要である。

○ 地方分権改革は、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築し、地域の実情に合った住民サービスの向上を図るための基盤であり、これまで様々な取組が行われてきたものの、義務付け・枠付けの見直しは十分であるとは言えない。

また、地方分権一括法等により、国の法令で定めていた様々な基準が 自治体の条例へ委任されたものの、基準を条例で定めるに当たって、省令 により「従うべき基準」が設定されており、地方の裁量が許されていない ことが多い。このため、地方が地域の実情に合った施策を推進できるよう、 今後、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については、 廃止または「参酌すべき基準」とするなど、義務付け・枠付けの見直しを 行うことが必要である。

○ 令和4年の「提案募集方式」においては、全国から291件の提案が寄せられたが、そのうち約1割が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、検討対象外とされている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案であっても現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう、過去と同内容の提案が複数の 団体からあった場合には検討の対象とすることや、将来予想される支障を 防止するための提案の場合には一律に具体的な支障事例を求めないこと など、制度の見直しを行っていく必要がある。